

— 目 次 —

◎第6回定例会

○12月7日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期決定の件について	4
日程第3	議案第102号から議案第109号までの8議案一括議題	5
日程第4	決算審査報告	7
日程第5	議案第110号から議案第121号まで12議案一括議題	7
日程第6	質疑・討論・採決（議案第115号）	10
日程第7	追加議案の取扱いについて	11
日程第8	議案第122号及び議案第123号一括議題	11

○12月11日（第2号）

日程第1	総括質疑	16
日程第2	常任委員会付託	31

○12月18日（第3号）

日程第1	一般質問	34
	18番 山領 征男君	34
	15番 黒木 孝光君	45
	6番 大久保義直君	54
	12番 中石 高男君	60
	2番 財部 一男君	67
	3番 上西 祐子君	78

○12月19日（第4号）

日程第1	一般質問	92
	1番 斉藤ちづ子君	92
	9番 池田 克子君	100
	17番 桑畑 浩三君	113

16番 的場 茂君	126
7番 重久 邦仁君	139

○12月20日 (第5号)

日程第1 常任委員長報告	152
総務文教常任委員長	152
福祉保健常任委員長	153
産業建設常任委員長	156
日程第2 質疑・討論・採決	159
追加日程第1 決議案第2号上程	174
日程第3 常任委員会の視察研修報告	175
日程第4 議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について	178
日程第5 議員派遣について	178

三股町告示第42号

平成18年第6回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年12月4日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成18年12月7日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

齊藤ちづ子君	財部 一男君
上西 祐子君	福留 久光君
長尾 鈴子君	大久保義直君
重久 邦仁君	東村 和往君
池田 克子君	別府 久光君
原田 重治君	中石 高男君
小牧 利美君	宮田 強雄君
黒木 孝光君	的場 茂君
桑畑 浩三君	山領 征男君

○12月11日に応招した議員

○12月18日に応招した議員

○12月19日に応招した議員

○12月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成18年12月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第102号から議案第109号までの8議案一括議題
日程第4 決算審査報告
日程第5 議案第110号から議案第121号まで12議案一括議題
日程第6 質疑・討論・採決(議案第115号)
日程第7 追加議案の取扱いについて
日程第8 議案第122号及び議案第123号一括議題
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第102号から議案第109号までの8議案一括議題
日程第4 決算審査報告
日程第5 議案第110号から議案第121号まで12議案一括議題
日程第6 質疑・討論・採決(議案第115号)
日程第7 追加議案の取扱いについて
日程第8 議案第122号及び議案第123号一括議題
-

出席議員(18名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 齊藤ちづ子君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 福留 久光君 |
| 5番 長尾 鈴子君 | 6番 大久保義直君 |
| 7番 重久 邦仁君 | 8番 東村 和往君 |
| 9番 池田 克子君 | 10番 別府 久光君 |
| 11番 原田 重治君 | 12番 中石 高男君 |

13番 小牧 利美君

14番 宮田 強雄君

15番 黒木 孝光君

16番 的場 茂君

17番 桑畑 浩三君

18番 山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 出水 健一君

書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 桑畑 和男君

助役 原田 一彦君

教育長 田中 久光君

総務企画課長 原田 順一君

税務財政課長 渡邊 知昌君

町民保健課長 重信 和人君

福祉課長 下石 年成君

産業振興課長 木佐貫辰生君

都市整備課長 中原 昭一君

環境水道課長 福重 守君

教育課長 野元 祥一君

会計課長 上村 陽一君

代表監査委員 谷山 悦子君

午前10時06分開会

○議長（原田 重治君） ただいまから平成18年第6回三股町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（原田 重治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、1番、斉藤さん、17番、桑畑君の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（原田 重治君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 齊藤ちづ子君 登壇〕

○議会運営委員長（齊藤ちづ子君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

去る12月4日に委員会を開催し、本定例会にかかわる諸事項の協議を行いました。その結果、本定例会の会期は、本日から20日までの14日間とすることに決定しました。日程の明細につきましては、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

次に、議案第115号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第3号）」については、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに決定しました。

なお、本日追加議案2件を予定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日から20日までの14日間とすることにし、今回提案される議案のうち、議案第115号については委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から20日までの14日間とすることに決しました。

また、議案第115号については委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに決しました。

日程第3. 議案第102号から議案第109号までの8議案一括議題

○議長（原田 重治君） 日程第3、議案第102号から議案第109号までの8議案を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

平成18年第6回三股町議会定例会に上程いたしました、平成17年度の各会計の決算認定にかかわる各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第102号「平成17年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第

103号「平成17年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第104号「平成17年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第105号「平成17年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第106号「平成17年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第107号「平成17年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第108号「平成17年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第109号「平成17年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の8議案については、平成17年度の各会計における決算認定にかかわる案件でありますので一括御説明を申し上げます。

平成17年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下にありましたが、一般会計において、歳入決算額9億2,171万2,052円、歳出決算額8億8,211万4,249円、翌年度繰越額2億1,949万7,560円、国民健康保険特別会計において、歳入決算額2億4,807万7,198円、歳出決算額2億2,495万7,090円、翌年度繰越額2億2,312万1,088円、老人保健特別会計において、歳入決算額2億2,003万9,573円、歳出決算額2億1,614万2,475円、翌年度繰越額4,389万7,098円、介護保険特別会計において、歳入決算額1億2,284万3,186円、歳出決算額1億4,800万2,333円、翌年度繰越額2,484万2,953円、梶山地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額4,337万4,878円、歳出決算額4,326万8,541円、翌年度繰越額10万6,337円、宮村南部地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額3,829万7,366円、歳出決算額3,821万7,011円、翌年度繰越額7万3,725円、公共下水道事業特別会計において、歳入決算額4億2,676万7,612円、歳出決算額4億2,660万5,363円、実質翌年度繰越額16万2,249円、墓地公園事業特別会計において、歳入決算額3,289万3,561円、歳出決算額3,223万4,679円、翌年度繰越額65万8,882円となり、いずれの会計におきましても剰余金をもって決算ができましたことは、町議会議員の皆様方を初め町民各位の深い御理解と御協力の賜物であり、深く感謝を申し上げる次第であります。

そこで、この8件の決算につきましては、監査委員の審査に付しその意見書並びに関係書類を添えて議会の認定を求めようとするものであります。

以上、8議案について提案理由の説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、御認定くださるようお願いいたします。

また、物品調達基金ほか20の各種基金について、その運用状況を報告書を提出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第4. 決算審査報告

○議長（原田 重治君） 日程第4、決算審査の報告を求めます。

谷山代表監査委員。

〔代表監査委員 谷山 悦子君 登壇〕

○代表監査委員（谷山 悦子君） おはようございます。報告します。

平成17年度三股町一般会計、国民健康保険、老人保健、介護保険、梶山地区農業集落排水事業、宮村南部地区農業集落排水事業、公共下水道事業、墓地公園事業の特別会計、以上7特別会計及び基金運用状況報告書について、8月2日に町長から決算書の審査依頼がありましたが、委員2名において、証憑書類、諸帳簿、関係書類について検査した結果、すべてにおいて正確に、適正に処理されていると認められましたのでここに報告します。

なお、詳細につきましては、別紙審査意見書をご参照くださいますようお願いいたします。

以上、報告を終わります。

日程第5. 議案第110号から議案第121号まで12議案一括議題

○議長（原田 重治君） 日程第5、議案第110号から議案第121号まで、12議案を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは引き続きまして、各議案の提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第110号「三股町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、健康保険法の一部改正により、去る平成18年10月1日付で専決処分にしたもので、地方自治法第179条第3項の規定により今議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

すなわち、健康保険法の一部改正により、「特定療養費」を、「保険外併用療養費」に改めたものであります。

次に、議案111号「財産の取得について」御説明申し上げます。

本案は、三股町総合文化施設等整備周辺整備事業に伴う土地を購入しようとするものであります。

すなわち、三股町土地開発公社から15筆、1万9平方メートルを1億2,976万8,289円

で取得しようとするものです。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第112号「三股町コミュニティバス運行に関する条例」について御説明申し上げます。

本案は、平成19年度より運行予定である三股町コミュニティバスの運行に関して所要の事項を定めようとするものであります。

次に、議案第113号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、三股町コミュニティバスの運行に関し協議を行う三股町地域交通会議委員の報酬を定めようとするものであります。

次に、議案第114号「三股町障害者自立支援手当支給条例」について御説明申し上げます。

本案は、障害者に福祉サービス利用料の、原則1割負担を求める障害者自立支援法が施行されたことを受け、障害者の経済的負担の軽減と自立性に寄与することを目的に、所要の事項を定めようとするものであります。

次に、議案第115号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

本案は、宮崎県知事が去る12月4日辞職したことにより、急遽来年の1月に執行されます宮崎県知事選挙に伴う所要の補正を行うものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額86億339万4,000円に歳入歳出それぞれ885万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億1,225万3,000円とするものであります。

まず、歳入については、県支出金として県知事選挙委託金を増額補正し、歳出については、選挙費において人件費、需用費、ポスター掲示板設置の委託料など、県知事選挙の執行に必要な事務経費を増額補正するものであります。予備費は、収支の調整措置として、その不足額を減額補正するものであります。

次に、議案第116号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額27億967万5,000円に、歳入歳出それぞれ1,107万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,074万8,000円とするものであります。

歳入につきましては保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金の確定による増額及び平成17年度決算繰越金計上に伴い繰入金を減額補正し、歳出につきましては平成17年度国庫負

担金返還金と一般会計精算金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、議案第117号「平成18年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額15億9,492万6,000円に、歳入歳出それぞれ346万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,839万1,000円とするものであります。

歳入につきましては介護保険事業費補助金及び一般会計繰入金を、歳出につきましては一般管理及び介護予防特定高齢者施策事業費をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、議案第118号「平成18年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額503万2,000円に、歳入歳出それぞれ24万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ527万8,000円とするものであります。

歳入につきましては一般会計繰入金を、歳出につきましては一般管理費をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、議案第119号「平成18年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

本案は、当初見込みにより使用水量の増が見込まれることから所要の補正を行おうとするものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額3,969万7,000円に歳入歳出それぞれ37万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,007万2,000円とするものであります。歳入については使用料を、歳出につきましては委託料をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、議案第120号「平成18年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

本案は、予算に不足を生じたので所要の補正を行おうとするものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額4億6,160万4,000円に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,161万3,000円とするものであります。

歳入については、事業費の決定により一般会計繰入金等を減額し、町債等を増額するもので、歳出については、公債費を増額補正するものであります。

次に、議案第121号「宮崎県後期高齢者医療広域連合の設立について」御説明を申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、広域連合を設立するため、地方自治法第291条の11の規定により、今議会に提出し、その承認を求めようとするものであります。

以上、12議案についてその提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第6. 質疑・討論・採決（議案第115号）

○議長（原田 重治君） 日程第6、議案第115号の質疑・討論・採決を行います。

議案第115号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第3号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） 5ページの、継続費の補正についてですが、これが18年度、19年度、20年度それぞれ（発言する者あり）使った分だけの……（発言する者あり）だけどこれは前の補正の中に全部整理する、（発言する者あり）これはまた全部破棄ということですか。（発言する者あり）そして、また審議されるんですか（「そうそう」と呼ぶ者あり）わかりました。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第115号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩します。追加議案の取り扱いについて議会運営委員会を開催しますので、議員の方々は議員控室へ御集合願います。

午前10時31分休憩

午前10時41分再開

○議長（原田 重治君） 引き続き本会議を再開します。

日程第7. 追加議案の取扱いについて

○議長（原田 重治君） 日程第7、追加議案の取り扱いについて。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 齊藤ちづ子君 登壇〕

○議会運営委員長（齊藤ちづ子君） それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

先ほど追加議案2件に係る諸事項の協議を行いました。その結果、本日これから追加上程されます議案第122号「平成18年度一般会計補正予算（第4号）」及び議案第123号「公の施設の指定管理者の指定について」は、委員会に付託をし審査することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。本日追加上程されます議案第122号及び議案第123号の取り扱いについては、議会運営委員長の報告のとおり委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、本日追加上程されます議案第122号及び議案第123号の2議案については、委員会に付託することに決しました。

日程第8. 議案第122号及び議案第123号一括議題

○議長（原田 重治君） 日程第8、議案第122号及び議案第123号を議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、本日追加上程いたしました2議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第122号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。

本案は、今後の追加需要額を見込むとともに、各種事務事業の補助内示、変更、決定、実績見込みにより所要の補正を行うもので、歳入歳出予算の総額86億1,225万3,000円から歳入歳出それぞれ8,671万9,000円を減額、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億

2,553万4,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

国庫支出金が三股中学校整備事業にかかわる教育補助金を交付金化により組み替えし、減額補するものであります。

県支出金は、保険基盤安定負担金、保育対策等促進事業補助金など、事業の内示あるいは変更、決定、実績見込み等によりそれぞれ増額または減額補正するものであります。

繰入金は、国民健康保険特別会計の17年度清算返還金等を増額補正し、また中学校整備事業の年割額の変更、及びその他財源調整により公共施設等整備基金及び中学校施設整備基金の繰入金を減額補正するものであります。

繰越金は、17年度決算における実質収支額の未計上分を増額補正し、諸収入は雑入において病院事業会計の設定に伴い、その予算組み替え分として、病院医療未収金を減額補正し、町債は中学校整備事業の18年度年割額の減額に伴う教育債の減額補正が主なものとなっております。

次に、歳出につきまして主なものを説明を申し上げます。

総務費は、総務管理費においてバス停設置など、コミュニティバス運行準備に係る経費を増額補正するものでございます。

民生費では社会福祉費において、障害者支援費を実績見込みによりそれぞれ増減補正し、また17年度の支援費等の清算に伴う国県補助負担金返還金の増額補正及び老人福祉費において、介護保険会計繰り出し金の増額補正が主なものとなっております。

衛生費は、病院事業会計の設定において、その組み替え費用分を病院費から全額減額し、土木費においては公共下水道事業の収支調整により繰り出し金を減額補正、また町営住宅の修繕料等の増額補正が主なものとなっております。

教育費は、中学校整備事業の年割額の変更により、その整備費を減額補正し、予備費は収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表の継続費補正であります。中学校整備事業の補助金及び交付金の交付割合において、各年度ごとの事業費の年割額をそれぞれ変更し、また特別教室棟の増築を一部追加し増額補正するものであります。

第3表の地方債補正であります。主に中学校整備事業の年割額の変更に伴い、それぞれ起債の目的ごとの中学校整備事業債を減額補正するものであります。

次に、議案第123号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明を申し上げます。

本案は、三股町国民健康保険病院の指定管理者として選定した結果、医療法人社団牧会小牧病院を指定するため、地方自治法第244条の2第6項及び三股町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案について、その提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで補足説明があれば許します。補足説明ないですか。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時50分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時51分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

ここでお願いいたします。明日は休会となりますが、総括質疑で詳細な数字等の提示を求める質疑をされる方は、事務局に質問の通告用紙を備えておりますので、明日の正午までに提出くださるようお願いいたします。

.....
○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時51分散会
.....

平成18年 第6回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成18年12月11日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成18年12月11日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 長尾 鈴子君	6番 大久保義直君
7番 重久 邦仁君	8番 東村 和往君
9番 池田 克子君	10番 別府 久光君
11番 原田 重治君	12番 中石 高男君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（原田 重治君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、先議で措置した案件を除く、今会期に提案をされたすべての議案に対する質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

また、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。御協力方よろしくをお願いします。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行ってください。

質疑ありませんか。財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 議案第123号「公の施設の指定管理者の指定について」ちょっとお尋ねをしたいと思います。

医師会病院に委託をされておりましたが、医師会の方から今年いっぱい引き上げるというようなことから、今回指定管理のやり直しというような形がされたわけですが、聞いた話では3社というような話を聞いておりますが、3件の内容はだれだったのか。そして今回の審査にされた経緯ですね、審査の経緯。で、今度牧会小牧病院に決定したわけですが、そのあたりの理由といえますか、審査の過程を含めてひとつ教えていただきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） ただいま財部議員より指定管理者についてちょっと質疑があったんですけども、この内容につきましては10回の審議会を開きました。その内容につきましても、経営収支計画についてとか経営移譲後の考え方、そしてまた経営移譲後の運営方針等についてヒアリングも行いました。それで町民のために病院経営を続けていただける法人ということ

を判断いたしまして、小牧病院を選定いたしました。

3社の内容は、小牧病院と戸嶋病院と海老原病院でございました。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今、3社ですか、海老原さんと小牧さんと戸嶋さん。医師会がされるときは藤元さんも名乗り挙げとったような気がしたんだけど、今回は名乗りを挙げられなかったのか、それとも辞退……、なんか辞退したちゅうような話も聞いたんだけど、そのあたりはどうだったのか。

○議長（原田 重治君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 八日会におかれましては、御辞退の文書が事前にありました。

○議長（原田 重治君） いいですね。——ほかに質疑ありませんか。——上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。まず、議案102号17年度決算なんですけど、1点は……3点あります。この102号でですね。1点は、17年度の公共工事、公共工事のその入札業者とその入札業者が落札した額、その落札率をお聞きしたいのと、それから指名の仕方はどういうふうに行っているのかお聞きしたいと思います。

それから、もう一点は、滞納のことなんですけど、滞納額が町民税とか法人税いろいろ1,000万、住宅使用料も1,200万、保育料も1,800万、国保も1億2,500万とありますが、この滞納に対して徴収員がいろいろ苦勞されてることはわかりますが、その滞納者の実態ですね、多重債務者が多いことが大体こう、そういう滞納につながると思うんですけど、それらのことで何か相談活動、そういうふうなことはしてないのか。そこら辺をお伺いいたします。

もう一点は、決算資料の中の14ページなんですけど、畑地帯総合整備事業が1,729万4,000円となっておりますが、この事業の実態、どのような事業内容でどのくらいかかるのか。

以上3点お聞きしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それでは、102号につきまして、平成17年度の工事の入札業者等の落札率等の問題でございます。平成17年度は入札いたしましたのは172件の工事あるいは設計等の測量、設計の委託業務でございます。このうちの落札率でございますけども、全体の平均は95.89でございます。

それから、指名の方法はどのような方法で行ったかというようなことでございます。これは指名の要綱があるわけでございますけれども、この要綱に基づいて行っております。

この要綱はどのような内容になっているかと申しますと、まず指名願を出された業者をランクづ

けしまして、ランクづけした業者には金額が幾らから幾らの幅というようなものが定まっております。それに基づきまして指名審査委員会を開催いたします。で指名審査委員会の中で業者選定をするという形になっております。方法としてはそういった中でございますが、詳細はもっと詳しくあるわけでございます。大筋はこういう方法でしたところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 私の方では税関係での滞納者の実態っていうんですか、その関係と、それから相談の活動はどのような形でというような話だろうと思っておりますので、滞納者の実態につきましては、やはりなかなか納期内の納付のできない方の生活の状況からできない方、特に保険税等については非常に所得の関係あるいは世帯数の関係とか、そういう関係でそういう方もおられます。

それから、中にはそういった多重債務の方とか、それから行方不明になっておられる方、実態はいろいろなんです、その割合についてはここで資料がございませんので説明できないんですけども、そういった方々の中で特にそういう生活困窮されてる方が中心になると思いますが、毎月3日ほどの納税相談日というのを設けまして、夜間の相談活動といいますか、いろんな実態をお聞かせいただきながら、その中でも納期内の納付、期ごとの納付が不可能な方には、分納をお願いしているところであります。

それから、徴収嘱託員についても、出向いた先でそういった内容等をお聞かせいただいて、それをこちらの方で報告を伺ってるわけですけども、そういったものを含めてそういった相談活動はやっております。

ただ、中にはいろいろと自分の言い分といいますか、前向きな姿勢で取り組んでいただかない方もおられますので、そういったときには差し押さえ等ですね、滞納処分等も警告をしながら進めているところであります。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに。都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 住宅家賃の関係なんです、住宅の家賃につきましては、まず住宅に入居される方が滞納されるということで、入居される場合の説明等を今十分行いながら、まず特に保証人の方ですね、二人呼びまして、その仕事の都合でお金ない場合は、後日でも一人でも呼んで、その人にこちらの状況を説明して、それにサインをしてもらっております。

そういったことで、ここ3年ほどは滞納額は今ちょっとずつは減っている状況にはございますけど、そういった面で特に注意をしております。

それと、主に滞納の多い方ですね、こういう方については呼んで、今の住宅でちょっと高いの

かなと、ちょっと厳しいのかなという方にはついては、ちょっと安い方の住宅等を入れていただけないかという相談等も、こういう相談等もしながら、少しでも滞納額が少なくなるような形で対応しております。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 14ページっていうのはこの決算資料の14ページという理解したらいいんですね。その中の畑地帯総合整備事業っていうことで1,729万4,000円支出しておりますけれども、この畑地帯総合整備事業っていうのはこの都城盆地の畑地帯に水を持ってこようということで、山田町の方に木之川内ダムをつくっておりますけれども、それから幹線水路をこの地域に引っ張ってきまして、そしてファームポンドをつくる。これが直営事業でございます、それから今度末端の方のファームポンドから畑地の方に支線の水路を引きます。それか支線の水路とともに給水口、そこまでを県営事業の方で担当してるわけなんです、その県営事業の方の負担金ということで、ガイドラインは10%なんですけれども、農家負担はなくそうということで、8.3%まで市町でもとうということで18.3%市町村負担金ということになっています。

ただし、それから今度給水口からまた畑地の方に今度水をまきますけれども、そちらの方の機械等につきましては、これは農家負担が出てくるということになります。国営事業が21年度で終了しまして、ただし県営事業につきましてはその後平成35年ほどまでは、まだまだ受益面積が広がりますんで約4,000ヘクタールで、本町の場合は310ヘクタール約ですね、宮ノ原がことしから水が行きますけれども、まだほかにも受益面積がございますので、まだまだこれからその整備に関しては負担金が出てくるということでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 公共工事にかかわることについてお尋ねいたしますが、町長、17年度落札率が95.89%と言われましたが、この数字に対して町長は、今宮崎県の談合問題で揺れておりますが、その宮崎県が全国一落札率が高いんですね。長野県なんかは70何%で、田中知事になったころから減ったと、いうふうなことを聞いておりますが、この本町の場合も約96%、17年度のその入札・落札表を見ますと99%とかいうふうな業者もあります。そういうふうなことを考えて、本町の場合どうこう、談合は本当はないのかどうか。町長、その数字に関する感想とそのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今、全国的にこの官製談合問題が注目を浴びているわけでございますが、

宮崎県も御承知のとおり、あのような現知事まで逮捕されるということに発展をいたしております。

本町におきましては、そういうことはないというふうに考えておりますが、やはり本町におきましては平成11年だったと思うんですが、入札にかかわるこの大きな改善を行っております。

そういうことで、予定価格の事前公表とか、あの入札にかかわる問題につきましては見直し改善を行ってまいりました。

そういうことで、今後全国的にこの入札制度改革というのはですね、急速にこの見直しが行われていくんじゃないかというふうに考えております。国を初め都道府県、すべてがそういうふうに入札の改革、改善、このあたりは、提起されていくんじゃないかというふうに考えています。何といいましても、今新聞紙上で言われておりますこの改革につきましては条件つき一般競争入札、それとさらには、電子入札というようなこと等が新聞に掲載されておりますが、こういうことで今後進んでいくものというふうに考えているところでございます。

見直すところはどしどし見直していきたい。そして透明性のある公正・公平な入札というものに持っていくべきではないかということ考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 滞納者のことでちょっとお聞きしますが、私がことし初めに相談を受けた多重債務の人を、もうとにかく五、六万円の年金なのに十四、五万円払ってた、その業者にですね。毎月毎月払って。で、もうにっちもさっちもいかなくてもう自殺を考えてうちに来られたんですけど、その人を相談、無料相談、福祉協議会でやってる。あそこに連れて行って先生にお話を聞いてもらったら、その先生が、あんたはこら、もう払い過ぎてると、何年も何年もまじめに払っているから、もうこのグレーゾーンちゅうんですか、そういうふうなことをあれして計算し直せば、払い過ぎてるから引き受けてあげるわというふうな形で引き受けてくださって、そして半年ぐらいしてからお礼に来られたんですけど、もう無事に解決できましたと。もう全部借金がチャラになって、そしておまけにその払い過ぎてたお金まで返ってきて、先生のお礼にまでできたと、そういうふうな事例があったんですね。

だから、やはりそういうその滞納を、何も好き好んで滞納してるわけじゃあないと思うんですけど、やはりそういう方もいらっしゃるんじゃないかなあと思って、そういうこう、本当にこうサラ金なんかで苦勞されてる人たち、滞納をこの税金も保育料も住宅使用料も払えないっていうふうな方々に、もっとこうきめ細やかなそういう相談ができないものかなあというふうなことで質問したわけですが、そのようなお考えがあるのかないのか、もう一回お聞きしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） あの窓口に来られて相談される方は、なかなかそういった中身の実態まで話される方はかなり少ないものですから、こちらは税の徴収という立場でお話をするんですよね。だから、どうしてもそこにわからない部分というのはたくさんございます。

もしそういうことで相談等があれば、それなりの関係機関なり、あるいはどうしても困っておられれば福祉的な措置とかですね、そういった御相談は申し上げてるとこなんですけど、先ほど言いましたようになかなかその実態まではつかんでいないというのが現状だろうと思います。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） 9番。122号、この前ちょっとあれでしたけども、6ページの継続費の補正ですが、この前ちょっと説明はなされたんですけども、その中で交付割合によるって説明をなされたと思うんですけど、その部分をもう少し詳しくお尋ねをしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 継続費の補正ということですけども、中学校の整備事業、3カ年で取り組むということで継続費の設定をしているところですけども、当初の考え方として工事が、工事の期間はそれぞれ1年間なんですけど、年度的には2カ年にまたがる。要するに7月に始まって翌年の6月に終わるということで、一般会計上は2カ年度にまたがるという格好になっています。

それで、当初の設定がそれぞれの事業っていうか工事ごとに、最初の年度について予算の割り振りを75%、そして残りの4月から6月までの3カ月ですね。この分を25%ということで設定しておりました。その後、県・国等の協議、また補助金の関係もありまして、最初の年度に耐震補強工事と増築についてが40%、あとの年度にそれぞれ60%と。そして大規模改造工事、これについては最初の年度に50%、そして次の年度に50%ということから年割額の変更が生じたということでございます。

それから、事業費総体で3,800万円ほどふえておりますが、これについては一番最終年度の南の特別教室と、この中で現在室内化されてない部分があります。これを室内化するというところで考えておったんですけど、補助対象にはならないということから今回の事業ではここを入れないことにしたんですけど、その後県・国との協議の中で補助事業の適用を受けられるということからその室内化ということも考えております。そういうことで総体的にもふえてきているということになっております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） そういう事情は大体わかりましたけれども、やはりこれは予算を

組むときにはそういうものをある程度想定された上でまず予算を組まれたと思うんですけどね、あとでこういう形で順送りされてるような状況だと思うんですよ。ですから、これは確実に19年度、20年度においてはそういう補助関係は来るっていう前提があるわけですかね。お尋ねします。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 一応、国の三位一体改革、その中で補助等についても相当今変化があつてるといふこともございます。

それと、最初の考え方が工事の設定の仕方として4月スタートの3月終わりという形が最初にございました。ところが、学校の教育現場の運営、また事業、その他の行事も含めた中で、夏休みっていう考え方はやっぱり優先すべきであるということから、事業のスタートを7月にして、終わりを6月にしたという、これについても途中の変更でございます。

そういう中で、事業費の設定として4月から——ごめんなさい。7月から3月までの9カ月間、そして翌年度の4月から6月までの3カ月間、事業の設定として、割り振りとして、月の数でしていくということです。要するに最初の年度を9カ月と、残りの部分を3カ月分ということで事業費設定をしたんですが、補助金の国の考え方、それと実際の事業の進捗、いわゆるその年度の工事量ですね、そのことによって協議の中でこういう形に変更せざるを得なくなったということでございます。はい。

○議長（原田 重治君） ほかに。別府君。

○議員（10番 別府 久光君） 10番。102号の17年度の決算について、決算の9ページに不納欠損額が1,047万8,602円となっておりますね。内容をこう見てみますと個人町民税、これが279万7,498円、94件ということですが、そして、またこれは法人町民税が22万ですか、固定資産税、都市計画税、もう都市計画税は廃止してからもう何年になりますか。7年ぐらいになりますか。そういったことで件数としては105件となっております。軽自動車税ですか41万1,800円、87件。こういった金額合わせて1,047万8,602円となっております。税の公平性からいってどういった手段で、努力されとるといふことは先ほど言われましたけれども、そういったことについてどのような手段でされておられるのか。法的手段とかそういったものに、県なんか自動車税の滞納者なんかについては競売にかけたりいろいろ手段をとっておるようですが、本町としてはどういった手段をされておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 滞納処分の方法ということだろうと思いますが、まず最初にどうしてもそういった形で悪質な滞納者については差し押さえ処分をするということで、17年度

においては今まで預金とか、それから生命保険、そういったものの債権の差し押さえが数多くされてたわけですが、17年度は有効に働きそうな部分については不動産の差し押さえ。特に不動産を担保にして融資を受けられている方、どうしても不動産を処分する可能性のある方といったような方を中心に差し押さえ処分をいたしております。

その結果で、収納率等については上がってはきてるんですが、ただ、どうしてもそういった形で差し押さえもできない状況、そして生活的にも大変困窮しているような方、あるいは行方不明になっておられて連絡のしようもない方といったようなことについては、そういう滞納処分の形として執行停止という形をとっていきます。これは地方税法の15条の7の中でそういった規定があるんですが、最初に財産がない、それから、それを滞納処分することによって生活を著しく困窮させる、あるいはその所在、そういった財産とともに不明の状態であるといった方は執行停止という形で、不納欠損ではございませんが様子を見るといったような形になっております。

そして、その結果でそういう状況が続くということであれば不納欠損処理を行うと。その間に財産等が判明したりとか生活の状況がよくなれば、また納税していただくような形で徴収対策を考えるとというようなことになっております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 別府君。

○議員（10番 別府 久光君） 私が考えますのは、やはり所得があるからこそ町民税もかかるんじゃないかと思うんですよ。しかも94件ということなんですね。しかもそれからこの固定資産税、都市計画税については105件ということなんですが、そういう方々の不納欠損の期間ですか、例えば5年だとか7年だとかこうあろうかと思うんですが、大体どの程度、範囲としてこの不納欠損を出しておられるのか。期間ですね。でないと善良な町民は、もうやはり今後こういったことがおもてに出てくると、もう払わんほうがまっぴよというようなことになりかねないと私は思います。ですから、早目の手を打つことが肝心ではなからうかと思うんですが、その辺はどうされておるんですか。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 不納欠損——消滅事項については、時効の消滅が5年というふうになっておりますけれども、ただ、先ほど言いました差し押さえ等の滞納処分をすることによって時効が中断いたしますので、その差し押さえ期間中はずっと中断したままというような形で伸びてきております。ですから、何もしなくてそのまま時効になるというようなことはございませんので、そういった処分をしながら、しかもその状況が非常に改善されない、あるいはほかにもいろんな多重債務とかいろんなことでその能力がないというふうに認められる場合には、そういった不納欠損処分という形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 別府君。

○議員（10番 別府 久光君） まずは、こういった不納欠損額が1円でも少なくなるようなやはり努力をしていただきたいと思ういます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 議案123号ですかね、今度の指定管理の件なんですけど、もう既に新聞で報道されておりますので、その件につきまして大変もう小牧病院と指定——決定したようなことでありますが、担当課長が大変苦勞はされておると思うんですけど、やっぱりマスコミがあそこまで出されると、もう議会というのも否決もならんは、審議の内容によって、そのへんたいまで来ると思うんですよ。

で私が言いたいのは、もう少しこの議案、指定管理者について、議会で今から審議するというものについて、町側もマスコミに対して報道機関に対して一考を願いたいと思うんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） この問題はなかなか難しい問題だなあというふうに思っています。私たちができるだけ議会に上程しないものは公表しないと。今回も相当以前から新聞で、どこが受けることになるのか、あるいはどこが応募してきたのかということをもマスコミは相当以前から来ております。

しかしながら、議会に上程、委員会で資料を提出するまではできませんよということで、今回も7日までは公表しなかったところがございます。議会が終わった後ならばいいですよということですね。

確かに、事前にやるとなかなか委員会等でも難しい問題も発生するのかなあと思いますが、一方、周りの市町村と申しますか、他町、町村を見ましたときに、やはり積極的に議会に上程したものは公表してるという状況もございまして、なかなか三股だけがそういうふうにするっていうのは非常に厳しい状況かなあというふうに思っております。

したがって、上程したらそのことはなかなか難しいのかなあというふうに思っております。

ひとつ難しい面もあろうかと思えますけども、御理解をいただけないかなあというふうに思っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 新聞にはもう担当課長名で出してあるわけですね。しかし、これ

は三股町においてはやっぱり町政、町の大きな方向の転換を、町立病院を実質的にはもう運営できないという、経営的な財政的な問題から来ている問題であって、やっぱりその報道するに当たってはそれなりの、もちろん担当課長では悪いというわけではございませんが、部局の方がそれなりの言葉をもって報道機関には接するべきかなと思いますので、それについては今後とも注意すべきことだと思いますので、お願いしておきます。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 福祉課長にお聞きしたいと思います。102号の資料の、決算資料の12ページですけども、母子保健事業の訪問指導が353件ってありますが、この訪問指導っていうのは産後の訪問指導なんですかね。それが1点と、それからその下の、2段下の児童虐待防止ネットワーク会議っていうのが9回で21名ってあるんですけども、どういうメンバーでどういう内容の会議だったのかっていうのを知りたいんですけど。（「それ何ページですか」と呼ぶ者あり）12ページです。資料……資料の方の12ページです。済みません。一般会計決算資料の……。

○議長（原田 重治君） 町民保健課長。（「福祉課長って言われたもんですから」と呼ぶ者あり）

○議員（1番 齊藤ちづ子君） はい。ごめんなさい。済みません。（発言する者あり）

もう一回言います。資料の方のページはわかりましたか。（「はい」と呼ぶ者あり）2段目の母子保健事業の中の訪問指導が353件ってあるんですけども、これは産後の訪問指導なのかっていうことと、それから4段目の乳児等健康支援事業の中の児童虐待防止ネットワーク会議っていうのが9回で21名ってあるんですが、どのようなメンバーでどのような内容の会議。簡単でいいですけどもお願いしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 母子保健事業の訪問指導については産前産後の訪問指導を行っております。で通算353件っていうことになっております。

児童虐待防止ネットワークについては、今子育て支援の方になってるんですけども、17年度におきましては担当課、あと児相ですか、児童相談所、学校等を含めて会議をやっておりました。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 訪問指導の方のことなんですけども、これはお産をするときは皆さん実家に帰ってお産、終わった産後ですね。1カ月ぐらい実家で見るとはんですけども、で、そういう人たちのところには訪問指導がなかったっていうのを聞いたもんですから、そこら辺のこと

の把握を、ちょっと気がかりだったので質問してみたんですけども。

○議長（原田 重治君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 今言われたとおりですね、遠くから来てらっしゃる方は、東京とか関西とか行けないと思うんですよ。だから町内の分の産前産後の訪問指導ということでやっ
てるかと思います。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。中石君。

○議員（12番 中石 高男君） 議案の111号なんですが、財産取得についてですけど、これ
用途については大体周辺の整備事業ということになっておりますからわかりますけど、詳細にい
ろいろ聞くとところによりますと、体育施設ができるとか、商工会が何かするとか聞いておりま
すが、もし詳細な予定があるならばここで聞きたいんですが。お願いします。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 議案第111号財産の取得の関係ですけれども、これについては文
化会館、図書館の南側の用地、現在空き地状態になってるところですけれども、ここを取得する
ものでございます。

これについては、この12月議会で議決をいただいた後に設計の方に入るということにしてお
ります。

内容としては、駐車場と緑地帯の整備ということになります。事業としては19年度に取り組
むということにしております。

以上です。

○議員（12番 中石 高男君） わかりました。

○議長（原田 重治君） いいですか。

○議員（12番 中石 高男君） はい。

○議長（原田 重治君） ほかにありませんか。桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 議案123号について、委員会審議をする上で、私は委員会じ
ゃありませんが聞いておきたいと思います。

小牧病院との間で指定管理料はどのように決まっている——決まったかですね。どのようにす
るちゅうことが決まったのか。それが1点。

それから、町立病院を医師会に指定管理をするということで、廃止までに半年かないし1年か
かるということで1年間の指定管理をお願いするということがあったんですね。だったですよ。

それで、じゃあここでまた来春から2年間の指定管理となると3年になりますよね。3年。県
を通じて国に廃止の申請はもうされてると思いますが、そんなにかかるもんかどうか。3年もか
かるですかね。

それから、じゃあ、県の方が大体どのぐらいかかると言ってくるはずですが、もう直接国の方にどうなってるかと、町から、早くしてくれというような要望活動をですね、行ってるのかどうか。その点ですね。

じゃあ、それから3点目に、指定管理者にする必要があるのかどうか。町立病院を。指定管理者として、また民間の病院をお願いして指定管理料を払って、そいで町立病院は廃止と決まってるわけですから、指定管理者として続ける必要があるのかどうかという問題。むしろ休診にして、廃止が来た時点で競売にかけるという方法もあるわけですね。だから、そこまでして指定管理者にあの病院を維持する必要があるのかどうか。どうしても必要なのかどうかですね。その点ですね。

それから、もう一点、これに関連したこと、医師会病院との指定管理料の、話し合いで決めるちゅうなことになってますが、その点はどう進んでいるのか話し合いが。上半期で毎月1,000万の赤字出してるわけですから、その調子でいけばさらに半年たつとさらに赤字が拡大する。となると指定管理料についてさらに深刻な問題になりますよね。医師会は当然、町が持ってくれと言うだろうと思いますよ。それも一銭も出さんちゅうようなことはできんでしょうし、じゃあどうなんだということは、もう早く医師会と話し合ってるべきだと思うんですが。だからもし小牧病院との間で指定管理料をどうしろということが決まってないと、もしここでです。というような議案だったらこれは議案の体をなさんですよね。その点をあいまいにしたまま認めるとか、そういうことは議会として恐らくでけんじゃろうと。医師会病院の例がありますから。さらに同じようなことは許されんだろうと、私は思います。

だから、その点を、委員会付託する前にはっきりさせていただきたい、ということです。

以上、3点お願いします。

○議長（原田 重治君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） まず1点目の小牧病院との管理料については、まだ20日に採決ですので、その後協定書を結んで契約書等で確認していこうと思っております。

それとあと、今言われた、これ一般質問に出てることなんですけれども、廃止が出るまで休止も考えられるんですけれども、休止すると当然町立病院を利用してる方々の迷惑がかかると思います。それとまた町に対する交付税措置もなくなりますんで、町の財政運営に支障を来し、指定管理の導入という形で話を進めております。

以上です。

○議長（原田 重治君） よろしいですか。桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 20日に採決された後に小牧病院と指定管理者について話し合おうと。いうのはおかしいんじゃないですか。指定管理料はこうこうなりますと、だから議会で審

議して採決してください、いうことでないとおかしいですよ。じゃあもう指定管理料は、もう議会はなんもノータッチで採決だけ決めてくれというのにおかしいんじゃないですか。そうしないと議会としては責任をもって討議できませんがね。その指定管理料の決め方でいいのかどうか。あるいは金額は決めるその額でいいのかどうか。そこあたりはやっぱりはっきりした議案を出さんとですね、採決が先でそういうことは我々で決めると。まず議案を上げる前に小牧病院とその点をしっかり詰めて、こうだちゅうことを提起して初めて議案として全部を満たすわけですがね、それがなくて、ただ議会で指定管理料もなんもわからんのに認めてくれ採決してくれちゅう言われてもですよ、順序が逆じゃないですか。20日はですね、そりゃあそれで採決しようたって無理ですよこれ、この議案じゃ。

それから、休診にすると町の財政に迷惑がかかるとかなんとか、支障があるとか言いますが、じゃあ、恐らく7,000万円の地方交付税の措置のこと言ってると思いますが、どだい7,000万円ちゅうのはあれ一般財源ですよ。町立病院への特定財源じゃないですよ。それを町立病院の赤字で、運営が困難だから町立病院だけ特別に、その交付税を出してたという経過がありますよね。しかもその7,000万円が交付されとるかどうかわからんですよ、7,000は超すことはない。それより下だろうと思いますが、実際は。そうでしょう。だから、休診にしたから7,000万がなくなったから指定管理——町の財政に支障があるちゅうことは全くないです。そのような財源がもう一般会計にもないんですから。だからそういう答弁はだめです。

だから、そういった、先ほどの1点ですね指定管理料が。ああ、まったく決まってもいないのにまず認めてくれと、それから指定管理料は小牧と話し合うちゅうなことでは私はいかんだろうと思うんですよ。議会をちょっと軽視し過ぎる。

それから、この町立病院、医師会病院ですね。指定管理料の問題はどうなってるのか。どんどん赤字が続いてるんならどんどん傷が広がってるわけですから、それお互いに医師会も町も困るでしょう。早く話し合った方がいいだろうと思いますね。そうですね。だから町立病院がずうっと町営でやってた時と同じような赤字を彼らがしてるわけですね。上半期の決算を見ると、毎月1,000万の赤字で。となると、まだ町営でやっつたほうがまだましじゃないですか。そうでしょう。職員の人件費だけ考えても、向こうの町立病院の会計でやってた方がまだましです。

だから、そういった意味でいえば、もうちょっと町長、はっきりとした線を決めていかんと、私はいかんと思うんですよ。町立病院が、医師会が町立病院を引き取る、職員を引き取るからちゅうから議会が認めたんでしょ。認めてみたら何も決まってないじゃないですか。町長と医師会病院の間でもあやふやし。いわんや、どういう取り決めがはっきりしたのがあって。それを町

立病院の職員に話し合おうとして、町立病院の職員も納得して、それで町立病院行くちゅうことが決まって町立病院が——医師会が引き取ると、だから認めてくれとならなあいかんわけです。

ところが、なんも決まなくて、ただできますからって、我々はそこまで決まってると思うちよった。今回のこれもそうです。同じ過ちがあっちゃいかん。だから指定管理料等が小牧病院の、との話がはっきりしてから、これでいだろうかということを議案として上げるべきだと。だから、この議案は引っ込めるべしと、とりあえず。それぐらい私は思ってます。どうですか町長。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） お答えをいたしたいと思いますが、まず1年か2年かで恐らく国の許可が出るだろうというふうに私たちも望んでいたわけですが、県の方の話を聞きますとなかなか今指定、公立病院のいわゆる指定管理者に移行する団体が非常に多いということも聞いておりますし、そしてその許可については、今逐次、もちろん努力をされていると思いますけれども、何年かかるかわからないというのが今実情でございます。そういう状況でございまして、とりあえずあと2年ぐらいだったらその間に恐らく廃止許可が出るんじゃないかと、そういうようなことを踏んで、結局2年間の間に許可が出た場合はそのときに譲渡すると、いうふうな契約を結ぶうかなあというふうに考えておるところでございます。

それと、要望活動については全くいたしておりません。

それから、指定管理料なんですけれども、指定管理料については今回十分私たちも調査をいたしました。小牧整形の方に……小牧会ですかね——牧会の方に、何ていいますか、提案書を提案してもらったんですけれども、指定管理料は要らないということでございましたので、それを信用をしたところでございます。

それから、指定管理料の中にも結局施設の修理等がでてきた場合は協議すると、甲乙協議するというような形に、前もそうでしたけれども、前の医師会のときにもそうでしたけれども、そういうことでございました。

ただ、前の医師会との指定管理につきましては、まことに残念なんですけれども、前任者と今度はいわゆる——結んだ人と実行した人の、何ていいますか、人が入れかわったわけですね。だから、前の人であつたら恐らくそういうようなことは全く考えてなかったと思っておるんですけれども、いわゆる管理者がかわった時点で赤字を補てんしてくれえみたいな話がありました。

しかし、私たちはあくまでも契約不履行じゃないかということで、今のところ管理料は、管理料といえますか赤字の補てんはいたしたくないし、したいということはずね、あのう——しません。

それから、医師会の方もやっぱり修理費が（発言する者あり）——厨房ですか、厨房のほこり

がおちるといふことで、落ちるといふことで壁をしたり天井を張ったりした施設の維持修理があります。これについてはいたし方ないのかなあといふふうに考えております。それは2004、五十万のことでございました。

大まかに言いますとそういうことでございまして、今回は赤字の補てんについて私たちも一番心配をしたわけですが、戸嶋病院にしても小牧病院にしても赤字の補てんは認めてない——見込んでないといふことでございましたので、ただ、海老原につきましては最初から赤字、赤字が出るといふことでございましたので、そういうことで選定をしたところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 指定管理料については要らないと、小牧病院が言っていると。その点を文書でちゃんと取り交わしていただけないですか。文書で。口頭じゃやっぱりいかんですよ。こういうことは。文書ですね。いいですね。その医師会との方はまたわかります、役員かわったんだから。だけど、その点をやっぱり詰めてやってくださいよ。グレーゾーンを残したらいかんですよ。さっきの話じゃないけど。やっぱりぴしっとやっぱりやっていくといふことでやっていただきたい。

それから、こういう指定管理者制度で続ける限りは相応の出費が続くんですよ。続くんです。さっき厨房の話でもそうだったが。だから、あの病院はもう必要ないといふことで廃止を決めたわけですから、一切もう一般会計から金が出ないちゅうことでやったわけですから、それをだらだらと、そういうあいまいな中途半端なことで続けたんじゃ私はよくないだろうと思ふんです。

町長の気持ちはわかりますよ。あそこに、あそこに病院があった方がよかち。ずうっと。気持ちはわかりますが、やっぱりそれじゃあ、やっぱりいかんだらうといふふうに思います。

以上です。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） 今、廃止ということも出ましたけども、私たちも十分検討を加えたわけですが、今廃止しますといわゆる町立病院に対する特交がまったく入ってこないわけですね。それで委託を、いわゆるこの指定管理者をしますと町立病院は三股町立病院ですので、いわゆる町立病院に特交が入るといふことでございます。

ですから、それと同時に、町民のやはり入院患者もおりますし、町民の医療の行為も適当なところ、近くでできるといふことでございますので、そういうことでひとつ御理解いただきたいと思ふます。（発言する者あり）

○議長（原田 重治君） ほかにありませんか。

私からお願いなんですけど、今、桑畑議員が言われたように、すべてを、話し合った結果すべて

を記録して、そしてそれを取り交わして、ほいで印鑑を押して、絶対に逃れられないような契約を結んでいただきたいということを特にお願いいたします。

そして、福祉文教……福祉保健の常任委員会におきましては、もう……だろうと思うんですが、そこ受けられましたらそういうところを徹底的に審議して、そして議会としても半分の責任はあるわけですから、その辺を十分に検討していただきたいというふうに私からお願いをしておきます。

それでは、別にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（原田 重治君） 日程第2、常任委員会付託を行います。（「議長」と呼ぶ者あり）はい。

（「休憩」と呼ぶ者あり）休憩する。（発言する者あり）もう全協になるわけですけど。（発言する者あり）そうそう。（「付託」と呼ぶ者あり）付託前に休憩っていうことですか。

じゃあ全協にします。

午前11時03分休憩

〔全員協議会〕

午前11時14分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議といたします。

それでは、お諮りします。各議案は、付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、各議案は、付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

各委員会におかれましては、審査方よろしくお願ひします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、今日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時14分休憩

〔全員協議会〕

午前11時35分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時35分散会

議事日程(第3号)

平成18年12月18日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(17名)

2番 財部 一男君	3番 上西 祐子君
4番 福留 久光君	5番 長尾 鈴子君
6番 大久保義直君	7番 重久 邦仁君
8番 東村 和往君	9番 池田 克子君
10番 別府 久光君	11番 原田 重治君
12番 中石 高男君	13番 小牧 利美君
14番 宮田 強雄君	15番 黒木 孝光君
16番 的場 茂君	17番 桑畑 浩三君
18番 山領 征男君	

欠席議員(1名)

1番 斉藤ちづ子君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（原田 重治君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守していただきますよう御協力お願いいたします。

発言順位1番、山領君。

〔18番 山領 征男君 登壇〕

○議員（18番 山領 征男君） おはようございます。私が通告いたしましたのは子育て支援について、それから過疎対策について、それから町の活性化のための所得向上について、以上3点について御質問を申し上げていきますので、明快なる御答弁をお願い申し上げます。

まず、子育て支援についてでございますが、とにかく子育て支援とか少子化対策となりますと、まず美辞麗句を並べまして、強力にこれを推進しますという文章がほとんどでございますが、今回出されました入学前の幼児の医療費をすべて無料化にするという町長の政治姿勢、これは本町の行政にとって、まさに画期的なことございまして、町の内外を問わず話題になっておりますが、私たち議員としましても高く評価をしていいものだというふうを考えておるような次第でございます。

この件につきましては9月の定例議会でもございましたが、私は再確認の意味で、お尋ね申し上げます。まず、入学前の幼児の医療費をすべて無料化にするということでございますが、とにかく町内では所得制限があるのではなかろうかという声もちらほらあります。この点について町長はどのような見解なのか、お尋ねを申し上げます。

それから、入学前と申しましても生まれた月で1年近く開きがあるわけでございますけれども、これは誕生日に関係なく3月31日まではすべて無料化なのか、この2点を確認申し上げます。

次に、提案でございますが、第2子からの出産——第2子、第3子——これについて育児手当を支給したらどうかということを考えております。もう既にやっている町村もたくさんあるようでございますが、この少子化のために、せめてミルク代でも結構ですが、これについてはどうい
う見解を持っておられるのか、お尋ねを申し上げておきます。

次に、過疎対策でございますが、町長の公約の中に過疎地の宮村、長田地区に町営住宅を建設するという公約がございます。これも実数を示されたという点では非常にありがたいこと
でございますが、そうでなければならぬわけで、本町のこの庁舎から車で行けば何分もかからないと
ころが、どんどん複式になって過疎化が進んでいくというのは、やはり町の行政のふまずさがある
わけですから、何としても解消していかなければならない問題であることは言うまでもございま
せん。そのために町営住宅を建設するという方針は非常にいいわけですが、町長はどのような年次
を踏んで、これを実行に移されようとしておるのか。土地の収用、設計委託、建設となりますと、
大分時間がかかります。早く着工しなくてはならないわけですが、年次別の計画を持たれておる
のかどうか、お尋ねを申し上げます。

それから、これは教育長でしょうか。巡回バスの利用による小規模特認校についてございま
すが、現在、長田地区を一方的に特認校として他校からの入学を許しておるわけですが、やはり
何といても、これは児童の送迎が最大のネックになっておると思っております。今回、巡回バ
ス、通学バスをやることで長田に通う子供も多々いるんじゃないかと思っておりますが、見解の
相違もあるかもしれませんが、私は、この巡回バスがあれば相当の子供も行くんじゃないかと
考えております。

そこで、その巡回バスを利用して植木地区から宮村地区にも通うということでございますので、
宮村小学校も、この特認校の指定をしていただければどうかと思うんですが、見解をお尋ね申し
上げておきます。

次に、3番目の所得向上による町の活性化であります。

今、我が町は蓼池地区に白ハト食品工場、それから固形燃料をつくる会社、そして伊藤園の荒
茶工場、3つの企業が進出しておりますが、どれをとりましても非常にいい会社だなと。白ハト
食品については、サツマイモを原料とする菓子の会社でございまして、それを農家が受けて生産
する。農家所得も向上する。

さらには、固形燃料の会社におきましては、農業用プラスチックの放棄が後を絶たない、これ
を利用して固形燃料をつくるわけですが、まさに一石二鳥の会社だなあということを考えており
ます。

3番目に、荒茶の工場、伊藤園「おーいお茶」といいますが、予定では150町歩の面積を必
要としておると言われております。現在、10何町歩の植栽があると思うんですが、あと

130町ぐらいをどのようにして振興していく施策があるのか。私は、このお茶、素晴らしいこの風土に最適の作物じゃないかと思えます。ここがつくるのではなくて、今新の農事組合ができておりますが、こうしたものを拡大して土地を収用し、そこに茶園をやったら、この平地で、すごくいいだろうというふうに考えております。

今、私たちが飲みます「おーいお茶」、500ミリで150円です。ガソリンはアラブから持ってきて2リットルで150円。倍するわけですから、これほどもうかる仕事もないだろうかと僕は考えておるわけですが、これをほっておく必要はない。これをとらえて——あの知覧茶がありますが、そなた「知らん」ち言やいかしれんどん、すごく収入を得る立派な産業だと思えます。

これは、私の近くにお茶園がございますけれども、茶は自然に育つ木だから余り肥料が要らない。そして、低地であれば同じ形だから、センサーが今の機械はついていて、ほとんど機械でやると、人力が要らないということで生産費がものすごく安く上がるということでもありますので、どうしてもこの茶を本町の主体産業に持っていくぐらいの意気込みでやられたらどうかと思えますが、町のお考えをお尋ね申し上げておきます。

それから、最後の今後の企業誘致についてであります。やはり人口がふえて豊かな町をつくるためには、働く場所がなくてはならないわけでありまして。そうしたことで企業誘致というのは非常に大事だと思っておりますけれども、現在どのような方向でそういう誘致合戦を進めておられるのか、もしあったら御披露願えればありがたいというふうに考えております。

以上3点について質問させていただきましたが、御答弁をいただきながら、あと自席から質問させていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。ひとまず終わらせていただきます。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、答弁を申し上げたいと存じます。

まず、子育て支援について、入学前幼児の医療費のすべて無料化の具体策はということでございます。

このことにつきましては、さきの9月議会におきましても、小学校入学前までの医療費すべてを、来年4月から無料化にすることを申し上げたところでございます。現在、その実施に向けて準備を進めているところでございます。今回の無料化につきましては所得制限を設けずに、対象者すべてについて無料化をするものでございまして、県下では西米良村に次いで2町村だけでございます。入学前でございますので、誕生日じゃなくて3月31日までに生まれた者ということで考えているところでございます。

なお、その影響額の財源といたしましては1,854万7,000円程度の財源が必要と見込ん

であります。本町の基本理念でございます「あたたかく活力あふれ、子育ての楽しさを実感できるまち、みまた」に沿って、少子化対策、子育て支援はもちろんのこと、町独自の新たな魅力ある施策で人口増加に向け積極的に取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。

特に、本町の将来を担う、本町の宝である子供たちや子育て真っ最中の親御さん方に対しましては、もう一人子供がほしくなるような子育て支援を行っていきたいというふうに考えております。

それから、②の第2子からの出産には育児手当を支給してはどうかということでございます。

現在、本町におきましては、子育て中の家庭の経済的な安定のために、児童手当、児童扶養手当、特別扶養手当の支給と乳幼児医療費の助成を行っているところでございます。少子化対策、子育て支援策といたしましては、私たちの住むこの三股町を、より子育てのしやすい環境にするため、小さな子供を持つ親の経済的な負担を軽減し、支援の拡充を図る育児手当の新設は意義深いものと存じます。

しかしながら、今まさに国が少子化対策として児童手当の増額を検討しているところでございます。本町といたしましても、このような国の方針を見定め、国、県の財源を確保しながら児童手当の拡充を図ってまいりたいと考えております。報道によりますと12月の11日、政府・与党は少子化対策の一環といたしまして、来年度から、0歳児から2歳児の乳幼児の児童手当を一律、月1万円とすることを決定をいたしているようでございます。そういう朗報を、ここで申し上げておきたいと存じます。

それから、過疎地の町営住宅建設ということでございます。過疎対策についての御質問でございますが、本町は、御指摘のとおり北西部の都城に隣接しています地域集落は、人口の伸びが推移しているところでございますが、宮村、梶山、餅原、田上、長田地区は、過疎化が大変進行している状況が見られているところでございます。このことから過疎地域の活性化対策といたしまして、御指摘されました町営住宅の建設や働く場の創設などさまざまな手法とともに、そこに住んでおられる住民、関係者の積極的な協力、御支援等があつて初めて達成できるものと確信をいたしております。

過疎地の活性化のための公営住宅建設につきましては、以前にも申し上げましたように住宅マスタープランと公営住宅ストック総合計画の基本方針との整合性が必要となります。本町の住宅マスタープランは平成12年3月に策定しておりますが、この住宅マスタープランは中心市街地の都市型住宅ストック建設促進と農村部における田園型住宅、住環境の整備等を施策基本といたしているところでございます。これらの基本計画は既に7年を経過しております見直しの時期となっているところでありますが、住宅建設事業につきましては中央市街地と農村部において大きな格差が生じないように、町内全般を見きわめながら、あらゆる方策を検討してまいりたいとい

うふうに考えております。

しかし、公営住宅の配置は過疎化対策の重要な施策でもございます。これらの事業推進を強く図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。具体的には今後、十分検討しながら、財政面もございまして、十分検討をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、巡回バス利用による小規模特認校の拡充につきましては、所管の教育長の方からお願いを申し上げます。

それから、所得向上による町の活性化について、茶の栽培面積を拡大する施策についてということでございます。

J A都城が出資する農業生産法人アグリセンター都城では、平成13年度から平成18年度までに100ヘクタールの茶産地の造成を目標に新植を開始し、平成18年現在103ヘクタールに達しております。お茶は、高齢化に伴う遊休農地の有効利用、機械化による省力化が可能であるとの観点から、平成17年11月にJ A都城と株式会社伊藤園は消費者ニーズの高い国内産緑茶、ドリンク用荒茶取引契約を締結をいたしております。このような状況を踏まえJ A都城では、ことしの10月、本町の蓼池に荒茶加工施設の着工に至っております。

国内における茶の栽培面積は、主要産地において年々減少傾向にあるところでございますが、市場においては健康飲料としてペットボトルの普及拡大により、今後も安定的に推移していくものと見込まれております。

また、永年作物としての茶の振興は、高齢化により増加が懸念される農地の遊休化、荒廃化を防止するとともに、畑地かんがい施設が整備されつつあることから茶の生産に有利な条件を備えつつございまして、都城地域の特産品として、振興作物として、町としても推進してまいりたいというふうに考えております。

なお、アグリセンター都城では、平成19年度から今までの植栽地の集団化を中心に、毎年度20ヘクタールの新規植栽を行い、平成28年度までの10年間で、さらに200ヘクタールの栽培面積の拡大に取り組む計画でございますので、J A都城と連携を十分図りながら本町でも推進し、農家の所得向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、②の今後の企業誘致ということでございます。本町では町の活性化策の一つといたしまして企業誘致に積極的に取り組むため、企業立地対策監を、ことしの4月から配置をいたしました。以後、白ハト食品株式会社にかかわる企業立地促進審議会を開催し、誘致工場の指定を行い、土地取得補助金、雇用奨励金、企業立地奨励金の適用を決定したところでございます。

また、株式会社都城北諸地区清掃公社の固形燃料施設の工場増設が企業立地促進条例の適用が見込まれることから、去る10月の19日に、本町において立地調印式を行ったところでございます。

また、町内の既存企業で移転増設する企業がございまして、安定的な雇用の場が確保されることを期待をいたしているところでございます。

企業立地は、雇用の場が確保され町民の所得向上につながるるとともに、町の活性化、財政面に影響することから、地場産業においては本町の企業立地促進条例の制度PRを通しまして規模拡大を支援し、町外の企業立地については、県の新産業支援課に機会あるごとに出向きまして情報収集に努めているところでございます。

また、在京三股会、近畿三股会におきましても、本町の企業立地の優遇制度をPRいたしまして人脈のネットワークをつくっていき、企業誘致について積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、現在、町内に既存の企業が多いわけですが、これらの企業の事業拡大等の開発にも、今後努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 先ほど、巡回バスによる小規模特認校の拡充について御質問がありましたので、お答えします。

この小規模特認校制度は本年4月から導入いたしまして、当初2名、そして現在3名が利用して長田小学校に通学しております。2学期が終わろうとしている状況でございます。交通手段といたしましては保護者の送迎が原則であります。来年4月から巡回バスが運行されるということになりましたので、この巡回バスによる通学も許可することというふうに考えておるところでございます。

ただ、本制度は、導入しまして、まだ1年にもなりません。そういうことで、今後、制度の効果、問題点などを整理いたしまして、評価する時間が必要ですので、現段階の制度の拡充は考えておりません。

また、巡回バスはスクールバスとしての位置づけではありませんので、当該制度利用者の利便性を図るには限界があらうと思っております。今後、バスの運行状況等を見ながら総合的な見地から検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 山領君。

○議員（18番 山領 征男君） 入学前の幼児の医療費については、すべて無制限で3月31日までは見ますということですので、安心していたところであります。よろしく願います。

それから、これらに要するお金が1,800万要ということですが、本町が温泉を掘ってお

ったならば2,000万円は軽く要るわけですから、子供のために使うお金ですから、惜しみなく、こうしたものに使っていただきたいというふうに考えております。

それから、児童手当については国の施策におんぶしてということですが、国が積極的にそういったものに取り組むのであれば町の持ち出しをする必要もなかろうと思いますが、いろんな面で優遇措置を講じていく必要もあろうかと思えます。

私の集落に、今度4人目が生まれる方がおまして、生まれたら集落で誕生祝いしようなどということをおっしゃっていますが、3人おるとも、あんたも頑張らなねということをおっしゃって、なぜかそういう機運になっております。長野県の下條村に、ここの出生率が1人の女で2.53人生まれるということですが、実に福祉が充実しておるなと思って——2.53人いなくても、せめて1人の女性が2人産む施策をやっぱり講じていかなければいけないということをおっしゃるので、この点についても十分御配慮をお願い申し上げます。

それから、過疎対策ですが——ここまでは言われたとおりですので質問いたしません——過疎対策の住宅建設についてですが、すべてこれからということですが、全然その年次の計画は、まだ持っておられないようですが、どうされるつもりなのか。今年度3月までには、おおよその見通しをつけられる観測があるのかどうか、町長、1点だけお尋ねいたします。年度内に、その年次計画を立てられる計画があるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 本町は、よく言われておりますように人口の構図が西高東低という形で言われているわけですが、そういうことで、過疎過密が同居している町という特異な町でもあるわけですが、そういうことで人口が減少する地区ですね、これらについて、もう少し早く施策を講じていけばよかったなということを反省もいたしております。

以前、長田地区に木造の住宅を12戸、そしてまた大鷲巣に木造の1戸建てを建てました。それで、その後全く、そういう過疎地域に対する住宅政策を行ってこなかったということがあります。非常にここで反省を強くいたしているわけですが、今後この人口の減少地区に対する住宅の施策、非常に重要なことでもございます。3月までにはということですが、今のところ、まだ具体的な施策はできていないところですが、この点につきましては反省を交えて、十分今後考えていくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 山領君。

○議員（18番 山領 征男君） そういう反省もあるとするならば、ある程度の道筋を3月までに立てられた方がいいんじゃないかなということをおっしゃいます。

今、宮村の住宅の件が出ましたが、これは1戸建ちですが、完全に詰まっておる状態でござい

まして、あそこは空き家というのは1軒もないと思っております。それだけ需要が多いわけです。その周辺につくる住宅というのは、やっぱり特徴を持って、1本の杉で1本の柱がとれるような、節むくれの壁もあってもいいんじゃないか。そういう木造の家を、その風土にマッチした住宅建設をしたら、実に林業の活性化にもなるし、いいのではないかというふうに、どこもここもコンクリじゃ、見ばえはしない。やはり、その風土にマッチしたような木造の住宅を建設すれば、どんどんふえる。

これも、町営住宅としても、全然、補助金なしの、町が独自に家賃も決めることができる。そういう町営住宅をつくられば、相当いいと。今の住宅は所得制限がありますから、非常に厳しい。もう2人働けばいならんわけですから、本当のことを言えば、何とかして離職したようにして提出して入れてもらってるとが現状だと思うんですが。やっぱり町みずからつくって、安い住宅使用料で町営住宅をつくって所得制限なしに入れてしまう。これなら、もう入る人はどひっこでんおるわけです。宮村が222のバイパスがありますから、ジャスコまで7分です。そういうところにつくれば、梶山もいいと思うんですが、一応。すごくいいだろうなと思っておりますが、そこ辺たいについて、町長どげんお考えですか、よろしく。——だれでん、よかです。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 町独自での町営住宅をつくったらいいんじゃないかという御提案でございますが、町の財政的な面もあるでしょうから、そのあたりを——財源があったら、できないこともないと考えております。

○議長（原田 重治君） 山領君。

○議員（18番 山領 征男君） ないこともないということですね。私は、できることもあるというふうに理解していきたいと。

それから、財政のどこにお尋ね申し上げますが、非常に厳しい時代に入っておるわけですが、やっぱり自立していく上には、むだがないことが大事。むだ、無理を省くことだろうと思います。私がこうして財源的に見て厳しいなと思うんですけれども、やろうと思えばどっさいあると思います。まず、宮下住宅もほとんど入ってない。何割ですかね、3割、4割入ってますか。そこ辺たいも統廃合して、あとはもう売って財産収入を得る、そうすれば今度は町民税も得るわけですよ。今やったら維持費が要るわけですね。今度は草を刈ったりどうしたり、それを保つために。一方じゃお金を出して遊ばしておるわけですから。それを売って、収入がある方にする。

それから、勝岡の職員住宅のとももありますね。それから唐橋、あっこもずっと、なぜかあいてます。あっこは、まだ棟をつくる予定だったんだらうなと思います。それから、町立病院の東に医師病院がありますね——医者住宅——ここも不要不急ですから、ここも売ってもいいんじゃない。それから山王原、あっこ山王原はこめですね、栗原、中央、塚原、ここもやっぱり統廃

合をして、一つつくって、あと2つはもう売ればいいんじゃないですか、1カ所にまとめて。そういうむだを省いて、空き家をどんどんなくする。もう3割ぐらいしか入ってないんでしょ。そういうのをどんどん、塚原をなぜしないのかなと思うんですが。どうですか、そこ辺たる、統廃合する、財産収入を得る。それを財源に宮村とか長田につくるという考え、どげんですか、都市計画課長。御答弁を。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 計画によりますと塚原住宅とそれから栗原、それから中央団地、この3つを統合したものを、計画としては塚原の方に建設をすることにいたしているところでございます。今後、その辺につきましても十分、とにかく現在入居されているわけでございますが、これをどこか住みかえをしてもらわないかんですね。そういうことで、建てかえ事業につきましては非常に難しい面がございます。どこに住みかえをするかということが非常に先決問題になるわけでございますが、そういうことですね。

それと、住宅の跡地の遊休地の処分の問題、これについても前々から検討いたしているところでございますが、この処分問題につきましては十分検討しながら、これを有効な財源に向けていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 山領君。

○議員（18番 山領 征男君） 今、入居されているところを一つにまとめるというのは、それはいろんな個人がおるわけですから大変だろうと思えますけれども、そこに努力を払って、いい住宅ができるんだから入ってくださいと言えば、私は住みかえは大丈夫だろうと思うんです。

今は遊休地になっている唐橋、勝岡、そこ辺たいは、すぐにでも売りがなるわけですが、これについちゃどういう考えなんですか。やっぱ、あひきやっちゃってん何もならんわけですから。売って、早く所得税でも——財産を売って固定資産税でも来るわけですが、やっぱりあのまま置かれるつものりなのか、もう売ってどげんかされるつものりなのか。その計画はないのか、お尋ねいたします。何年度までに処分しようというような計画もないわけですか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 唐橋団地の方に遊休地がございますが、これは計画では、まだあそこに2棟、まだ建設をする計画で、あそこに用地があるわけでございます。その辺のことが片づかないと、あそこを処分するという事は、できないんじゃないかというふうに考えております。

勝岡の方の住宅の跡地につきましては、現在、行政財産でございますので、これを普通財産に移行して、そして処分するという手続が要るわけでございますが、その辺も十分、今後早めに、手続きをとりながらやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 町立病院の医師住宅が3棟ですか、建っているわけでございますが、これにつきましては今年度中に、評価を外部委託をしております。したがって、新年度予算で、その歳入が上がってくる予定でございます。

○議長（原田 重治君） 山領君。

○議員（18番 山領 征男君） このように、もう売るものは、ぱっと売ると、そして新しい財源を見つけてやると。唐橋はもう、あっこに建設するより、民活でどんどんふえるわけですから、民間に任せてええんじゃないの、課長。町が施さんでも、中原で十分だと思う。あと民活を利用してやって、そういう資金があるなら、課長、もうあっこはやめて、もう民活を利用すると。そして梶山、長田に集中したらどうかと思うんですが、どうですか。もう一遍。どしてん、つくらないかんとですか。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） このストック活用計画は、そういうもろもろを含めて検討した経緯があるんですが。

今、町長も答弁しましたように小さい住宅ですね、3戸未満程度以下の団地等については——中耐、簡平が普通なんですけど——一応、今町長も申されましたように塚原あたりには栗原住宅と中央団地住宅ですね、このところを集約して、あの塚原にすると。それと唐橋のところですね、今言われたところにつきましては、植木住宅、植木原住宅、こういうのを集約して、今のストックのところにつくるといったような、今こういう計画があるんですけど。

町内住宅につきましては、民間での借家等の、年次的にずっと伸びが高いようです。そういったことで町営住宅の建設についても、今申したように集約できるところは集約しながら、また一番その地域に合った住宅を考えていかなければならないんじゃないかなということで、このストック活用計画と住宅マスタープラン、これの整合性をとりながら定住をはかっていくということですね。そういうことで、県の方やら市内でも、まず一番検討せないかんんですけど、総意を含めて検討させていただきたいと考えております。

○議長（原田 重治君） 山領君。

○議員（18番 山領 征男君） 町長にお尋ねしますが、先ほど過疎地がふえたということは行政的に手落ちがあったんだということを言われたわけですが、そこも含めて、今後の住宅政策を根本的に変えていく必要があると思う。西小だけがふえて——今プレハブでしょ——また、ふえるということになりかねないわけですから、もうその考えを除いて、民活を利用するところは民活をして、町のバランスを考えていく必要があると思うんですが、町長どげんですか。もう一

遍、御答弁をお願いします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおりでございます。先ほども申し上げましたように、本町の人口の構図は西高東低というような形で。それと、やはり本町は非常に先輩の町長が住宅政策ということで、昭和30年から50年の前半にかけて住宅施策に力を入れておられたわけでございます。その住宅の建てかえ等が、ここに一遍に来ているところでございます。そういうことで、この住宅施策再生といいますか、これを十分検討していきたいというふうに考えているところでございます。

もう少し早くから住宅の対政策を立てるべきではなかったかということ、つくづく反省もいたしております。議会の皆さん方の意見等も十分お聞きしながら、今後政策を考えていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 山領君。

○議員（18番 山領 征男君） 遅かったということですが、今からでも十分間に合うと思いますので、さらにもう一遍考えを変えて、均衡のとれた町をつくるために御検討方をお願いしておきます。今の答弁を聞いて、次にどんなことが出るのかなという楽しみがあります。

今、周辺の土地はすごく安いわけです。中央を10アール売れば、周辺は1ヘクタール買うがない、平たく言いますと1反歩売れば1町歩買うがないわけです。そのくらいの格差があるわけです。だから、財源的には、もう容易なんですよ。1反歩売れば1町歩買うがないわけですから、そこの辺たいを十分考えて、どんどん進めていただきたいと思います。

住宅政策については以上ですが、3番目の所得向上を図るため、これはどうしても必要だと思うんです。お茶だけじゃないわけですが、お茶が一番手っ取り早いといいますか、霧の深い都城に最適の農産物であろうというふうに考えます。

課長にお尋ねしますが、当初、私が聞いたのは150ヘクタールをとということだったと思うんですが、目標の計画は200ヘクタールなんですか。今、植栽されているのがどのくらいの面積に当たるものか、ひとつお答えを。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） これは先ほど町長が回答いたしましたように、JAの方が出資してアグリセンター都城が伊藤園と契約しまして、そして面積拡大に取り組んでいるわけなんですけれども。それで平成13年から新植を開始しまして、18年現在で103ヘクタールでございます。

そして、平成28年度までに303ヘクタールを目標にということで、全体面積が約300と。

今後また需要等がふえれば400とか、そういう方向に向かうという計画を持っています。本町の場合、いま、茶の面積が約26ヘクタールございまして、今のところ煎茶用といいますか、リーフ茶ですね、そちらの方が主になっておるところでございます。

○議長（原田 重治君） 山領君。

○議員（18番 山領 征男君） JAと相提携して、何とか茶をつくと。これが一番台風にも強いわけですから、これを基幹産業とするぐらいの、牛とお茶というぐらいに持っていつてもらえればいいなと思っております。

それから、企業誘致については今情報収集しておるということですが、ひとつ対策監もおられることですから、どんどん出かけて行って企業誘致を勧めて、周辺にもそういう企業の会社をつくっていただければいいなと思っておりますので、御努力をお願いしておきたいと思います。

以上、いろいろ質問しましたが、今後の町長の活躍と決断に期待いたしまして、終わります。

○議長（原田 重治君） 発言順位2番、黒木君。

〔15番 黒木 孝光君 登壇〕

○議員（15番 黒木 孝光君） 町長におかれましては、9月、3期目に就任以来、2カ月余りとなります。土日はもちろん、日夜、公務に精励されていることについて、まず敬意を表するところであります。

さて、私が先般通告しました質問事項は、9月の町長選挙の際に公約として8項目の政策を提示されました。その公約の実現への取り組みについてお伺いをいたします。8つの公約のうち、子育て支援、巡回バス事業、町長車の廃止と町長の報酬カットについては9月議会での提案や回答もあり、また既に新年度実施に向けて取り組んでおられるので省きます。残り5項目につきまして、それぞれお伺いいたします。

まず、過疎地対策として、新たな人口増を図るためにすばらしい自然を生かし、そこにマッチした町営住宅を建設するということが公約されました。18番議員の質問と重複いたしますが、自席からの質問では重ならないようにいたします。

住宅建設に当たっては、建設用地の調査、用地取得、実施設計、そして建設と、もろもろの手續や手順があり、それ相応の年月を要すると思われまます。既に内部検討されているとは思いますが、平成19年度からの実施計画に取り込まれるかどうかをお伺いいたします。

次に、働く場の多い暮らしやすい町づくりについてでございますが、企業誘致については衛生公社の固形燃料施設やJAの荒茶工場等、既に建設に着工されています。次の誘致方策について——先ほどの回答でもございましたが——お伺いしますと同時に、特産品づくりについての考え方や町としての支援策について伺います。

次に、教育施設の整備充実についてでございますが、4校の小学校体育館の全面改築の実施計画について、改築年度、あるいはまた小学校名等についてお伺いいたします。

次に、商工業や農畜産のさらなる振興について図りたいということでございましたので伺いますが、まず商工業の拠点となる産業会館建設について伺います。

去る11月30日の夜ですが、議会産業建設常任委員と商工会商業部会との三股町の商店、商店街をどう活性するかというテーマで、1時間を超す意見交換の場がありました。その意見の中で、この事業が18年度採択されなかったと聞きましたが、その点の経緯はどうなっているのか。また、町の行政の対応についても不満の声があったように受けとめました。相次ぐ大型店の進出、価格競争、お客の町外への流出など多くの悩みを聞きましたが、農業や他の産業との連携を図るための拠点となる産業会館建設は、その支援に努めてほしいということで伺いするところでございます。

農畜産の振興ではハウス園芸施設の充実や、畜産においては優良雌牛、豚の導入事業、肥育素畜保留事業などの支援を行っておりますが、それなりの成果を上げ、農家も花卉園芸、ハウス園芸ともに品質向上に、また各家畜の銘柄確立に努力されているところでございます。

しかし、一方では、本町の農業総生産額の7割を占める畜産は、農家の高齢化や後継者不足のため、子牛の生産や肉牛生産の販売頭数の維持は現状を保つことができるのか、大きな課題も抱えています。今後、長原や高才原台地等に大規模施設の畜産団地等を造成して、リース事業の中での和牛子牛生産団地としての若者の就農を促すことも考えられる振興策ではないかと思いますが、町長の振興策を伺います。

また今後、今の農村集落の現状から、集落営農組織の立ち上げは避けて通れません。水田転作では収益性の高い作物選定が重要な課題となります。町内の複数以上の組織が設立された場合は連絡協議会等を設けて作付品目の選定、栽培面積の確保を図りながら町のブランド品として育てる支援策も求められると思います。集落営農の振興策についてお伺いするところです。

次に、スポーツ振興と合宿センター建設の件について伺います。

9月議会の中では、合宿センターについては内部で検討委員会を設けて検討してみたいと回答されたと思いますが、その後の経過についてお伺いをいたします。

以上、申し上げます、あとは自席からお願いいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、答弁を申し上げます。答弁の順序が不同であるかもわかりませんが、回答申し上げたいと思います。

まず、合宿センターの関係でございます。

この件につきましては、さきの議会で内部で検討委員会を立ち上げ検討していくということでお答えを申し上げましたが、議会終了後、検討委員会の設置要綱を制定し、教育課、都市整備課、税務財政課など関係課の職員8名で組織したところでございます。第1回目の会議につきましては去る12月の8日に開催しておりまして、今後の委員会の進め方等について話し合いを行っております。

御承知のとおり、本町は自主自立の道を選択いたしまして、大変厳しい財政状況の中にあつて、中学校の整備事業や公共下水道事業など複数の大型事業を推進している最中でございます。合宿センターにつきましては、私といたしましても、ぜひとも必要な施設であるというふうに考えておりますので、財源の面や施設の内容等、今後、検討委員会で十分検討させていきたいというふうに考えております。

それから、小学校の4校の体育館の改築でございますが、これらにつきましては、現在施工中でございます三股中学校の大規模改修事業、この事業が終わり次第、年次的に行っていく計画でございます。

それから、過疎地域への町営住宅の建設についてでございます。

本町は鰐塚連山に囲まれたすばらしい自然と、そのすそ野には生命の根源をなす豊かな田畑が広がり、田園を中心としたすばらしい町でございます。

しかし、その中であつて東西に人口の増加する地域と、停滞、減少している地域が見られることも事実でございます。このような状況から過疎地域の活性化の手法といたしまして、当町では三股町過疎地域定住促進奨励金等交付制度を設け、小学校の複式学級の解消を図っておりますが、このほか平成19年度には梶山、天神原に10区画の宅地分譲等を予定し人口増加を図ろうとしているところでございます。

こうした中、過疎対策につきましては、地元住民、関係課の協力と地元からの御支援が大きく作用することでございますので、民活による活性化や工場等誘致による活性化とさまざまな施策によって、過疎地域に住みたくなる居場所の提供を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

そういうことで、今後も中央市街地と農村部における大きな格差が生じないように町内全般を慎重に見きわめながら、あらゆる方策を検討してまいりたいと考えておりますが、通学路や住環境等、公共施設の整備や過疎化対策の重要な施策の一つでもありますので、これらの事業は引き続き強く推進してまいりたいというふうに考えておりますので、町民の皆様方の御協力をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

それから、企業誘致につきましては、先ほど山領議員の質問で答弁いたしましたので省略をさせていただきます。

特産品づくりについては、これまでアスパラガス、完熟キンカン、ギンナン、タラノメ、コンニャクイモについて展示圃を設置して定植支援等を行いながら施策検討してまいりましたが、施設設置にかかわる資金の問題、技術の困難さ、能力の問題等もございまして、いまだ普及拡大に至っていない状況でございます。

本町は畜産を主体にした営農形態が主で、農業総生産額7割を占めております。その他の作物といたしまして、水稻のほか施設物としてキュウリ、トマト、イチゴ、花卉、それから露地物といたしましてたばこ、大根、里芋、ニンジンなどを主に作付しているところでございます。

特に、最近の焼酎ブーム及び白ハト食品株式会社の誘致によりまして、カンショの作付拡大に取り組んでおります。このように作物は多品目に及ぶことから、それぞれの品目の特徴ある商品づくり、信頼される産地づくり、安定的な取引づくりも、特産品づくりの一環として位置づけをして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、盆地の畑地かんがい事業の推進状況から、JAや企業との契約栽培を重点に、ふじ芋、カンショの生産、それからお茶、藍、それから雑穀の作付等にも、特産として普及拡大に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、産業会館についてでございます。

商工業者の農林業関係者等から、本町の特色ある特産品、農林産品、加工品等を一堂に集め町内外にPRする場がないということから、従前より期待がされているところでございます。三股町商工会では各種物産展等を通じ、本町の農林商工業者との情報交換や交流を深めながら、相互の連携、販路拡大等に取り組んでまいりました。

さらに、今後の地域間競争を打ち勝っていくためには、農林業者と商工業者が一体となった町づくりが重要と認識をいたしているところでございます。そのきっかけが産業会館の建設ではないかというふうに考えております。三股町商工会では、現在の商工会館が老朽化により損傷等が目立ってきているところから、建てかえを検討がなされております。この建てかえの検討にあわせた商工会館と物産館の機能を持つ複合施設、つまり産業会館を建設し、町の活性化につなげていきたいというふうに考えております。町といたしましても、この建設につきましては積極的に支援をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、農業振興についてでございます。

優良牛の導入につきましては平成12年から3年間、県外から優良雌牛30頭を導入し、受精卵移植を通しまして本町の畜産振興、発展に寄与してまいりました。これまで58回の採卵と341回の移植を実施してまいりました。本年度で、すべての採卵を終える予定でございます。

優良牛の供卵牛整備事業につきましては、和牛農家や酪農家からも高い評価を得ていることから、今年度から3カ年計画で県外から優良系統牛の導入を計画し、今年度分につきましては既に

12頭を導入してきたところでございます。

農畜産業を取り巻く環境は、農村を支える担い手の減少、高齢化の進行など多くの課題を抱えておりますが、農業農村が食糧の安定供給を始め環境の保全、美しい景観の保全などの多面的な機能を発揮して、本町の基幹産業であることから、さらなる振興を図ってまいりたいというふうを考えております。

それから畜産団地、それから集落営農等につきましては、主管課長の方から答弁をお願いを申し上げたいというふうを考えております。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） まず、畜産団地の件についてでございますけれども、畜産団地につきましては平成18年度から内部協議をいたしておりまして、そして先進地研修等を実施しながら、今後の方向を決めていきたいというふうを考えているところでございます。

その中で場所等、やはりかなりの面積を必要といたしますので場所の検討、それからまた畜産農家等の意向等を把握する必要もございましてアンケート調査、このあたりを平成19年度に調査研究しながら、町としての方向性を定めていこうというふうを考えているところでございます。

それから、集落営農についてでございますけれども、本町では現在、今新が農事組合法人として平成18年の5月に立ち上がったところでございますけれども、今後、検討されているところが前目、餅原、梶山、そして二地区全体、それから蓼池、長田というふうに全体的に、この集落営農の方向を今検討中でございます。

といいますのも、平成17年度に新しい食料・農業・農村基本計画が国の方で策定されまして、それを受けまして平成18年度から品目横断的経営安定対策、つまりすべての農家を対象にするのではなくって、これからは認定農業者、そして集落営農を中心にしたところの形態に、これからの農業施策を集中してやっていこうという方向に向かっておりますので、この集落営農の設立というのが非常に重要な課題だろうというふう考えています。

そういう方向で、このような各集落にまたがるところの農事組合法人等を立ち上げながら、そして先ほど御提案がございましたように転作田の有効活用を図るブランド化、いろんな作物の連絡協議会等の立ち上げ、そのあたりも今後検討させていきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 黒木君。

○議員（15番 黒木 孝光君） 先ほどの町営住宅の建設問題、18番議員からいろいろございましたが、重ならないようにいたしますけど。教育委員会が調査している各小学校の、いわゆる

梶山、長田、宮村小の19年度の見込みと23年度の数字をちょっと教えていただきましたが。梶山小学校の19年度見込み、全児童数は65名、5年後の23年度には52名に、長田小は19年度33名、23年度も同じく33名ということで変わりませんが、全部複式という現状が続いております。また、宮村小は19年度が88名、23年度が66名と減少することが見込まれています。地域や集落から、幼児や児童の声が少なくなったり聞こえなくなると非常に寂しい思いをするのは、そこに住んでおる皆さん、そういう気持ちであります。

先ほどの答弁で、私は19年度から、それぞれ手続調査、もろもろ相当の年月を要するので実施計画に取り組む返事があるのかなと思っておりましたら、先ほどの18番議員の中でも、まだ考えていないということですが。私は、1番目に掲げた過疎地対策、やはり相当の年月が要するわけですから、19年度からそれぞれ用地調査、予定地の調査なり、そういう計画的な取り組みをすべきじゃないかということを申し上げたいんですが、その点は町長、再度考え方を願います。今の現状から見て、申し上げましたような実態ですから、待てないわけですね。人がふえるというまでは。ひとつ、その辺を含めてお願いいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども山領議員の質問に答えたところでございますが、非常にこの住宅政策というものが、おくれということは、本当反省をいたしているところでございます。

御承知のとおり、昨年度から中原第三団地の建てかえ事業にはいっております、その後、計画によりまして次の団地の建てかえ事業ということからですね。本当に、人口の減少地区の住宅建設、これらが非常におくれるということは本当に反省をいたしております。そういうことから、19年度で用地を取得するということにつきましては、現在そこまで至ってないということでございます。まことに申しわけなく考えております。これらの住宅、過疎地の住宅政策につきまして早急に計画を立ててまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 黒木君。

○議員（15番 黒木 孝光君） 3月では遅い。今から新年度の計画、あるいは予算編成ということでされると思いましたが、今議会で御質問、伺ったところでございます。

先ほど財源の話もございましたが、もう五、六年前の話なんですけど、蓬原県議と梶山に、いわゆる財源としてじゃなくて、県の住宅供給公社の住宅設置という方法はないものかということを検討したことがございますが、財政課長なり、あるいは都市整備課長、そういったもの等の調査か研究か、された経緯はないかどうか伺います。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 私としては、駅前には話を聞いたことがありますけど、宮村、梶

山地域云々については、私としては聞いておりません。何か、今そういう話もあったらしいよというのは教えてもらったんですけど、そういうことでございます。

○議長（原田 重治君） 黒木君。

○議員（15番 黒木 孝光君） 私の言ってるのは過去のことじゃなくて、今後進めるのに研究したことはないか、そういったことを研究していくことはないかということで。財源で非常に、町長も答弁で、いろんな事業がございますから、わかるわけですが。住宅供給公社は、建てて、家賃で返済していくという方法ですよね。そういう取り組みはできないか、研究したことはないかと伺っているわけです。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 駅前では、そういうことで検討した結果、改修の費用が大幅に違うということで厳しいのかなという結論のようでした。

以上です。

○議長（原田 重治君） 黒木君。

○議員（15番 黒木 孝光君） 今後、急ぐように検討すると言われておりますから、この財源の見つけ方、先ほど18番議員の——余分なものは売っていくと、財源にすると、あるいは建設する方法があれば、やっぱり積極的に研究して、また県と、そういう関係機関と接触をするという努力を、町長、お願いいたしたいと思います。

それから、先ほど企業誘致関係につきましては、それぞれ詳しくございましたので、もう申し上げませんが。また、中学校の改修が終わり次第、小学校は入るということで、これらも19年度からの——20年度になるか21年度になるか——実施計画に取り込まれることを希望しておきます。

それから、産業会館につきましては、今の経緯、どうなるのかというのは担当課長の方ではわかりませんか。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 産業会館につきましては、昨年、平成17年から商工会の方の建設委員会の方で、町の方の担当課も入りまして調査研究を実施しているところでございます。

ただ、財源的に非常に大規模な事業でございまして、やはり商工会単独ではなかなか厳しいと、町の財政支援、そしてまた県の財政支援、そしてまたいろんな補助事業との関連もございまして、現在、商工会の方でその財源的なものを含めて、そして場所等含めて検討をしているところでございます。

事業のスケジュールとしましては、19年度から実施設計に入りまして、20年度に建設という方向で検討されておりますが、現在、18年度中にある程度の概算的な事業費をきちっと出す

と。また、産業会館ということでございますので、その運営ですね、物産館の運営をどうするのか、そのあたりも含めて十分内部検討をしないと、やはり着手にはなかなか至らないということで、今十分、内部検討がされていると。また町としても、そういう意味合いでは、いろんな形の支援等を含めて、連携をとって行って協力していくというスタンスで考えているところでございます。

○議長（原田 重治君） 黒木君。

○議員（15番 黒木 孝光君） 目的も町長の答弁でありましたとおりでございますし、ぜひそういう方向で、積極的に町としてもかかわっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

営農集落組織の中で、ちょっと先ほど申し上げましたが、私たち産業建設委員会では、鹿児島県で第1号で法人化が立ち上がったという川辺町に、先月ですか、調査に行きましたが。まさしく米作だけの集団では、もう赤字だということでございますから、地権者なり、また参加した人たちにオペレーター料とか、あるいは作業労賃とかを支払って、収益も黒字だということで平成8年ごろからやっておるということでございましたが。

中身を聞きますと、それなりに収益の上がるものを効率的に水田裏作、あるいはもう水田をつくらずに、そっちの方がいいんじゃないかというような考え方もあったようですけど。そういったものを選んでいくためには、ある程度の量なり品質の保証なり、あるいは生協あたりと提携されて鹿児島市内——地元はもちろんですが——やられておりましたが。そういった考え方で、今新が今立ち上がったばかりで試行錯誤、大変だろうと思いますけど、そういった選定というものを、先輩の営農団地があるわけですから、集落営農が、お願いしたいなと思うんですが。その点の検討はされておるのかなとは思いますが。

去年は香川県の豊中農協、豊中町、報告を委員会でしましたが、ブロッコリー一本で、それなりの収益を上げて営農が成り立っておるといふ県もございました。そういうことについては、やはり品質の保全ということで冷凍庫——この川辺町もですが——そういったものについて、ある程度、行政が支援をしておるといふ方向もありますから、そこらあたりも含めて、今後考えるべきことじゃないかなと思っておりますが、現状は先ほど言われたとおりなのか、課長、もう一回お願いします。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 今新が、先ほど言いましたようにことしの5月に立ち上がったんですが。今新の営農形態といいますか、今度のこの法人の形態ですけれども、転作田を短期賃借しまして、そしてその転作田だけの営農というところで、転作奨励金が通常でしたら団地加算というんですか、定額の基礎的な部分がありますが、それプラス団地加算があるわけですが、そ

れに集落営農が加わりますと先進地加算というのが加算されまして、その分だけが約2万円程度でございます。面積でいうと大体30ヘクタールぐらいの転作田でやってますので、2万円というのと、600万円ぐらいの、これが農事組合法人今新の運営費になるのかなと、このように思っています。

今のところ、その転作奨励金を中心にしたところの営農ということで、そしてこの転作田を、今後どういう活用をしていくかというところが、これからの課題ということになってますけれども、今現在、前目の方ではバレイショの集団化等をされております。ただ、バレイショのときは、転作田でたばこ等の耕作等に影響を与えますので、その辺がちょっと問題なんです。要するに、ある作物の集団化、そして機械化というような形で今新でも取り組もうということで、今検討中ではございまして、まだ作物等は決まっておられませんけれども、そのような方法でJAとの連携、そしてまた企業との契約栽培等を踏まえて、それから転作田の栽培の団地化というものを検討中ではございます。

○議長（原田 重治君） 黒木君。

○議員（15番 黒木 孝光君） ぜひそういったいろいろな、もろもろな情報を農家、集落、農業集団等にも積極的に伝えていただきたいと思います。

スポーツ振興の合宿センターについては検討されておるということでございますので、ぜひこれも実現可能な限りお願いしたいんですが。

やはり合宿となると、もちろん、風呂の関係、食事の関係、それぞれ伴いますし、やっぱり風呂となると温泉利用かなというような気もしますが。中央では土地代にいろいろあるとすれば、民営でやられておる勝岡温泉とか——いろんな長田、冷泉ですが——というものを利用する方法等はないのかなと考えたりするんですけど、検討の中で、いろいろ検討していただいたらというふうに思います。

以上、申し上げます、ぜひ町長には19年度からの住宅建設について、さらに検討を加えてほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（原田 重治君） これより11時30分まで本会議を休憩します。

午前11時21分休憩

午前11時31分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位3番、大久保君。

〔6番 大久保義直君 登壇〕

○議員（6番 大久保義直君） それでは、通告順位に従いまして3点だけお尋ねをしてみたいと思います。

まず第1点は塚原住宅の建てかえでございますが、先ほどからお話がありますようにマスタープランも計画に載っておるようでございますが、やはり塚原住宅も、見て回りますと4戸建てで1戸も入っていないところもございます。年次計画で壊したりしておるところもありますけれども、その辺の問題もたくさんあります。そういうことから尋ねてみたいと思いますが。

まず、この塚原住宅は何年度に建設されたのか、そして現在どのような状況になっておるかとお申しますと、空き家が非常に多いんですね。そして入居者の方が相当少ないということで、いろいろ問題があります。これには年間、草を刈ったりとか、そういう費用も大分要っておると思いますが、先ほどお話を聞きますと栗原団地と中央団地を統合して塚原住宅の方に移すというような計画で結構なことです。今後、やはり建てかえの計画をやらなければならないと思っておりますが、その辺の見通しについては、ないというようなことです。町長にしても、やはり全体的にマスタープランがあるんですから、その辺で優先順位をつけてでも早く建設にかかっていたきたいということでございます。

それから、そういう計画がなければ、今後、国や県に計画書を提出したり、あるいは陳情したり要望を出して、一年でも早く、その取り組みの姿勢を示してほしいと思います。

一つの問題は、公民館として入居者が減少しておりまして、まばらな入居者で困るわけですね。先ほど申し上げましたように草刈りの問題。それから山王原では、以前は防犯灯は支部で払っておりましたけれども、住宅の支部内で。やはり、これは支部加入にしておるから、これはやはり山王原公民館でもたなければいけないということで、何年前からもっております。そういう公民館の調整苦勞もあります。そういうことを考えますと、先ほど申し上げましたように十分検討して、一年でも早く建設の方向に向けてほしいと思っております。

次に、職員の飲酒運転の撲滅対策でございますが、最初に社会問題になったのは福岡市でございます。子供が、飲酒運転によることで3人の死亡者を出しております、兄弟を。そういうことで、私も前々から気にかかっておったんですが、私も交通安全協会の支部長をしておる立場からも、やはり職員が姿勢を正して、そして公僕者でもありますので、みずから職員のこうした罰則とか、こういう規定を取り組んでほしいなということを考えておるわけでございます。

やはり、町民は行政に対しては一切を、行財政面からいろいろと頼りにしておる町民でもございます。万一、こうした職員が飲酒運転で逮捕されたとか、あるいは他人に被害を与えたとかそういうことが出た場合には、やはりこういう罰則規定を早めにつくって、その規定に基づいて対応していくと、措置をしていくというものが一番大事ではなかろうかというふうにご考慮を

ります。よろしく答弁をお願いします。

それから最後でございますが、三股町国保病院の指定管理者の選定についてお伺いしてまいりたいと思います。

新聞では、18年の11月20日の月曜日の宮日新聞に、「都城市医師会は委託を1年で運営断念」という記事が載りました。町は病院の医療収益など、ここ数年で1億円以上の赤字が続いております。そうした経営を踏まえて医師会に指定管理者として委託したわけでございますが、新聞によりますと、医師会は常勤の医師1人で——2人と載っておりましたが、9月から2人になっておりますね——そういうことで上半期の医療収益は6,000万円の赤字であると。今後、あと半年でございますので、どのような赤字が続くかわかりませんが、今後も常勤医師確保が難しいなどとして、9月末に町に対して運営の断念を申し入れされております。

夏田会長は、「道義的な責任は感じており、期待を裏切ることになり大変申しわけない」とこういうふうにおっしゃっております。来年3月までは責任を持って運営すると、これはもう当たり前のことでございますので、これに対して町は契約違反に当たるか協議したものの、審議においては違反となる明確な根拠がないということで承認をされたわけでございます。

この内容について、ちょっと教えていただきたいんですが、これは助役が選定委員長でもございますので、この経緯を教えていただければありがたいと思っております。

それから、町民の声は、町だからどうにでもなるというような声も聞きます。医師会の努力も見えない、そして医師の確保もできないという理由で断念するのは、町長はどのように考えておられるのか。もう少し考えが、指定管理するのに甘かったのではないかなというような声も上がっております。

あとは自席においてお尋ねしてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。先ほど申し上げましたように、医師会に管理者を指定したのは、やはり甘かったというような声もあります。これについても先ほど申し上げましたが、町長でも選定委員長でもいいが、ひとつ御答弁をお願いをしたいと思います。

それから、来年4月から指定管理者に小牧病院が内定しておりますが——これはまた最終日の本会議で決まると思いますが——確かに、今の医療制度は厳しいものがあります。二度とこのような指定が断念にならないように、特にお願いを申し上げたいと思っております。

それから最後でございますが、先般の全協の中でも、医師会には赤字補てんはしないということで聞いておりますが、やはり今後——もちろん補償費はしてはならないと思っておりますが——万一、小牧病院の考えで、どうしてもこれは運営はできないというような形に断念をせざるを得ないというようなことになったときに、やはりこういう補償の問題とか、こういうことが出てくると思っておりますので、その点も両方踏まえて、よろしくお願ひを申し上げて、あとは自席で

申し上げてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、お答えを申し上げたいと存じます。

まず町営住宅の建設について、塚原住宅の建てかえについてということでございます。

町営住宅の建設につきましては、御承知のとおり、現在、中原第三団地の建てかえ事業を町づくり交付金事業で対応しているところでございますが、今のところ、中原住宅の建設は平成19年度で完了を予定しておりましたが、交付金事業での工事でありまして、住宅の外構工事、広場造成工事が平成20年度までの事業期間が必要となったということでございます。

現在、本町では、三股中学校校舎の耐震化補強工事と大規模改造増築工事や武道館の補修工事、三股町総合文化施設等の整備、周辺整備事業など整備中でございまして、塚原住宅の老朽化が見られていることは御承知のとおりでございますが、今後、過疎化対策や、さらなる人口増への配慮等に向けての町内住宅団地のストック活用計画の見直しを含めまして検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、塚原住宅第二団地につきましては39年から42年度まで、この間に115戸建設をいたしておりまして、現在、入居者38戸、空き家が55戸ということでございまして。しかしながら、住宅の撤去等も行っておりまして、93戸のうちに38戸が入居していると、そういうことで空き家が55戸ということになっております。

なお、ストック総合活用計画等につきましては、主管課長の方から説明をお願いしたいと思います。

それから、交通事故防止対策について、飲酒運転等違反者の取り扱いの規定についてということでございます。

本町職員の飲酒運転に対する処分は、職員の道路交通法令違反者取扱要綱に定められているところでございます。この要綱によりますと、酒酔い運転の場合、減給1カ月から懲戒免職までの段階がございます。

また、酒気帯び運転の場合は、戒告から懲戒免職が適用されているところでございます。

御承知のとおり幼児3人を死亡させた福岡市の職員による飲酒運転事故を受けまして、県内の自治体でも厳罰化の動きが広がっております。本町の処分は国、県等の処分内容あるいは厳罰化を実施の市町村と比較いたしますと、やや軽い処分であること及び同乗者等について、飲酒運転容認に対する罰則規定がないことから、見直しに向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、町立病院の運営についてということでございます。指定管理の選定について。

御承知のとおり町立病院は来年の3月までは医師会病院による運営を行い、4月以降は今議会に提案いたしました医療機関に病院運営をお願いしようという計画をしているところでございますが、病院の廃止につきましては、国保病院であるために、国の許可なしには廃止はできず、現在、国に廃止許可の申請中でございます。許可が出るまでに2年から3年かかるというふうに言われているわけでございます。廃止許可が出るまでの間、休止も考えられますが、休止すると当然、町立病院を利用している患者さん、また、町民の方、または職場健診等を行っている町内企業の方々や中学校の健診等、その影響は多大であり、何らかの形で医療を継続することが最善の方法であるというふうに判断をいたしているところでございます。

また、町営の病院に対する交付税措置もなくなりますし、起債等財政負担も生じることとなり、指定管理者制度の導入となったところでございます。

さらに、今回御提案を申し上げます医療機関につきましては、自己の責任において経営を行い、赤字補てんも考えておらず、廃止許可後の経営の譲渡につきましても実勢価格での有償譲渡も考えており、経営移譲後も継続的な医療の提供が認められるなど、町にとっても今後の財政負担や地域医療を考えると、廃止までは指定管理による経営を決定をいたしましたところでございます。

なお、現在、経営をお願いいたしております医師会病院のこの赤字補てんにつきましては、現在、考えてないところでございます。

なお、医師会病院に経営をお願いしたことは間違っているんじゃないかというようなこと等の御指摘もございましたが、これにつきましては検討委員会で回を重ねて十分検討いたしまして、その結果、決定をしたものでございます。その決定した経緯等につきましては、検討委員会の会長の方から説明をお願いを申し上げたいというふうに考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 公営住宅の統合計画の中での塚原団地の計画でございますが、今の現在の計画では中原住宅の完了後に塚原新団地という計画にはなっておりますが、先ほど町長が答弁されましたように、このストック活用計画の見直しも、また、あるということですので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） 医師会病院を指定管理者に選んだのは甘かったんじゃないかというような御指摘でございますが、当初は一応、私たち選定委員会の中ではやはり職員の採用、いわゆる町立病院に勤めておった職員をどうするのかという、その対応についてのことでやはり主眼を置

いたところでございます。

そのときに、医師会病院の方は全員採用するということでした。それと藤元病院の方については、採用はしないということで、そういうことで職員の身分のことを考えまして、まず、医師会病院が有利に立ったということでございます。

それから、もう一つはその当時の院長が——医師会病院の院長が東院長でしたけれども、すべてにおいて責任を持ってやるという強い意思が確認をされました。そういうこともございまして、医師会の会長でありました柳田会長もその点は十分認識をしておられましたので、そういうことで指定をしたところでございます。

しかしながら、御存じのとおり1月でしたか、医師会の総会がございまして、4月から新しい体制に医師会の役員がかわられたところでございます。その時点で、3月の時点で話し合いを持ったんですけれども——いわゆる医師会と私たちということです。その時点でも180度方向が——180度といいますか、もう赤字が出るというようなことを最初から言われました。これはちょっと問題だということで、町長もその取り組み姿勢が甘いんじゃないか、逆に。私たちの方からお願いをして、一生懸命頑張ってくれということでお願いをしたところでございます。

そういうことで、結果的に甘かったと言われれば、それも仕方がないというふうに考えますが、ただ、そのときには真剣に私たちは職員の採用の問題と経営の問題も真剣に取り組んだところがございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それでは、飲酒運転につきまして、これはちょっと資料が古うございますが、10月の段階での県内をとりまとめたものがございます。これによりますと県内に31市町村あるわけでございますけれども、その処分の——懲戒処分の指針をつくっておるところが23団体でございます。もちろん三股町の場合はその指針を策定済みということでございます。結局、その懲戒処分の指針をつくってないところが8団体あったというところでございます。

しかしながら、その後、いろいろな問題視されまして、今、県内のほとんどの団体で策定の見直しは今検討されているところでございます。もうしばらくしますとその結果がどういうふうに変わってきたのかというので出ると思いますが、その状況はまだ、はっきりとわかっておりません。

三股町も指針はありますが、見直しをしたいということで、今、検討しているところでございます。三股町を国あるいは県、あるいは都城市、そのほかの処分の重いところと比較しますと、何がやや軽いのかということをお申ししますと、まず、1点は飲酒運転と知りながら車に同乗した、

あるいは勧めた、という飲酒運転の容認者でございますけれども、容認者に対する基準がないというのが1点ございます。県内では、31のうち12の団体がその容認者に対しても処分規定を持っております。本町の場合はないということで、ここを新たに処分規定をつくりたいというところでございます。

もう一点は、飲酒運転により相手にちょっとけがをさせた。傷害です。死亡ではないんですけども、軽いけがをさせたというような場合に、ほかからしますとほかのところでは免職というものがございます。しかし、本町の場合は免職がございません。ちょっとそこは軽くなっているというところでございます。免職とまではいなくても、やはりそれ相当の重い処分をつくるべきではないかということで、大きくはその2点が改正の主な理由となってくるというふうに思っております。

一応、町としましては、できましたら1月1日からこの制度を施行していきたいというふうに思うところでございますが、ただ、改正してから職員に十分周知をして実施する必要もあるところから、1月若干おくれまして、10日なかばぐらいにはこの規定を適用できるのではないかといいふに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 大久保君。

○議員（6番 大久保義直君） 住宅の件について、先ほどから過疎の歯どめとかいろいろ言われておりますが、やはり住宅を計画をされれば、もちろん栗原団地と中央団地を統合して塚原というふうになるわけですが、やはりこの建設した後に残地といいますか、残りの土地が出ると思います。あれだけの面積であれば。だから、いけば分譲地にするとか、そういうことを考えて人口増を図るとか、あるいは所得向上を図るとか、そういう方向もやはり大事なことでないかなあと思っておりますので、この点についても十分、また、御検討いただいて実施していただければありがたいなと思っております。

それから、先ほど申し上げましたが、年間の草刈り、これはどの程度かかっておりますか。ちょっと教えてください。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 草刈り費ですが、6月と10月に草刈りをシルバーさんをお願いしておりますが、その金額は98万2,000円余りになっています。2回で。

以上です。

○議長（原田 重治君） 大久保君。

○議員（6番 大久保義直君） それで、先ほども申し上げましたように、ここの塚原団地に防犯灯も26個建っているんです、大体、26個。私はきのう調べたんですが、どの程度防犯灯が建

っているのかな、26から27かなあつて思っております。

そこで、やはり西小学校の方は児童数はふえる。そして、この三股小については減少してくると、これについても十分バランスをとるべきじゃないかなあというふうにも考えておりますので、全面的なお考えを検討していただければありがたいなと思っております。

次に、飲酒運転については、先ほど総務課長から申し上げられましたので、やはり来年の1月から——できない場合は中旬ごろからというような答えでございますので、やはりこうした問題は社会問題にもなっておりますし、町の職員も公僕者であるということから、やはり飲酒運転だけはしないという、心構えで臨んでいただきたいなと思っております。

次に、病院の問題ですが、これも先ほど答弁がございましたが、9月からは医師会も2名体制でやっておりますが、この赤字が1年を通せば1億円から上がるだろうと、こういう私の予測でございますが、非常に大金な赤字でございます。そういうことで、医師会も来年の3月まで責任を持ってやるということでございますので、その点についても、十分ひとつ考えて取り組んでほしいなと思っております。

それから、町長の答弁では医師会に対してはやはり今後、補償費は出さないというようなことでございますので、その点についてはさらに十分御検討をいただきたいと思っております。

それから、小牧病院さんについても、やはり今後、最終日の20日に決定するわけですが、これについても十分、小牧病院は三股出身でもありますし、そういうことはないだろうと思っておりますけれども、事業をやるにすれば赤字では、これはもう絶対運営はできないわけでございますので、その点も踏まえて取り組んでいただければありがたいなと思っております。

以上で、私の質問は終わります。

.....
○議長（原田 重治君） これより、13時30分まで休憩といたします。

午後0時02分休憩

.....
午後1時30分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位4番、中石君。

〔12番 中石 高男君 登壇〕

○議員（12番 中石 高男君） それでは、私が事前に通告しておりました要旨に従いまして質問してまいりたいと思います。

まず、1の環境整備についてですが、現在、住民は家庭生活から排出されるごみや排水による河川汚濁、車の排出するガスによる大気汚染、山林乱伐による自然破壊など、環境問題では加害

者であり、反面被害者になっていると思われます。国では自然環境に合致した地域づくりが提唱され、環境権がやかましく論じられるようになり、正常な空気、水、土壌、景観など、人間の生活に欠かせない憲法が保障する生存権、幸福権などが行政の基本指針であり、最も尊重しなければならないと考えられます。都会では特に最近、車社会による公害問題が論じられ、地方の人は都会に住みたくないというUターンの話しがよく聞かれますが、東京の小田原市では以前に市町村に先駆けて美しい住みよい環境のまちづくりの基本条例を制定しております。我が町でも次の世代を担う人々に良好な環境で住みやすい町を引き継ぐため、私どもが日常生活に係る大事な環境問題を町民一人一人が真剣に考えて取り組む必要があると考えます。

そこで、まず、足元である生活道路の各民家の壁木や畑の飼料、雑草、交通の阻害や散歩などを阻害している雑木など、交通事故の発生防止上からもぜひ規制や条例でなくさなければならないと将来の環境問題を危惧するものであります。それに不法投棄などがいまだになくなっていないと思います。さらに今後、行政としても環境問題には真剣に取り組み、パトロール強化などしてほしいと思いますが、行政としてはどのような考えであるのか、所見をお伺いしたいと思います。

②でございますが、先ほど18番議員も質問しておりますが、重複する点もあろうかと思えますけれども、私なりに質問してまいりたいと思います。以前にも質問しておりますが、現在、空き家になっている公営住宅については環境や景観には余りよく見られてないようですが、解体予定の住宅については入居できない、その他医師住宅などに入居希望の人もあるようですが、行政では何か対策は考えているのか、お伺いしたいと思います。

次に、2番目の農業推進対策についてでございますが、最近の農業の農政は大きく変わり、ウルグアイラウンドの合意で輸入米が強制され、国際化、自由化の荒波にさらされ、食糧自給率も低下し、生産基盤の担い手の高齢化で農民は減少し、収入も大きな減収である。特に山間部では労働力の低下で耕作放棄地が急速に増大して生産基盤が崩れ、農業に見切りをつけることに追い込まれる人もいるようですが、行政としてもあらゆるアイデアで取り組んでいるところでありますが、今後さらにアイデアを出して、町民一体となって取り組まなければ極めて重大な岐路に立たされている羽目になると思います。

本町は今までも農業の米づくりが基幹産業であり、発展してきたわけですが、将来このような困難な米づくり環境をめぐってどう克服するのか、地方分権では国や県に頼ることなく、自助努力で解決していくしかないと考えられます。それには作物の産地づくり、農産物の加工技術、冷却施設、先端技術として情報通信メディアなどの解決すべき問題が山積しておるわけであります。我が町は県内唯一の農業地帯であり、農業危機を乗り越えるためにも意識革命の必要があると考えます。農業行政に対し、どのような考えを持っておられるか、所見をお伺いしたいと思います。

以上で壇上の質問を終わり、あとは答弁後に自席の方で質問してまいりたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まず、1番目の環境整備について。①の生活道路における民家の壁木が交通の妨げになっている、この事項について回答を申し上げたいと存じます。

生活道路の交差点において、民家の壁木等が交通の妨げになっているところにつきましては、一時停止やカーブミラー等の設置により交通安全対策が図られているわけですが、樹木の撤去要請は大変難しい状況でございます。しかしながら、道路に大きくはみ出して交通の邪魔になっているものについては、剪定や伐採の要請ができるものでございます。また、飼料作物等についても交差点の周辺から刈り取ってもらうなど、方法があるわけでございます。

そういうことで、町民全体への呼びかけといたしまして、広報誌または回覧等を通してその啓蒙に努めているところでございます。

それから、②でございます。空き家になっている公営住宅については、という事項についてでございます。公営住宅の空き家状況といたしましては12月1日現在、簡易平屋住宅におきましては19カ所で588戸中226戸が空き家であり、対策空き家といたしまして223戸となっております。

また、この簡易平屋住宅はすべてにおいて国が設けております耐用年数の30年を経過しておりまして、ますます維持管理の費用を懸念しているところであります。本町におきましては、住宅マスタープランと公営住宅ストック総合計画を平成11年度と平成15年度に策定し、町営住宅団地の中で30戸未満の住宅団地の集約、廃止等に向けまして、既に簡平——簡易平屋住宅の一部では対策空き家として入居者募集を行っていないところであります。

さらに、現在住んでおられる皆様にも団地内の住宅集約に向けまして住宅の移転等について協力をお願いしているところでございますが、なかなか協力は得られないのが実情でございまして、対応には大変苦慮しているところであります。

このため、住宅空き家では雑草もはびこるし、環境の悪化も見られるところでございますが、厳しい財政に配慮しながら職員での対応を含めまして、今後の維持管理に努力してまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、農業推進対策についてでございます。特産品づくりの現状については、先ほど黒木議員の質問で答弁したところでございますが、世代や年代、地域に配慮したところの特産品づくりにつきましては、タラの芽やギンナン、ショウガなど、試作したところでありますが、経済的な問題、技術的な問題、気象災害などの問題があり、よい成果をあげられない状況でございます。

また、さきに中石議員から以前提案のございましたゴマの栽培については、鹿児島県湧水町、鹿北製油と契約し、今年度10アールの展示圃で試作したところのございますが、発芽不良、生育不良等で収量がほとんどなかったところのございます。18年度の反省、課題を踏まえ、19年度も畑かんの新規作物として取り組んでまいりたいというふうにございます。

今後、産業会館、物産館が建設されれば、農産物の販売施設としての機能も付加されることから、高齢農家や家庭菜園農家等、少量多品目栽培される農家などの所得確保に貢献できるものであると期待をいたしているところのございます。

その運営状況、また販売動向等を踏まえ、高齢農家等の労力に見合った特色ある農産物の開発を、町といたしましても支援をしてまいりたいというふうにございます。

詳細につきましては、担当課長の方から答弁をお願いしたいと思います。

以上で、答弁といたします。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 農業政策につきまして、これからの農業のあり方ということでお話があったところですが、本町におきましても国の施策にのっとりまして御存じのとおり認定農家を中心にした施策の方向に転換をしているところのございますけれども。それとともに小規模農家、零細農家を、どうこれから救済していくかというのも大きな課題でございます。

そういう中で先ほどもお話ししましたけれども、今新の農事組合法人が立ち上がりましてけれども、そういうふうな形で小規模農家、高齢農家、そういうところを含んだところの集落営農形態で今後の農政を推進していくということで、やはり地域全体として地域の活性化、所得向上が図られるような施策として、農業施策は展開したいというふうにございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 中石君。

○議員（12番 中石 高男君） ①ですけれども、私、思うのは、以前から畑なんかにある飼料の角が刈られておりますが、昔のようにマイクで広報で呼んで、刈り払いするところもあるわけですね。それもですけど、だれかにいろいろ話ししておりますけど、田舎に行くと非常に道路に邪魔になっている壁木があるということで、数カ所、私写真にとってまいりましたけれども、プライバシーの問題にもなりますから見せるわけいかんでしょうけど。悪いところでは80センチから1メートルぐらい出ているんですね、道路に。だから、水路があるけど、水路は何もなくなっていませんね、この写真見ても。水路の上までかぶっていますから。こういうことをやはり町の方で規制とか、そういうものをつくってやっぱりやられるべきじゃないかと、自治公民館長さんたちもいらっしゃるわけですから、その会合でも出ているところは切るようにとか。壁木は毎年、摘んでも必ず2、3センチは外へ出ていくわけですね。だから、5、6本までで切るような、そ

ういう規定を——政令でも条例でもいいですけど、してやるべきだと私は思うわけです。

そうしないと、交通事故がそれによって発生する場合もあるわけです。角なんかは、特に。ほとんど見て回って、角の方は私、隅きりをやるから、これ提供してくれという個人に言って回っているわけですが、大分2、3カ所は隅きりをやりましたけれども。そういうことまでやっぱりパトロールして、危険な場所はやっていかないといけないと思うんです。

これについては担当でもいいですけど、そういう見かけて、そういうものにやらないといかんと思ったことがあるのかどうか、それをひとつ伺いたいと思います。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 今の問題でございますけれども、確かに壁木あるいは農作物等が交通安全に与える影響は大きいのではないかなというふうに考えておるところでございます。

しかしながら、その撤去——大変難しいんですけれども、はみ出しているものについてはこれは十分指導ができるということでございますから、今後はそういったものに力を注いでいきたいというふうには考えております。

ただ、先ほどちょっとありましたように、美しいまちづくり景観条例といったものはどうかというのがちょっとございましたけれども、これについてはつくったら、条例があるだけでは、つくった条例ではだめだというふうに考えておるところでございます。それをいかに有効にその条例を生かすかということが大事かなというふうに思っております。この辺のところはこういうような先進地等、また参考にさせて、十分検討させていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、今後、道路にはみ出しているものについては、指導を強化していきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（原田 重治君） 中石君。

○議員（12番 中石 高男君） ぜひ、それは早く——正月が来るわけですが、正月前にできればパトロールをやってもらえばいいと思います。かなりあります。やはりやらないと正月休みでそういうことがもとで事故を起こしたということになると大変なことでございますから、三股町の場合、最近、死亡事故とかいろいろ事故も多いようですから、みんなが一体となってそういうことに——我々もそうですけど、取り組んでいかないとだめだと私は思うんです。ぜひ、ぜひお願いしたいと思います。

見ても見ぬふりしておりますけれども、大体カイツカが多いですよ、出ているのは。カイツカの木というのがほとんどそのまま余り切っていないから、枝ぶりがいいものだから、そのままというような感じで出ているようなことが多いようです。ぜひお願いしたいと思います。

それから、2番目の空き家についてですが、これは空き家については公営住宅の場合は、個人の住宅の場合は空いていればすぐ家を借りれますけど、入居者の希望があるわけですね。先ほど

18番議員も申されましたが、景観にも悪い、環境にも悪い。もう壊すかどうかした方がいいと思いますけれども、壊すのか、あと清掃してぴしゃっとやるのか。それから、入居したい人がおる場合には二、三カ月でも家をつくる間ほしいと、家は建ったけど、造作もまだ、二、三カ月かかると、二、三カ月できないかという話も聞くわけですね。医師住宅なんか特に一軒家だからねらい手も多いわけです。だから、個人住宅ならとくに貸していますよね。1カ月、2カ月はどうぞ使ってくださいというような感じなんですけど、そういうのが余り四角四面だからいけない。臨機応変にやるべきだと私、思うんですね。

医師住宅は補助をもらっているからできないんだという、そういう規制をとっぱらって、何か柔軟的に臨機応変にそういうのをやるべきだと思いますけど、この件についてはいかがですか。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 中石議員の方からも御指摘があつて、町営住宅をそのように使えるようにしたらどうかということなんですけど、一応は公営——今、私たちが管理しているのは、補助を受けた公営住宅で、公営住宅法によってやはりやっています。だから、四角四面と言われたら、そのように私たちやっていかなければならないんですけど。また、特別な住宅をつくったら、そのような方法も考えられるというふうには理解しております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 中石君。

○議員（12番 中石 高男君） もう、やはり地方分権で、ある程度柔軟性はないといけないと思うんですが、それも国から補助をもらっているからとか、県から補助をもらっているからできないとかいうことを聞きますけど、ある代議士の方にも聞いてみたんですけど、それは昔と時代も違うから申請すりゃどうにかなるということもありますので、町としても担当がもっともってそういう面に頭を回さなきゃいけないと私は思うんです。

我々もそういう面には一生懸命、町民がいかに美しい町、住みたい町ということで住みつくかと、先ほどからも話がありますように人口増のためにどうしたらいいとか、宅地造成もやった方がいいとか、地場産業とか、それから企業誘致とか、そういうことにも知り合つて、そこの方から都会の方から帰ってきたら必ず一声かけるんですね。そういう企業誘致にする会社でもないか、一人でもこっちにつくってくれないかということ、我々議員団も一生懸命そういう面には頭をとがらしているわけですから、もっとそういうものにも気を回していただきたいと思います。

それから、次の農業推進対策ですけれども、実はこの前、大崎町、あそこに我々行ってきたんですけれども、物すごくいろんな面にやっているようですが、ちょっと気づいた点を申し上げたいと思いますけれども。

ここは、大崎町の役場で聞いたんですが、大崎町の場合は18年4月現在で人口が1万

5,891名で世帯数が6,910戸であり、今回の市町村合併では本町と同じく自主自立を表明しております。町としては、人、もの、自然など調和のとれた環境にやさしい安全で住みよい町づくりに基本理念として取り組んでいるということです。

それから、いろんな面で勉強になったなあというのが、若い職員の発想でお茶を出していないと。我々も行きましたけど、お茶も出てないです。お茶も全然なかったです。それと、各集落で役場の職員が一人ずつ担当しているんだそうです。上米、中米、谷とか、1地区とか2地区とか。そういう面で担当して一から十まで指導から連絡から全部やっているということでございました。これも勉強になったわけですが。退職しない限り移動もしないと、その地域にはりつけた人は。だから、親睦が図られていろんな連絡がとれる。電話でも、人間関係で、もう気軽に答えてくれるということでございました。

それから、ほかに合併浄化槽の普及率が低いために家庭から排出されるてんぷら油が河川水質汚染の一因であることから、各家庭の廃食油の回収を行い、17年7月から燃料化、バイオディーゼル軽油燃料を精製している。プラント工場で精製されたその軽油は役場所有の車の燃料として使っている。リッターの30円だということですが、これはもう、ぜひ、即やってほしいと私は思いますね。そういうことを行政としてぜひやってもらいたいと思うんですが、リッター30円なら近い将来じゃなくて長期的に考えた場合にはプラスになるんじゃないかということも考えたわけです。

この件については、そういう、聞かれたことあるのか。そういう話はどうなっているのか。今後どうしたいか、その辺のことを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（原田 重治君） 今の質問なんですが、ここに通告されていないわけですよ。

○議員（12番 中石 高男君） これ農業推進じゃだめですか。

○議長（原田 重治君） これではちょっと……。

今の話はよくわかったと思うんですが、町長にその考え方。それをちょっと答弁していただきたいんですが。町長。

○町長（桑畑 和男君） ただいま大崎町の例を申されたわけでございますが、非常に環境面から素晴らしいことであるというふうに考えております。大崎町も本町と同じように自主自立の道を歩み、そしてまた、大きな改革もなされております。ぜひ、総合的な面から大崎町の――先進地を視察をして調査してみたいというふうに考えています。

先ほども言われましたこの廃油の問題は、非常に環境面からも、素晴らしいことではないかというふうに考えております。ぜひ、調査に行ってみたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 中石君。

○議員（12番 中石 高男君） 私は1品運動か、そういう農業関係でのそういう作物でも何か利用できないかということを考えて言ったわけですが、また、あした1番議員の方からも議題が出ているようでございますので、そちらの方に譲りたいと思いますが、ぜひそれを考えていただきたいと思います。

それと、さっきのあれですけど、不法投棄、あれなんかも、まだ、前のそのまま、私はまた写真とりに行ってきた。きのうおととい。まだあるんですね。冷蔵庫がありましたけど、テレビとか。こういうのを全部処理していただきたいと思います。こういうのが一つ、二つ、ああいうやぶの中に捨てられると次から次、人も捨てるようになりますので、環境問題でぜひ、これは撤収してほしいと私は思います。すぐ、行っているのかどうか、その辺についてはいかがですか。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 前から中石議員の方には現場をよく見ていただいて、写真やらとってきていただいておりますけれども。全部とっているかどうかわからないんですが、うちにも河川浄化等推進員もおりますので、定期的にパトロールもしております。これをやると必ず二、三台の冷蔵庫なり洗濯機、テレビ等が出てきます。これ、また、後で場所等をお伺いして——なかなかわかりにくいところに捨ててあるわけですから、なかなか、上から見ただけではわからないときもありますので、聞いて処理したいと思います。

○議長（原田 重治君） 中石君。

○議員（12番 中石 高男君） ぜひ、そういう……先ほどから詳しく答弁がありましたから、ぜひ、その辺のところは検討してほしいと思います。

それは、今後、いろいろな問題がある場合にはわからないとか、どうしていいかっていう場合には我々にも相談してほしいと思うんですね、そういうことは。お互いのアイデアを出して、すばらしい町にしたいという考えはみんな持っていると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

いろいろと要望しましたがけれども、以上で質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 発言順位5番、財部君。

〔2番 財部 一男君 登壇〕

○議員（2番 財部 一男君） 私は質問事項に基づき質問いたしますので明確な回答をされるよう求めるものであります。

まず、初めに過疎対策についてであります。本町においては平成9年6月10日に三股町過疎地域定住促進奨励金等交付規則が制定されて施行されております。現在までに数回に及ぶ改正

がなされておりますが、奨励金等の中身は年々悪くなっています——のが現実ではないでしょうか。過疎地を解消を図るという目的で制定された奨励対策が、当初より縮小されるようでは目的は達成されないのではないかと危惧いたしております。

そこでお尋ねいたします。今までの実績がどうであったか。過疎対策として十分に機能を発揮したか、まず、伺いたいと思います。

次に、長田、梶山、宮村の過疎地における人口増が見込まれない現状において、町はどのような対策を考えておられるか。今、申しあげました定住促進等の対策もありますが、これでは不十分だというふうに考えますし、新たに新規事業を起こす考えはないのか、伺いたいと思います。

次に、町長の政治姿勢についてを伺いたいと思います。皆さんも御存じのとおりですが、福島県の官製談合事件をきっかけに和歌山県への談合事件へと発展した今回の官製談合事件は、ついに本県にも飛び火をし、県の土木部長、出納長及び環境森林部長等が逮捕されたことについては、皆さんも御存じだろうと思います。事件の全容解明が進んでいく中に、ついに前知事安藤氏が逮捕されてしまいました。このような官製談合事件は強いていえば、過疎地域と言われているような場所で発生しているように見受けられます。また、本町においても5年前に職員が逮捕される事件が発生し、大事件へと発展したことは記憶に鮮明に残っておると思います。あつてはならない談合事件、本町においては二度と発生しないと私は思っておりますが、いつの時代においても公共入札については不透明な部分も多く、いろいろな疑惑があると聞いております。

そこで伺います。町長は今回の県の官製談合事件を受けて、どのような対策をとろうと考えておられるのか、まず、回答を求めたいと思います。

次に、5年前の事件を顧みて町は入札制度を変更しようとして——前回でしたか、条件つき一般競争入札の導入を図った経緯がありますが、1回限りで廃止をされております。現在は従前と同じ指名競争入札が主流となっております。私も18年度に行われた入札状況を全部見せていただきました。中身を見て思ったことは、まず、落札率ですが、ほとんどのものが97%とか99%という高い水準で入札がされております。このような実態を見るにつけ、本当に正しい入札が行われているのか、疑問に思うのは私だけでしょうか。指名のあり方、落札率等を考えたなら、現在行っている町の入札制度そのものが正しいと今でも考えておられるのか、町長にお聞きしたいと思います。

次に、一連の事件を顧みて入札制度を改革しようとするならば、情報公開と透明性が求められると思います。そこで町長の考える入札制度についての見解を求めるものでありますが、新しい方法に移る考え等があるか、ぜひ、お聞かせいただきたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わり、以後は自席から質問をしまいたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げたいと存じます。

まず、過疎対策について、①の今までの実績はどうなっているのかということでございます。本町の過疎対策といたしまして、平成9年度に過疎地域定住促進奨励金制度を創設いたしまして、長田地区及び梶山地区の人口減少防止、複式学級の解消等に取り組んでまいったところであります。平成9年度から平成18年12月6日までの実績は新築購入が48件の187名、金額にいたしまして4,080万、転入転居が17件の77名、金額で176万円となっております。このうち今年度から開始した宮村地区につきましては、転入転居が2件の10名、金額で8万円となっております。

平成9年から現在までの長田地区及び梶山地区をあわせた人口減少率はマイナスの8.4%ありますが、過疎地域定住促進奨励金制度の利用者254名による影響は11.6%人口減少を食い止めたことになる効果を得ているところであります。

それから、過疎地の人口増対策について、今後新たな事業を起こす考えはないかという質問でございます。本町の人口は昨年为国勢調査によりますと、前々回よりも増加率は減少したものの、県下では伸び率第1位でございまして、今後も人口の増加対策は必要でございまして。

そこで、過疎地も含めて住宅施策のうち、町営住宅については改修事業を実施し、民間住宅につきましても土地、用地の見直しや、浄化槽の助成基準の拡大により、また、道路等の基盤整備により推進を図るとともに、企業誘致等各産業の推進にも力を傾注し、住民の所得増や地域の活性化により、人口増を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、住宅施策につきましては、先ほど申し上げましたとおり住宅マスタープランと公営住宅ストック総合計画の見直しの中で、中央市街地と農村部において大きな格差が生じないように、町内一般を見極めながらあらゆる方策を検討してまいりたいというふうに考えます。公営住宅の配置は過疎化対策の重要な施策のひとつでもございます。これらの事業推進を強く図ってまいり所存であります。

それから、町長の政治姿勢についてということでございます。

まず、県の官製談合事件について、町長はどう考えるかということでございます。県の官製談合事件につきましては、多くの逮捕者を出し、知事の辞職に発展するという県政史上例を見ない事件となったところであります。県の組織体質によるところが大きいものの、入札という制度の難しさ、未熟さが露呈した事件であるというふうに考えております。

今回の県での出来事は県民の信用を失墜し、地方自治体への不信を招く結果となり、大変憂慮すべき事態であり、大変私としても遺憾に存じているところでございます。

それから、②の現在、町が行っている入札制度は正しいと考えているかということでございます。本町は平成10年に議会決議といたしまして11項目の入札制度の改善に関する決議が行われまして、予定価格の事前公表ほか改善に取り組んできたところでございます。しかしながら、一般競争入札等一部についてはその制度の導入の難しさもありまして、実施に至っていないところでございますが、今後、改善すべき点につきましては、十分これを検討していきたいというふうに考えております。

それから、③の入札制度を改革する考えはないかということでございます。入札制度につきましては、国、県のほか、市町村においても制度の未熟さや矛盾を抱えておりまして、本町の入札制度においても改善を要するところでございます。全国的に問題となっているこの談合あるいは官製談合等を踏まえ、国県において入札の改善検討が始まっているところでございます。本町もこれを参考にしながらさらなる改善に取り組んでまいりたいと存じます。

具体的な検討課題といたしましては、談合に結びつかない発注の方法、同一の指名業者の事前公表の廃止、同時開催による現場説明会の廃止、それから一般競争入札、それから電子入札の検討、それから競争力の強い建設業者の育成、それから民間人参加による入札制度改善研究会——これは仮称でございますが、この研究会の発足。これは国、県の改善を踏まえ、本町の入札制度のあり方を調査研究する会として検討に入ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） まず、最初に過疎対策関係については、18番議員も質問等がありました。私なりにもう少し煮詰めてみたいと思います。

先ほど実績等については町長の方から報告がありましたので、それなりの効果もあったのかなというふうには考えますが、もしこの定住促進制度等を導入していなかったならば、20%近い——ひょっとしたら減少があったのかなという気もしますので、それなりに効果があったというふうには理解しますが、ただしそれでも現実においてマイナス8.4というような形を言われましたが、そういうふうになればやはり三股は、確かに言われる西高東低というような感じの問題がありますが、やはりそのあたりは均衡が保たれる、調整をですか——をするために努力するのが私は行政だろうと思います。

そういう意味ではどういう方法をとっていったら、早くそういう対策がとれるのか。先ほどの返答では、何かこう、何も実りのあるような形の回答ではなかったような気がしますが、私なりに考えたことは、国とか県の住宅補助とかそういう制度を利用しようとするれば大変難しいと思いますよね、それよりも三股町で出てきます木材等を使用して住宅をつくるとか、それも5戸とか

10戸で一度につくるとか、そういうことをしなくて、年々1戸ないし2戸でもつくっていけば、私はそれなりの効果が出る可能性は十分あると思うんです。まして、そういう制度であれば、町内の木材を使用した形での入札をも図れば、私は建築素材でも安くで建築できるというメリットもあると思います。そういうようなことを考えていけば、それなりの方法っていうのはできると思うんです。だから、何も形にはまった、形だけの対策じゃなくて、そういう時機に応じた機敏さといいますか、そういうものも必要だというように思いますが、今、私が申し上げたことについて、町長、何か……そういう方向をつくる考えはないか、お聞きしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 三股町は午前中も申し上げましたように、過疎過密が同居している特異な町でもございます。そういうことで行政としてはこの過疎過密をいかに調整をして、行政を進めていくかということが大きなかぎになる。これは多年の課題でもあったわけでございます。

そこに出てきたのがこの奨励金制度ということでございますが、これだけでは本当に十分ではございません。しかし、この過疎対策に対する何か特別な事業というものが無いわけではございますが、今、言われた木材を使用した住宅の建設ということは、本当に重要なことであるかと思っておりますが、今までは公営住宅——800有余の本町は公営住宅を持っているということから、そちらの方に何か施策を重点的にやっている関係で、ほかの方が留守になったという傾向にあるわけでございます。

そういうことから、人口の減少地区に対するこの住宅の施策、今後、考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今、申し上げましたことについては、ぜひ検討していただきながら、やはり何も一挙に5戸、10戸というような形にしなくても、私は十分対応していけば、年々そういうもので十分していけば、私はそれなりの効果は出てくるだろうと思います。

もう一点、新しい対策といいますか、長田地区においては——多分長田の住民の方が一番心配されておったのは水の問題だと思うんです。今回、町の方が3カ年計画をもとに18年度から簡易水道の整備等がされておりますが、当然簡易水道の建設が進めば水の問題は私は十分に解消してくるというふうに思います。そうすれば、長田地区はいいところですよということで、長田地区になおりたいという方が結構おったんだけど、水の問題でだめだということもあったことも聞いております。

そういうふうに考えれば、私は方法っていうのはまだほかにもあると思うんです。一つは私が今、申し上げたいのは、そういう水の問題、解消してくれば、やはり土地を安くで分譲していき

ながら、若い人の導入を図るとか。例としては、前、今もう都城になりましたが、山田町でもあったですね、坪1万円程度で分譲していくとか。私、長田の方面だったら整備しても坪1万でも十分、それでも高いのかなというように考えますが……。そういう分譲について高く売る必要もないんですよ。なぜならば安くでやっていけば、当然そこには人口はふえたりする、子供さんもふえる、そういうメリットは出てきます。そして、町に入ってくるのは固定資産税も入ってきます。当然、若い人たちであれば所得税、町民税等も入ってきます。そういうふうな考え方でいけば、私はメリットから見れば、十分な対応ができる施策があるんじゃないか。

だから、やはりこうしなさいという形では申し上げませんが、今、申し上げたような一つ一つの分譲の方法等も十分検討していけば、私はそれなりに効果が出るんじゃないかというふうには考えます。そのあたりについて、もしあったら御回答をお願いします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり長田地区の簡易水道がこの3年間で整備されるわけでございます。また、都城のケーブルテレビ、これももう整備が終わったわけでございますが、こういうこと等で非常に環境も緑と自然がございまして、非常に環境的にもいい地区でございます。言われるとおりそういう住宅の分譲というような形の施策も非常に重要なことじゃないかというふうに考えています。

もろもろ、この過疎対策といたしましての住宅の問題、これについては十分今後、内部でも検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 過疎関係は本当、難しい問題はあると思います。簡単に私も長田、梶山、それから宮村方面がそんなに簡単に過疎から脱却するとはないかと思いますが、やはり行政がいろんなものを検討するならば、くわえていけば、それなりのブレーキもかかる。先ほど言ったように定住圏の問題もそうだと思うんです。それなりの効果。ただ、あれは、定住圏関係については年々政策が後退していったというのも事実です。私は反対にそういうものを拡充することが必要じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、今後とも定住圏の問題も含めながら、やはり後退するんじゃなくて、前の方に進む拡充をしていただきたい。そういうことを申し上げておきたいと思います。ぜひ、過疎関係についてはそれなりに大変だろうと思うが、皆さん方が知恵を絞っていけば、優秀な職員もたくさんいらっしゃるわけですから、ぜひそのあたり、解消できるだろうと私思っていますので、お願いをしたいと思います。

次に、町長の政治姿勢についての関係ですが、先ほど町長の方から談合関係について大変だと、宮崎県でもこういう形で起こったということは大変だということを申し上げられたが、ただ、私

はああいう問題を受けて、町長自身が本当に三股ではどうしたらいいのか、というのを——本当に先ほど何ぽか項目をされたようですが、全部ちょっと聞き取ってしていませんが……。ただ、検討するということがなくて、本気になって指示をされないと、私はなかなか解決いかないというふうに思います。そこで、少し中身等について聞いておきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

皆さん方も御存じだろうと思いますが、国の方でも官製談合防止法っていうのが12月8日ですか、参議院で可決されてきております。これについては総務課長、よく御存じだろうと思いますが。本町においてこういう問題が出てくれば、当然、職員やら皆さん方に影響する問題だというふうに考えますので、どのような本町における改正とかが必要になってくるのか、わかっておれば、まず、お知らせしていただきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 今、御質問にありましたように、12月8日、国会におきましては改正官製談合防止法ですか、これが成立したところでございます。

しかしながら、これにつきましては官報あるいは市町村への急遽制定に至った——途中まで検討はされておったわけでございますけれども、改正されて急遽できた関係でインターネット上で見るしか、今の方法はございません。

その中で見た中身としましては、罰則関係が強化されているようでございます。今まで懲役刑、これが3年ということで検討されておりましたけれども、ここ数カ月の全国的なこの官製談合を控えまして5年以下の懲役になったようでございます。そのほかにも罰金の問題とかあるようでございますけれども、詳しいのが来ておりませんので、今の段階ではこれを受けてどういうふうにするかということの職員の今後の対応、これがまだちょっと進んでおりません。検討することになるだろうというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ぜひ、こういうふうに国の方でも——これは、多分にやっぱり福島、和歌山、宮崎県というようなものが、一連の談合事件がもとに急遽、こういう形の成立がなされたというふうに私も聞いております。そういう意味では大変ですので、ぜひ、早急にするものはして、対応していただきたいと思います。

次に町長は就任されてから今日まで対話と協調を基本に今までされておりますが、町政に対する特定の業者の介入を排除し、清潔で公正な町政を確立し、情報公開に努めると今までの中で明言されております。そういうように考えれば、当然、町長のこういう政治姿勢、私、立派なものだろうと思います。これだけの清潔で公正な町政を確立して情報公開に努めるということだけで

も、なかなかそう簡単にできないんですが、やっぱりここまで町長が明言されているわけですから、当然、これに基づいて入札制度の改革等もするべきだと私、思っています。

そういう中で、今、現在ですが、指名競争入札参画の決定に際しては、いろいろな基準とか根拠というのがあると思います。まず、その基準とか、そういう根拠をわかれば示していただきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 詳しい条例要綱等は持ってきておりませんが、指名等については町が発注する建設工事等の契約にかかる指名競争入札の参加資格、基準ですか、これの要綱によって指名をしているところでございます。これの要綱では2年に1回、指名願いですか、これを受け付けております。これをもとに等級、ランクを決定しております。それに基づきましてランクごとに工事の金額によってランクごとによって3社以上ですか、を原則として指名しているところでございます。もちろん各——その事業課、そこから推選あったものを指名審査委員会で検討しまして、そして町長の方で最終的な決定がされるという仕組みになっております。

ちょっと詳しい持ってきておりませんが、……済みません。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今、総務課長の方から申し上げたとおり、そういう形の基準等が設定されておるということは、そのとおりであります。

そういう中で、今、言われたように課長さんたちが今、現在——だれが指名されているのか、3名の方だった。そういう人たちが指名の推選をしていって、それを指名審査委員会ですか、そういう中で審査される。指名審査委員会の委員長は助役が委員長であり、そういう中でされておると思いますが。そういうことを受けて、町長は委員会の結果を尊重して指名競争させるというふうになっておると思いますが、それに間違いはないですか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 指名入札につきましては、言われるとおり指名審査会の結果を踏まえまして、かつ尊重しながら地方自治法施行令第167条の12に基づきまして指名権を行使しているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） それではお聞きしますが、指名審査委員会等が推選したものを町長が今度は決定されるわけですね。そういう段階において変更というのがあるんでしょうか。ちょっと聞きたい。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それについては、僕の権限でございますので、先ほど申し上げましたように指名権に基づいて行使しているということでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 少なくとも先ほど私が申し上げたように、清潔で公正な町政を確立して情報公開に努めるということを町長は明言されているわけですね。そういう中において、変更する——確かに町長の権限のうちに入るかと思えます。ただ、それが平等な取り扱いといたしますか、というような形になっておれば、住民の方々も含めてある程度納得をするだろうと思えます。

ただ、今聞いている範囲ですと、いろんな情報が私たちも入ってきますが、今回の町長選挙があった以降でも結構ですが、偏った形の指名がされているというのはよく聞いております。果たしてこういう問題を聞く中で私が申し上げておる公正な町政を確立できるのかどうか。少なくとも町長は初めて今回、町長になられたわけじゃないんですよ。3期目ですね。なれば、そういう問題が出てくること自体が私はおかしいと思うし、堂々と反対に町長は私はこういう形で明言もしているし、正しい形でしていかなきゃならんということを反対にそういう人たち、もし要求があったとするならば、私は言うべきことであるし……。

ま、ある、町長を一生懸命、何か今回応援をされた業者が——うわさの話ですから、私もうわさ話ですからだれとは言いませんが、2年間は絶対指名しちやいかんとか、そういうことが言われているというのを聞くと、おかしいよねとだれでも思うんじゃないかと思えますね。もし、そういうことが事実であるかどうか、私も確認はできませんが、ただ、火のないところに煙は立ちません。いろんな形から想像すれば、そういうことを言っておる人がおるということも事実だろうと思えます。

だから、そういうふうになれば、町長が思っている政策とは違った形でこういう指名等が行われているんじゃないかなということも私は考えます。そういうことを考えれば、やはり町長の姿勢、そういう町政を行っていく姿勢ですね。それが一番大事になっていくんじゃないかと思うんです。本当に平等な取り扱いをする。

先ほども言いましたように、指名競争入札で審査委員会等が一生懸命、いろんな形で私はされていると思えます、指名審査委員会では、多分に指名審査委員会で論議されているのは、町内の業者をまずやっぱり優先したいというのが多分あると思うんですよ、私はそれはいいと思えます。別に。そういう中においてやっぱり指名回数が何回あったとか、実績がどのくらい出てきたとか、そういうものをずっと多分、審査委員会の人たちも含めて言われていると思うんです。

ところが、今回の選挙以降に出てきたのは、いろんなのを見てみれば、とんでもないような町

内の業者育成どころか町外の人たちが入っているのも事実です。それは先ほど町長が言ったようにあなたの権限かもしれないけど、果たして今、町長が言っているような問題を含めて、正しいのかちなるとおかしいんじゃないかなと私は思いますが、そのあたり、町長、お答えいただきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほどから申し上げておりますように、入札指名につきましては、自治法施行令167条の12によりまして指名権を行使しているところでございます。

しかしながら、今後、この指名については、その辺につきましても十分精査をしてみたいというような考えは持っているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ぜひ、今、町長もそういう問題を含めて精査をしたいというお言葉でしたので、私もそのあたり十分にだれから聞かれても、私は堂々とちゃんとやっていますよと言えるぐらいの問題にしてほしいと、私は思います。

ぜひ、今、現在行っている指名競争入札関係をすぐに変えるというのは大変なことだろうと思います。だから、この問題を先ほどは町長は一般競争入札等の導入も含めながら考えていきたいし、民間等の研究会を発足させて取り扱っていききたいと、こういうことも含めながらおっしゃっておられますが、ぜひ、そういうものを含めて考えていけば、そのとおりだろうと思います。だけど、現在、行っておる指名入札については少なくともやっぱり地場産業育成ということをよく皆さん言われます。私はいいことだと思います。だけど、それと平等取り扱い、少なくともだれが見てもそういう選挙で不平等な取り扱いをするんじゃないかと、ぜひ、そのあたりはだれが見ても平等ですよというような形の取り扱いというふうにしていただきたい。

それはですね、この中では、19条の中でもと言わずに、委員会の結果を尊重して町長は入札に参加させるというふうにならなければならないわけですから、やはり、こういう自分たちで決めた要綱なりとか、そういうのを考えればそれに従っていくというのが、私は町長の公僕としての責任ある行動だろうというふうに思います。

そういうことを考えて、ぜひ、もう一回だけ町長がそのあたりの今後——先ほどちょっと言われましたが、一般競争入札等の導入も含めながらとか、多分、全国知事会が今勉強していますけど、多分きのうだったか、おとといでしたか、新聞にも載っていましたが、1,000万円以上の事業については一般競争入札を導入するというようなことをうたっています。ただし、これも各県の知事さんたちの裁量権になります。だから、それ本当に実行できるかどうかはちょっとわかりませんが、少なくともやっぱりあそこまで改善しなきゃならんという報道まで今なっ

います。これは連日のごとく新聞紙上をにぎわしているのも事実ですので、そういうことも含めたらやはり町としても、私が言っているのは、余り繰り返したくないんだけど、少なくとも5年前にも三股でもそういう事件もあったわけですから。その以降に、じゃあ、どれだけの努力をしたのか。11項目の改善とかそういう問題を含めて取り組みされたということも私も知っています。知ってるけど、現実には行っているのは、だれが見てもおかしいよと言われる状況しかない。だから、そういうことを言われたいような方向にさせていただきたいということを申し上げて、最後、町長の見解をお聞きしたいと思いますのでお願いします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） いろいろ今回の官製談合事件によりまして、全国的に全国の自治体は早急な見直し、改善が行われてくるんじゃないかというふうに考えております。知事会においても適正化プロジェクトチームを立ち上げているようでございます。

問題は、地場産業育成を楯にとるか、一般競争入札を楯にとるか、その辺が非常に難しい面であるかと思えます。これについては都市部と地方では随分差が出てくるわけでございますので、その辺を踏まえまして、先ほど申し上げましたように入札制度改善研究会——仮称でございますが、これを早く立ち上げまして、その辺を含めて総合的に改善を図っていききたい。

何といいましても、やはり国、県の指導等もあろうかと思えますが、その辺もにらみながら今後、調査、研究をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 確かに今、町長言われます地場産業育成も含めながら考えると、難しい面あると思えます。だけど、地場産業育成するときには最低でも平等取り扱いとか、私、やっぱりそのあたりが一番の問題だろうと思えますので、ぜひ、そのあたりも人から言われてどうじゃこうじゃなくて、もう3期にもなっている町長ですから、それだけの私は実力はあると思えますから、ぜひ、そのあたりははっきりと申し上げて実行してほしいというふうに考えます。

ぜひ、今、先ほど町長も言われたように大変難しい問題等はあるかもしれんけど、せっかくそういう研究会を発足させるんだったら、ぜひそういう中で十分論議していただきながら、住民が納得できる入札制度にもって行っていただきたいということを申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（原田 重治君） これより2時55分まで暫時休憩といたします。

午後2時42分休憩

午後2時55分再開

○議長（原田 重治君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位6番、上西さん。

〔3番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） 通告に従いまして質問してまいります。

最初に教育問題についてであります。全国的にいじめを苦しめた児童生徒の自殺が相次いでいる問題で、文部科学省は毎年児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査を行っております。これによりますと、1999年から2005年度の7年間でいじめを苦しめた自殺はゼロと報告されていますが、これは必ずしも実態を反映したものとなっていないことが、その後の調査で明らかになってきております。

ある報道機関の調査によりますと、この同じ7年間でいじめが原因と疑われる自殺が全国で少なくとも16件あるとの報告があります。福岡県で中学2年生の男子生徒がいじめを苦しめて自殺した事件がきっかけとなって調べが進む中で、この5年半の間にほかに18人の小中学生が自殺していたことが明らかになりましたが、この間福岡県の教育委員会には、いじめによる児童生徒の自殺件数は1件もあげられていませんでした。いじめ自殺を起こさないため実態をきちんとつかむことは非常に大事ではないでしょうか。その意味で、こうした事件に対する学校、教育行政の対応が改めて問題となっています。

学校がいじめの存在を隠す背景に、数値目標による教育委員会のしめつけがあることです。なぜ、このような教育行政が行われるのか、おおもとに教育基本法の改定を求めた2003年3月の中央教育審議会答申にあると思います。答申は教育施策についてできる限り数値化するなど、達成度の評価を容易にするとしています。その上で具体例としていじめ、校内暴力の5年間で半減をあげています。これを受けて数値目標を設定したところもあるようです。

本町の小中学校のいじめ、自殺、不登校に関する報告資料は教育委員会へ提出されていると思いますが、実態はどうなっているのでしょうか。また、各学校へ教育委員会として数値目標を示されているのか、お伺いいたします。

いじめに気づくのは一番身近にいる家族や担任の先生ではないかと思えます。その中で教職員に対する勤務評定や成果主義の導入で先生方も大変と聞いておりますが、教育基本法改悪によって一層競争主義が教育現場に持ち込まれ、教職員がさらに苛酷な状況に追い込まれるのではないのでしょうか。教職員の中にはこうした精神的過労から精神的疾患に追い込まれ、健康を害している人が多いと聞きますが、本町の小中学校の教職員の療養休暇、通院など、実態を把握しておられるか、お伺いいたします。

さらに、いじめなどの実態はどのようにされているのかも具体例があれば、お示してください。

次は、安心安全な通学路についてですが、通学路は6月議会で質問しました通学路の件について、再度質問いたします。夏休みまでには危険箇所を点検されたと聞きましたが、多少なりでも解決したところがあるのかどうか、お尋ねいたします。

私たち共産党三股支部は現在、町民の皆さんの声を聞くアンケート活動を行っております。その中で子供の通学路の外灯をたくさんつけてほしい。歩道ががたがた、夜道が暗い、電灯が少なすぎる。子供の安全を守るために明るい道路、安全な道路にしてほしい。また、町長さん以下、皆さんで中学、高校生の通学路を自転車で通ってみればよいのに、ずっと思っていました。など、このような意見を書かれたアンケートが多数ありました。

大人は車に乗ってライトがあるのでさほど気がつきませんが、冬の夜道は5時半ごろから暗くなります。家が途切れて木が生い茂っているところは真っ暗です。このようなところに外灯をつけて明るくすることは急を要することだと考えますが、いかがでしょうか。その計画はないのでしょうか、お伺いいたします。

また、長田の方から、下轟木バス停から長田峡までの通学路、子供が歩くのにとっても危なく感じる。特に狭い部分だけでも何とか歩道をつけてほしいと書いてありましたので行ってみました。日南方面に行く県道で車の往来が多く、トラック、普通車などが物すごいスピードで走っています。一応白線が引いてありますが、道幅が狭いので両方から車が来たときは、大人でも恐怖を感じるようなところでした。これらを町当局は認識されておられるのでしょうか。一日も早く調査をして、県に歩道をつけてもらうように手を打ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、学校の備品についてです。

現在、町の規則によると、備品は1つの価格が2,000円以上のものということになっておりますが、小中学校の先生から、余りに低い金額の設定に不都合を感じる、授業で使うものが壊れたりした場合、2,000円以上の品物はすぐには買ってもらえず、私物を持ってきたり、PTA予算に頼らざるを得ない状態、せめて都城市ぐらいにしてもらいたいと言われております。この規則が設定されてから25年以上もたっていると伺いましたが、この金額設定を見直すことはできないものかお伺いいたします。

次に、国民健康保険証への臓器提供意思表示欄の設定についてお伺いいたします。

現在、国内に臓器移植を待ち望んでいる多くの患者さんがいることは御承知のことと思います。そんな中、臓器の提供者は非常に少なく、臓器移植をあきらめている患者さんも多いのが現状だと聞いております。現在まで腎臓病患者団体などがドナーカード臓器提供意思表示配布運動に取り組んできたわけですが、その普及率は10.5%、これは平成16年です、と聞いており、まだまだ国民全体に認識されるどころまで行っていないのが現状です。そういった状況を少しでも改善しようと、公共広告機構等もテレビなどを通じて国民の皆さんへの訴えを行っております。

このような状況の中、政府管掌健保が来年1月から保険証に臓器提供意思表示欄を設けるとの新聞報道がありました。このことはドナーカードの普及に大きな影響を与えたいと思いますし、普及率の飛躍的な発展につながると思っております。このような運動を励ます意味でも、本町で発行している国民健康保険証にも臓器提供意思表示ができる欄を設けたらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わり、自席からあとはしてまいります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは答弁を申し上げます。

まず、1番目の教育問題について、①から③につきましては所管の教育長の方から答弁があるかと思いますが、その中でございました県道33号線、都城北郷線ですが、これの歩道の設置でございます。この歩道の設置につきましては、県の方で年次的に歩道を拡幅されて事業が行われているわけですが、ここ二、三年、何か施工がないというようなことでございます。本当に言われるとおり、長田峡のちょっと手前のカーブ、非常に歩道もなくて本当に危ないところでございます。かねがね僕もその辺については十分理解をしているわけですが、今後、県の方に県道設置について、やっていただきたいということで要望を申し上げたいというふうに考えております。

それから、2番目の臓器提供者をふやすための施策についての提案ということでございます。国保の保険証への臓器提供意思表示欄の設定についてということでございます。これについて答弁申し上げますが、国民健康保険被保険者証は、国民健康保険法施行規則第6条第1項で様式が定められております。また、被保険者証の用紙は宮崎県国民健康保険団体連合会が、県内全保険者分を一括発注しているところでございます。これらのことによりまして、現状では三股町独自で被保険者証への臓器提供意思表示欄の設定については困難ではないかというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） いじめ問題についての御質問ですから私の方でお答えしたいと思います。

御承知のとおり、いじめによる児童生徒が生命を絶つという痛ましい事件が相次いでありまして、極めて遺憾であります。いじめは決して許されないことでありまして、また、どの子供にもどの学校でも起こり得る問題であることが基本的な認識であります。早期発見、早期対応が重要なわけですが、そのためには日ごろから児童生徒や保護者との信頼関係を深めること、そして職

員間で緊密な連携を取り合うこと、そしていじめに関する計画的な調査や対策委員会を機能させて、どのような小さな情報にも見逃さないというようなことが大切であります。いじめは絶対許さないという強い姿勢で教師一人一人の言動にも十分注意しながら、十分な指導を行う必要があります。

そういうことを踏まえながら、10月から11月にかけて新聞報道それからテレビ報道で盛んにこのいじめ問題が出ました。そういうことを踏まえて、町でも11月8日に全教職員を中学校の方に午後集まっていたきまして、もちろん研究会も兼ねていましたが、その席で全部の先生方にいじめについてお話をしたところであります。要するに、いじめを絶対見逃さないでくださいと、しっかり目は子供たちに向けなさいよということを指導しております。

そこで、町内の実態についてであります。町内の小中学校において、いじめによる不登校は1件もございません。各学校でいじめによる保護者からの相談が4件、総体的に4件ほどあったと聞いております。これは、教育委員会に上がったいじめの問題であります。

それで、いじめというのは見方によってはいろいろありまして、消しゴムを貸さんのでいじめられているとか、いろいろあるんだそうですが、そういう見方がありまして、学級で担任の先生と子供たちで解決できることはもうそれでいいわけでありまして、それ以上に大きいことはまず学校に、学校でどうしても対処できないところはまた我々の方にも連絡してくださいということをお話をしているところであります。そういう意味では、今のところそういうことに関する件数は上がってきておりません。ですから、いじめは絶対ないということは言えません。あっているだろうと。ただしそれは学校の中あるいは学級の中で子供たちと話し合う中で解決されているというふうに思ってもいいと思います。学校が要するに安心して、子供たちが安全な場所で安心して学習ができる体制をとることはもうこれは義務でありますから、校長を中心に全職員が一丸となってそういうことに取り組むことは当たり前だと思いますので、そこは強く指導していきます。

それから、対策についてですが、そのあたりは教職員の研修として各学校それぞれに全員が水曜日の午後とか研修日を設けられて、生徒指導資料がありますのでそれに基づいて研修会を行っております。これは全学校がやっております。それから保護者への啓発ですが、一つは学校、学年、学級通信等の発行、そして参観日等を利用してのその機会に保護者の皆様にお話をするという機会をとらえながらやっております。そして、学校といたしましては、各学校ともいじめ・不登校対策委員会というのを設置しております。それぞれハートフル委員会とか、それぞれ学校がいろいろいじめ対策の対策委員会に名前をつけながら、各学校対策委員会を設けながらこれに対処している状況であります。以上、いじめ対策については私たちも十分注意しながら、十分な教育委員会と学校との関係を密にしながら、そして校長先生たちと連絡を密にしながらやっているつもりでありますので、今後も御指導よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2点目の通学路についてであります。

通学路については6月の議会で御指摘があったところですが、危険箇所の安全点検を行いまして、危険箇所マップ等の作成に取り組んでいることをこの席でお答えしたところでありました。その後、学校から危険箇所等として上がってきたものについては、交通安全係の方にも連絡いたしまして、善処方お願いしたところでありました。また、登下校時の不審者対策としては、各学校見守り隊を置いておりますので、そうした人たちの力もいただきながら、そして7月には青色回転灯のパトロールカーも教育委員会に配属されました。そういうことで、今も下校時にそれぞれ随時その時間帯を見ながらパトロールをしている状況であります。

そして、次に街路灯についてであります。確かに通学路は暗いと、中学校の部活動が終わった後非常に暗いので危険だということはもう御指摘いただいているところですが、そこで、野尻町に——紙屋中学校、野尻中学校ですが、の2つの学校の全通学路に150基を街路灯を設置したということがせんだっての新聞で報道されたところでありました。中学校の部活動は練習時間が夏場は7時まで、そして冬場は6時までというところで設定してありますが、特に今の時期はつるべ落としの時期で、もう日没すぐ暗くなるというような状況でありまして、後片づけ等をしていくと暗くなるというふうな状況であります。最近の事件や交通事故等を踏まえると、通学路の暗さ対策は一つの大きな問題になって、課題になっているかと思っておるところであります。

先般、総務企画課の方、巡回バスの利用に関するアンケート調査を実施していただきましたが、その調査で保護者から寄せられた意見として、通学路に街路灯を設置してほしいという声は何件か出てきております。そういうことも含めながら、この街路灯については野尻町の方にも先日出かけて調査をしてきましたので、そういうことも参考にしながら今後前向きに、お金が伴うわけですから、前向きにこのことは検討していかなくてはいけないと。要するに子供たちの安全にかかわることですから、前向きに対処しないといけないというふうに思っております。

それから、3番目の学校の備品に対する予算についてであります。18年度の学校備品の予算は小学校が6校で574万5,000円、うち図書備品は138万6,000円になっております。中学校は224万1,000円、図書備品については管理棟の工事等があるということから、図書室が仮設校舎になります。そういう移転も考えながら今回は計上しておりません。そこは学校と十分話し合いをしておりますから、町の図書館等の利用も含めながらお願いをしているところで、18年度は計上しておりません。備品のところについては学校管理備品、教育振興備品、それから図書備品であり、予算配分については学校の要求のもとにあるいは学級数を基本にしながらか設定しております。

備品の取り扱いについては先ほど議員から御指摘がありましたが、財務規程がありまして、その中で2,000円以上というものが対象になります。これが大分前に設定された金額でありま

して、そのあたりも見直す時期に来ているのかもしれませんが。そこは十分検討しないといけないと思います。なお、学校長が決裁できるのは学校管理費の修繕費、原材料それから教育振興費の消耗品、修繕料ですね、そういったものを一件の金額が3万円未満ですね、3万円未満となっており、学校備品はこの校長の裁量の中に入りません。今の状況はですね。厳しい状況の中で必要要求をすべて満たしていくことは非常に難しいことではありますが、できるだけ緊急性、必要性を見ながら、年次的に購入するというで対処していきたいというふうに考えておるところであります。

以上であります。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） まず、いじめ問題なんですけど、本町は1件もないというふうなことですが、このいじめ対策でいじめの背景をどのように、これ全国的な問題としてお考えになっておられるかちょっとお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） いじめの背景はいろいろありまして、私は教育の原点は家庭だというふうについていつも思っておりますから、家庭でのいろいろな養育の仕方もあります。そして、学校に来て友だちがいなかったりそういう孤独な子供もおります。そしてお互い学級がまとまらなかった、そして自分で意見が言えないようなことを言われるんですね、そういうことの腹いせでほかのいじめをするとか、そういうこともあります。それで、これだからいじめが発生しているということは言えませんが、要は、学校教育に関する限りは子供一人一人にしっかり目を注ぐということが一番大事だろうと思っておりますので、そのあたりは感じるままに話したところですが。以上でございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今の子供たちがやはりいじめに走る背景としてストレスがあるんじゃないかなと。進学競争だとか、それから90年代の半ばから文科省が現場に押しつけている新しい学力観の問題点とか、それから関心とか意欲とか態度とか、ちょっと評価できないようなものを評価の対象にしてると。こういうふうなことによって子供たち、田舎はそうでないかもわからないんですけど、もう過度な競争ですか、そういうふうなことがストレスになってるんじゃないかなと思いますけど、いかがお考えですか。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） たしか教育基本法の改正で一番もとは、そういった学力が低くなった、そして全体的な学力が低い、そしていろいろなモラルが守られていないというようなことが一番背景にありながら、今回の改正の一つの背景で出てきておるんだと思うんです。そういうことを

現場に置きかえてみますと、確かに学力でうんと塾にも行きますし、いろいろとそういう面はないとは言えません。あると思います。そういう子供たちの対応の仕方が一番問題なんでしょうけども、背景はまだまだたくさんいろいろあるでしょうけども、そこはそのように時代の流れといえますか、そういうことは十分あると思っております。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ここに私たちがとりましたアンケートに寄せられた声があります。これ少し読んでみます。これ名前書いてないんですけど小学校の教員と書いてあります。「学校現場は今、非常に疲弊しています。多忙を極め、精神的にもとてもつらいものがあります。文科省の目まぐるしい改革はことごとく改悪の方へ行っております。現場の現実とかけ離れていっています」と。それからちょっと飛ばしまして、「学校の現実をもっとわかってほしいです」と。「子供が学校にいる間、トイレに行く暇もお茶を一杯飲む暇もほとんどありません。子供の家庭環境、格差も著しく、学校だけでは追いつかないところもあり、本当に難しいです。非常なストレスにさられております。」こういうふうには知らない人から寄せられておりますが、三股の学校現場、教育長どうお考えでしょうか。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 確かに今評価制度が入ったりいろいろ前と違ってもろもろの調査も入ります。しかしながら、多忙といえば多忙であるかもしれませんが、当然教員としてやるべきことはやりにやいかんわけですから、そのあたりは、それぞれこう、事実があるかと思えます。そういう中で、部活動で頑張っている中学校あたり、あるいは少年団あたりで頑張っている先生たちもいるわけでありまして、一概にすべてそういうことで片づけていくということもどうかというふうに思います。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） やはり、いじめに関して、子供たちに競争をつけるとかそういうふうなことだけじゃなく、勝ち組、負け組とかそういうふるい分けをすることではなくて、やはり一人一人が大切にされる学校、それから親たちが子供の声をじっくり聞いてやれる家庭生活、それからやっぱり労働環境問題とか社会保障体制なんかにも問題があると思うんです。そして、またいじめる生徒の心というんですか、やっぱりそういう子供たちが一概に悪いとかいうふうに決めつけるんじゃないで、やはり相談窓口、ホットライン、電話での、校長先生やめられた先生、教育委員会にもいらっしゃいますが、そういうふうな現場の教育専門家とか児童相談者の人たちが、いじめられてる子供、いじめてる子供、そういう、——なかなか学校でアンケートとっても実際に余り正直に書かないというふうな声も聞いておりますので、やはりそういうホットラインみたいな感じのものをできないものかどうか、そこら辺ちょっとお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 実は今一番問題というか取り組んでいるところはそこなんです、町内を見ると、スクールカウンセラーとしては入っておりません。スクールアシスタントとして中学校に1名、そして三股西小に心の相談で1名という感じで入っておりまして、全学校に入っていないわけですが、ただ各学校では教育相談週間という週間を設けたり、そして集団で話す場とかそういう時間を設定しながら取り組んでおりますので、要は、学級によれば学級の担任の先生がしっかり子供を知ることが大事ですから、そういうことでお願いはしているところでございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 学校の先生がもうすごく忙しいというふうなことはこのアンケートにも書いてあるんですが、先ほどお答えになられなかったんですけど、精神的な疲労から病気になっていらっしゃる教職員の方はおられるんでしょうか。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 先般、12月の16日に文部科学省が平成17年度の全体を発表しまして、平成17年度。それで、その中で4,400ぐらいが全国的に心の疾患、心の病で休んでいるということです。それで、それを受けながら宮崎県ではどうかということでちょっと調べたところが、17年度に県内で77名の病気休職です。そのうちの精神的疾患で休んでいるのが42名、小中の教諭で。55%ですねそのうち。北諸管内、いわゆるここ盆地ですが、この中が病気休職者が9名、そしてそのうち7名が精神疾患。70%を超えますけど、そういう割合。三股町は17年度はありません。そういう状況で、それに近い状況になりつつある人もいるかもしれませんが、17年度現在はそうですが、できるだけ、今一番問題になるのは人間関係なんです。指導力とかそういうことよりも、お互いが職員の中では人間関係、先輩との関係、そういう気楽に話したりそういう関係が前からすると希薄じゃないのかと。もっと先輩がこう教えてやったりするような雰囲気、そういう人間的な人間関係からそういう病に陥っているという教職員も多数おります。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 先生たちも子供たちも、やはりつらい心話を話せることがやっぱり大事じゃないかなと。で、やっぱり苦しいことを聞いてもらえる相手が必要だし、だからそういう意味で、やはり両方の電話相談なりそういうふうなものをやっぱり設ける必要もあるんじゃないかなというふうに思いますが、そういう緊急的にそういうふうなことは考えていらっしゃいますか。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 子供に関してはそういう教育相談を受けて、できるだけ相談員さんと、そういう人がおれば相談をするように、そして何せ、先ほど何回も申しましたように先生と子供の関係ですから、先生たちがしっかりそういういじめ等を見逃さないというようなことで子供との信頼関係をしっかり築く、親との信頼関係を築く、教育は信頼なくして成り立ちませんのでお互いに、そういう関係を築くということが一番だろうと思います。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 次に、通学路の外灯の問題に移っていきますが、本当に、これ一部なんですけど外灯もうほんと三股は暗いと、何とかしてほしいと、そういうふうな声ももう本当にたくさん寄せられました。それで、やはりもう中学校に行って先生の話聞いたときに、部活が終わった後、宮村とか長田方面に帰る子供たちを車で後をつけていたり、帰ってくるのを待ってるというふうな状態らしいんですよ。で、先生たちは笑い話で、自分たちが子供たちが暗い中を帰ってくる時に子供たちをライトつけて待ってたら、それこそ警察の人から不審者と間違えられたというふうな笑い話もされておりましたが、本当にもう先生たちも子供たちの命を一番考えるとおっしゃるわけです。だから、町を明るくすることは町のイメージアップにもつながるし、安全にもつながるわけで、九電と相談すれば何とか電柱つけてもらうとか、電気代というのはもう町が負担しても知れてるわけでしょう。そこら辺、助成の方はどうお考えでしょうか。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 通学路の外灯については、町長も教育長も必要性は十分認識されております。それで、先般、野尻町の方に調査に行ったんですが、工事費的にはつける箇所当然値段が違ってくると。で電気料、電氣料については定額という格好になってるようです。ただ、現在、集落内に公民館で負担している防犯灯というのがあるわけです。で、この防犯灯については設置については町の方で助成するという格好ですが、電気料についてはそれぞれの公民館負担ということになっております。

で、その公民館の取りつけた防犯灯の関係と、通学路もまた重複するわけです。だから、その通学路につける外灯、これをどういうところにつけるのかということも調査の必要性が出てくると思います。当然箇所数によってその電気料というのも出てくるわけですが、公民館で払ってる電気料の関係、それから町で仮に負担するとしたらどの程度になるのかと、また公民館の兼ね合いといろいろ検討しないといけない部分が多々ありますので、今後つける箇所それから電気の支払いの関係、その辺もやっぱり検討していくということで、金額的な問題は現時点ではちょっとわからないという状況です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 本当に保護者の方が一番心配されて、特に中学生の女の子を持つ

お母さんたちが不安を抱えていらっしゃって、で私の友だちが働いているんですけど友だちから、親が今車で迎えに行くのはもう当たり前だと言われたと、そうだけど、自分は7時過ぎにしか仕事場から帰れないもんだからできない、どうしたらいいんだろかというふうなことを言われて、私やっぱりそういうことはちょっとおかしいんじゃないかなと中学生になって、やっぱり安心・安全な通学ができる、これはやっぱり町の責任じゃないかなというふうに思うんです。だから一日も早く現場あたり、長田で言えば山王原から梶山の集落に入るまであたりとか、それから宮村に行く途中家がないところあたりからでも早目にやはり検討していただいて、明るい外灯をつくってほしい。それと道路ももう、歩道が特にがたがたですよ。そこら辺も都市整備の方と協議しながら対策を練ってほしいなと思うんですが、来年度に向けてそのあたり強力に押し進めることはできませんか。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今、ちょっと歩道の関係がありましたが、歩道の関係については初耳ですので、ちょっとまた都市整備の方と話はしてみたいと思いますが。街路灯の方については、基本的には集落内というよりも集落と集落のつなぎ目、その辺がとりあえず必要なのかなということでは考えております。で、新年度予算についてはもう予算要求の時期も過ぎて、終わっておるんですが、また執行部の方と協議しながら、できるだけ早い段階で対応できるように取り組んでいきたいということ考えております。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 長田の子供たちの、——これは県道なんですけど、やはり下轟木のバス停から下仮屋営農所までの100メートルぐらいの間が特に危険だと言われて、私も言われた人と一緒に歩いてみたんですが、田んぼがあって、田んぼに少し土手をきちっとこうすれば歩道ができるような感じなんです。その言われた人は、田んぼの持ち主にももう話をつけてあるというんです。だから、そのあたりを県にやはり、これはまあ県道だから、もう長田小学校の子供たちは先生があ道路を斜めに横切るなど、距離が長くなるから、もうそれぐらい危険を感じてるわけです。今度は長田峡からは何かぐるっと回って裏道を通って学校に行ってるとかいうふうな状況で、本当に子供たちも危険を背負いながら学校に通ってるという事態は、やはりかわいそうだと思うんです。そのあたり、ぜひ早く対策をお願いしたいと思いますが、そのあたりよろしくお願いいたします。

それから備品の問題です。この条例規則ですか、これは何か昭和55年当時はもうできてたと2,000円というふうなことは。その当時ともう今四半世紀たってるわけですが、余りにも低い金額設定じゃないかなと思いますが、そこら辺どうお考えでしょうか。変えるあれはできないんでしょうか。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 今、御指摘のところは備品と消耗品の区別の関係だろうと思います。それで、財務規則の中に物品規程の中で備品という規程があるんですが、今言われたのはまだ2,000円という前に前段があるものですから、その辺のところを御理解いただきたいなというふうに思うんですが、備品というのは形状及び性質を変えることなく比較的長時間の使用または保存に耐え得るものというのが前提になってますから、いかに2,000円を下回ろうが、この形状が長期間耐え得るものというのはやはり備品なんですよ。消耗品においても逆に2,000円を超えてもすぐに消耗してしまうもの、短期間で消費されるものというのは消耗品です。ですからこれが例えば1万円しようが消耗品は消耗品だというような解釈でやってますので、やはり形状的に長くもつものは備品で対応した方がいいんじゃないかなというふうに考えております。なかなか学校備品については備品計画の中で購入計画の中でやられるものですから、先生方にはそういったすぐに対応できないという部分もあろうかと思いますが、この考え方は庁内の一般の予算執行の中でも備品執行の中でも同じような考え方でやってますので、余り金額というよりもそういった形状の問題とか、そういうところで判断をしたいと今のところは考えております。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 小学校の先生とか中学校の先生にお聞きしたんですが、小学校の先生が子供たちが使ってるラジカセが壊れたと、これは備品ですよ。だけど、壊れたから買ってほしいということ言ったら、修繕ができないかというふうなことで、修繕にかかる経費を調べたら8,000円ぐらいかかると。で、今スーパーなんかで安売りのラジカセがもう8,000円もすれば立派なものを買えるんです。そういうふうなことで、それを言ったら、来年度の予算要求になって今間に合わない、だからもう仕方なく自分の家から持ってきたとか、それから家庭科の中学校の家庭科の先生は、はさみとかそういうふうなのは高いですよ。こんなのもすぐには買えないと、すごく授業に不都合を感じると、そういうふうな声を聞いたもんですから、やはりそこら辺はもっと柔軟に、校長裁量の予算ができないもんかどうか。都城あたりは1万円までが消耗品にもうなってるらしいんです。だから、よそから来られた先生たちが、もうびっくりしたと、三股は文教の町・三股というけど中身があれだとかいうふうに言われておりますので、そこら辺をほんとに見直すことができないのかどうかお伺いいたします。もう一度お伺いいたします。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 確かに2,000円ということで金額が低い設定になっております。県内のよその町を調べましたが確かに2,000円というところはほとんどないと。市等においては1万円が平均的という格好になっておるようです。これの金額については監査委員の方でも、

ちょっと見直しの必要性ということが以前に指摘されたということで聞いておりますが、あくまでも財務規則に基づいた形で学校の方もせざるを得ないという状況にあります。そういうことで、町役場の方に事務能率改善促進協議会という組織もあります。またそちらの方でできれば検討をお願いしたいということで考えております。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひ財務の方で検討していただきたいと思います。

それと、中学校の図書費がゼロ円だったということでびっくりしたわけですが、やはり幾ら改築中とはいえ図書室はあるわけですから、子供たちのために、せめて校長先生がおっしゃるように新刊書ぐらいは置いてほしいなと、買ってほしいなというふうな言葉でした。だから、やはり子供たちは幾ら改築中だといっても、そのときはもうそのときしかないわけですから、子供たちは3年間待ってるわけじゃないわけですから、もう一日一日大きくなってもう卒業していくわけですから、やはりそのあたり考えてほしいのと、それから西小の方に運動会に行ったときに太鼓が破れて継ぎはぎだらけで音が悪かったんです。で、ある来賓の方が、ちょっとみっともないやねとかいうふうなことを言われて、そういうふうなものやはり教育予算は余り削ることなく、ぜいたくさせるとは言わないですけど、もう余りにも継ぎはぎだらけで音が悪いような太鼓を運動会で使ってるということは、やっぱり文教の町・三股が恥ずかしいんじゃないかなというふうに思いますので、そのあたり一日も早く対処方をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、あと最後ですが、武道館に何か使われなくなった机とかイスがあると、これはまだ備品として残ってるんでしょうか。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 武道体育館の方に使われなくなった壊れた机が置いてあるということをお聞きしまして、早速翌日には職員の方で対応をさせております。備品廃棄という格好で現在しておるところです。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） そういうことをよそから言われなくても、やはり監査なんかでも言われてみたいですが、そういう迅速な処置をしてほしいなというふうに思います。

それで、いろいろ教育問題についてこれで終わりますが、国民健康保険証への臓器提供意思表示欄はできないということですか。早急には、先々も含めて。

○議長（原田 重治君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 先ほど町長さんが答弁されましたんですけども、一応免許証と保険証はここにあるんですけども、決められた保険証の欄には注意事項が書かれております。そこに張るわけにもいかないんで、一応臓器提供、ドナーカード、ドナーシールというものもある

らしいんですよ、ちょっと私調べてみたんですけども、そういうのを私物、携帯電話とか手帳とかに張って、いざというときに活用させてもらえればいいかなと思っております。で、またそのドナーカード・シール等につきましては、健康管理センターとかコンビニまた運転免許試験場とか郵便局など等に置いてあるそうです。コンビニも調べてみましたらローソンとかセブンイレブン、ダイエー、ファミリーマート等に置いてあるみたいです。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） わかりました。以上で私の質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 本日の一般質問はこれにて終了します。残りの質問は明日行うことといたします。

_____ . _____ . _____

○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時50分散会

議事日程(第4号)

平成18年12月19日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 長尾 鈴子君	6番 大久保義直君
7番 重久 邦仁君	8番 東村 和往君
9番 池田 克子君	10番 別府 久光君
11番 原田 重治君	12番 中石 高男君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 桑畑 和男君 助役 原田 一彦君

教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程に入る前に、昨日の上西議員の一般質問に対して答弁漏れがあったそうですので、ここでお願いします。教育長。

○教育長（田中 久光君） おはようございます。昨日、上西議員からいじめ等にかかわる数値目標があったのかという御質問でしたが、数値目標は掲げておりません。そういうものはあっておりません。よろしくをお願いします。

日程第1. 一般質問

○議長（原田 重治君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き質問をお願いします。発言順位7番、斉藤さん。

〔1番 斉藤ちづ子君 登壇〕

○議員（1番 斉藤ちづ子君） おはようございます。それでは、質問していきたいと思えます。

1番、子供のいじめの実態は。

今、学校でのいじめが深刻な社会問題となっています。去る12月6日、宮崎市が初めて小中学校のいじめの実態調査の結果を報告いたしました。本年4月から11月にかけて、市内の小中学校69校で調査したものであります。その結果、小学校が232件、中学校が125件のあわせて357件ありました。

いじめの状況は、からかいや悪口など言葉によるものと、無視や仲間外れなど、日常の行動によるものが全体の8割を占めていました。今回、明らかになったいじめのうち、およそ9割が教師の指導などにより解消、または改善されているとのこと。

この調査で宮崎市教育委員会では、いじめは必ず存在するとの再認識につながったと話しています。三股町でも実態を把握する必要があると考えます。

そこでお聞きいたします。いじめの実態は把握しているのか、またどのような対策をとっているのか、お答えをいただきたいと思えます。

2 番目です。自立でいくための町民向けの説明が必要ではないのか。

町が自立でやっていくために、今の町の実態を町民に説明するべきではないのか。国が三位一体改革を打ち出し、東京都などの豊かな自治体は影響がなく、地方交付税に依存する過疎の自治体にしわ寄せがいく構図であります。

総務省は、来年度から複雑な交付税、交付額の算出方法を人口と面積を中心に簡単にした新型交付税を導入するようです。そうなれば、交付税収入の見通しはどんどん暗くなり、不安でいっぱいであります。三股町の行財政改革のプログラム策定ができているのか、改革を理解し、推進する必要性を町民に対して知らしめるべきと考えるが、町長の答弁を求めます。

次に、3 番目です。地球温暖化防止策は、町長、バイオディーゼルとは何か御存じでしょうか。実は、廃植物油を利用した軽油にかわる燃料油のことです。今、全世界において地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の削減が叫ばれ、日本全国においても天ぷら油を燃料に、菜の花からバイオディーゼルにという試みが広がっています。

先日、お隣の鹿児島県の大崎町に議員 3 名で勉強に行って来ました。この町は、地域内自然循環型町づくりを実践しており、全国から注目されています。家庭から排出する天ぷら油が、河川水質汚濁の一因であることから、各家庭に廃植油専用容器を配布し、回収しています。そして、プラントで精製された燃料は、1 リットル当たり 30 円程度で町の公用車に使用され、リサイクルされています。地球に優しい二酸化炭素の出ないものであり、地球温暖化防止にもつながるわけです。

また、菜の花エコプロジェクト事業にも取り組み、菜種油は学校の給食センター等で使用し、安心で安全な油として町民にも喜ばれています。使用済みの油は精製され、バイオディーゼルとしてリサイクルされるというわけであります。

美しい三股の自然を生かす町づくりにおいて、安心で安全な菜種油を栽培し、廃植油を回収し、環境に優しい燃料を生産する事業、自然循環型町づくりの実現への考えはないのか、お聞きいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、答弁を申し上げたいと存じます。

まず、子供のいじめの実態について、これにつきましては、所管の教育長の方から答弁をお願いしたいと存じます。

それでは、2 番目の自立でいくための町民向けの説明が必要ではないかということでございます。本町におきましては、平成 14 年 11 月に合併協議会作成の合併資料の説明会、そしてまた、

平成15年の8月には、自立の説明会、そして平成16年3月、地区別法定協議会にかかわるこの説明会ということで、長期財政シミュレーションなどを示す自立のための説明会をしてきたところでございます。具体的な改革内容につきましては、広報等を通してお知らせをいたしたところでございます。

本町が自立してやっていけるのかどうかというこの財政問題等については、内容が複雑で、説明会ではなかなか理解できない一面もあったわけでございます。そのようなことから、総務企画課におきましては、出前講座等に対応しているところでございますが、高齢者クラブ、またはPTAなど、地区座談会の要望がある場合は、これにこたえて行っているところでございます。

なお、地区住民の不安解消には、行政改革を着実に推進し、経費節減のみでなく、新しい事業を展開することも必要であるというふうに考えております。なお、住民への説明会開催等については、何らかの方法で検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

それから、3番目の地球温暖化防止策についてということでございます。地球温暖化の進行は、人類の生存基盤である地球全体の環境まで脅かす事態に至っており、その防止は現在世界中の国や機関、民間を問わず懸命な努力がなされていることは、御存じのとおりでございます。

この活動は非常に多岐に渡り、エネルギーや資源の消費量の削減及び廃棄物を出さない工夫、植栽活動など、それぞれの立場で実施されているところであります。

本町におきましても、「地球温暖化対策の推進に関する法律の制定」に伴い、三股町地球温暖化対策実行計画を平成14年4月に策定し、実行しているところでございます。

御質問にございました廃油回収をして、公用車の燃料として利用する。また、休耕田を利用して、菜の花植栽を行うというのは、大変よい提案であると存じます。クリアすべき問題も多くあるわけでございますが、今後こういう運動を展開している先進地、団体等を研修しながら、前に向かって検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 昨日、上西議員からいじめに関する質問がございまして、そのときにお答えしたわけですが、要するに今斉藤議員からおっしゃるように、いじめは絶対許さないという強い姿勢で早期発見、早期対応ということで取り組んでいるところであります。そういうことが起こったら、必ず連絡をし、学校で取り上げて真剣に対応していくことを指導もしております。

そして、私たち先ほど実態調査についてもありましたが、三股町でも約2,800名の児童生徒であります。全員に実態調査を実施しております。それで、その集計はまだ私たちのところに届きませんので、ここで数を言うわけにはいきませんが、ただ、それぞれの学校の校長会、校

長先生等集まっていたいて、校長会等で何回も聞いておりますが、その件については昨日もお答えしましたとおり、いじめによる不登校はございません。そして、いじめによる各学校への相談件数は、3ないし4件上がってきている。そのほかもいじめに関することはあっていると思います。それは、各学級で対応、各学年でしっかり対応をしているということでございます。

上がってきた内容は、じいちゃん、ばあちゃんが、「きょうはうちの孫は学校に行かんが、いじめられっとじゃないだろうか」と言われるような電話がマスコミに報道されてから、二、三件上がっているようであります。

そこで、いじめをどの程度で見るかということですが、要するにいつ、どこで、どの子にも、どの学校にもいじめは発生するという認識は、いつも持っていないといけないというふうに思っております。そのように指導もしているところです。

対策としては、きのうは申しましたけれども、それぞれ学校には対策委員会をもっております。例えば、三股小学校は「けやき委員会」という対策委員会を持ちながら相談しています。そして、各学校全部ありますが、勝岡小においては「輝け心の委員会」とか、それから、三股西小においては、「ホットハート委員会」という名前をつけながら対策委員会をもって、いじめに対する話し合いをもっております。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） それでは、1番の子供のいじめの実態はということで、今教育長から返事をいただきましたが、長崎県でも何か県の調査をされてまして、2005年よりも2006年度は3.4倍増だったという結果もあります。先ほど実際調査をしていると言われまされたけれども、その結果はいつごろわかるのでしょうか。

それと、対策委員会を各学校ごとに設けていらっしゃるということですが、その対策委員会というのは、月1回とか、そしてまたどういったメンバーの人たちが対策委員会をされているのか。そこで本当に子供たちの全体のいじめの把握ができるような委員会なのかどうか、そこら辺もう一回返答をお願いしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 実態調査については、今かけていますから、今学期中にはまとまります。ですから、22日が終わりですから、そのおくれでも今年中ですね、27日までには全部わかると思います。

それで、それぞれ子供たちが本当に書く形式のアンケートですから、それぞれ状況はわかると思います。

それから、対策委員会の各学校毎月行われているところ、随時行われて、そういう案件が上が

ったときですね。というようなことで、ほとんどの学校が毎月実施という形が実施されております。

そして、内容はそのときに起こったいじめを、定期的に教育相談をしていきますから、教育相談で上がった内容を、こういうことについてはどうかということでも話し合いをもっていくということでございます。ですから、そこで対策を練って、そしてその後学級担任、学年、あるいは生徒指導主事がそれなりに指導をしていって、やっているという状況で、教育委員会に上がってくる案件はございません。今のところ。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 私も子供を3人育てました。その中で、母親として感じてることがあります。それは、子供は言わないんですね。言ったらだめって。だから、母親が自分で気づくっていうことの大切さっていうのも感じてきました。言ったら、先生に言ったら、もうあしたから学校に行かないよとか、絶対言わないでくれって。でも、学校に行く時間になると、お腹が痛くなるんですよ。お腹が痛くなってトイレに行って、ぎりぎり学校に間に合うのかなっていうぐらい、本当に小学校2年生のときでしたけども、それから今26歳ですので、約10何年ですよね。やっと今一人立ちして飛び立っていきました。

その中で、今何も出てこない。何も出てこないと言われますけども、本当のいじめってというのは言わないですよ、子供が。私たち大人が、きのうの新聞でしたっけ。見守ってくださいって。大人が目を光らせて見守ってくださいっていうことを書かれてましたけども、全くそのとおりだと思います。

うちの自分のことであれですけども、息子がすごくユーモアがあって、明るい子でしたけども、ある日から小学校の校庭の隅っこに一人ぼつんとしてるのを兄と姉が気づきまして、それで私もちょっと気づいてることがあったんですけども、それから10何年間です。ずっと本人が羽ばたくまで、お母さんだけは信じてるよっていうあれで、ずっと見守ってきました。

だから、私みたいな私の知り合いの中にもいました。教室に入っていけないと。そのころ、PTAの役員してましたので、今の蓬原県議と一緒に役員したんですが、先生方が一丸となって図書室においでよって。図書室で手のあいてる先生たちが対応して、勉強を教えてくださいました。その子は、青山学院大学まで行きました。お母さんが一人で育てた子供でしたので、大変だったと思います。

だから、今対策委員会1カ月に1回やってる。何も出てこない、何も出てこないって言われますけども、私は別に教育委員会を責めるつもりもありません。私たち大人がみんなが子供を見守る、気づいてあげる、自分たちから気づいてあげるといふことの大切さを訴えたいなと思って、

この質問をいたしました。

対策委員会っていうことの対応ですね、そこら辺をもう一度教育長、どんなふうを持っていったらいいのかっていうことを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 今齊藤議員からお話がありましたが、私はいじめがこのように多発しながら、自殺まで出る状況にある中で、やっぱりそのいじめられている子供は家庭に帰る。家庭で何かのことは出ているだろうというふうにも思うわけですね。そりゃ深刻な思いがあると思いますが、そこでしっかり家庭の子供の状況をしっかり見ることが、状況を把握するということが、まず行われたかどうかということも、その自殺をする子供たちを見るとき思うわけであります。

それで、もちろん学校と家庭がそういう信頼関係にあるということが、大前提だと思いますから、やっぱり家庭でそういう子供がいれば、遠慮なくこういうことだということ、やっぱり学校に知らせ、学級担任に知らせるということが、まず大事だと思うんですね。どちらも逃げるようなことではだめですから、そのあたりの信頼関係、そして学校へちやんと行って、そしてそういうことを設けながら、学校では対策委員会を設けます。

対策委員会の中では、そういった事実はまだほかにもたくさん出てくるわけです。暴力事件のことやらもあるでしょうし、そういうもろもろについて、それぞれ学年やPTAの役員の方も入っていただきながら、こうした問題が起こっているんだということをみんなで協議をして、その対策と申しますか、それどんなふうにするか。学級担任が必ず家庭訪問をして、毎日朝迎えに行くとか、あるいはそういうこともあるでしょう。そういう対策を学校の対策委員会の中で話し合いながら、学校で解決できることは学校で解決すればいいわけであって、何もかも教育委員会に上げる必要はないと思います。

教育委員会で対応するところは、また対応しないといけません。その状況状況によって対応していくというふうに思います。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） はい、ありがとうございます。今大きな問題も三股町にはなくて、非常に私もうれしく思っております。今後の対策と、それからその実態調査をぜひ出たら、至急お知らせいただきたいと思います。

続いて、2番目の……。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん、後ろの方が聞こえないので、大きな声で発言してください。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） はい。自立でいくための町民向けの説明が必要ではないのかっていうことですが、三股町にはどんな財産があり、借金が幾らあるのか。また、将来にどんな債務

を持っているのかってというような不安を町民は持っていると思います。

先ほど壇上でも言いましたように、バランスシートっていうのを作成して、こういうところは足りないんだよ、こういうところは安心なんだよっていうような町民向けの説明をしていただきたいなことなんです、先ほど町長の答弁で、出前で説明会をやるのか、地区の座談会で要望があればあれしたいというお返事でしたけども、それは可能なんでしょうか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） いろいろ町の方針とか、予算等につきましては、その都度広報紙を通しまして、町民の皆さん方にお知らせをいたしております。

しかしながら、それだけで十分かといったら、十分ではないというようなことも理解をいたしております。そういうことから、いろいろ要請が地区の方からございましたが、そのような出前講座、出前行政というものを現在行っているところでございます。

以前は、移動役場というものを地区巡りをやっておりました。ところが、夜間にやる関係で、飲酒をして来られるということから、いろいろ不満、要望等に終始するというようなことから、これをやめた経緯もございます。そしてまた、昼間やってもなかなか出席が悪い。夜間にやれば、そういうことになるというようなことから、非常にこの問題については、苦慮もしているわけですが、今後はできましたら1年にこの定期的な新年度に入ってやるのか、その辺のことも今後十分考えて、町の方針、また予算関係、財政関係、こういうことも今後検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） この件に関しては、後で17番議員も似たような質問をされると思いますので、ここでやめたいと思います。

3番目の地球温暖化防止策はっていうことですが、実はきょうの新聞にも、アジアの10億人に水不足が起こるんじゃないかっていうことと、日本は2050年には浸水の危険があるっていう地球温暖化のことが載っております。それで、2005年の2月16日に、京都議定書が発行されました。その中で、アードリングストップっていうか、二酸化炭素の重要性が示されております。

それで、先ほど町長が前向きに取り組むたいっていうことでしたので、私たちにもできる、実行できる地球温暖化防止のための10カ条っていうのがあるんですが、その中の二酸化炭素削減を町として、町としてぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、前向きにって言われましたので、本気でその返事がいただけるんでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申しあげましたように、クリアすべき課題が非常に多いわけですが、それとやはりこの先進地の町村、また団体を見聞するということも非常に大事なことでございます。

また、研究課題といたしましては、現在廃油を回収し、再利用している業者の問題、また回収料の問題、回収に対する住民と協力体制の整備、施設建設費の問題、燃料としての安定供給の問題、その他、耕作の問題など、非常に多岐にわたるこのクリアする問題等がございますが、やはり時間をかけてじっくり前に向かって考えていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 大崎町に行って、まずお茶が出なかったんです。そしたら、マイポット持参っていうことを実施されてまして、それでお湯を庁内でやめたんですね。こういうあれは何ていうんですかね。それで、1年間に40%の光熱費が削減されたそうです。

それから、名刺をいただきました。たら、ここにあるんですが、この名刺がチラシでできてるんですね。チラシ、裏がチラシのあれでつくってあるれっきとした課長さんの名刺なんですけども、私たちは感動しました。本気で地球温暖化対策に取り組んでいるんだなっていうことを感じました。

油を回収する天ぷら、天ぷら油回収容器っていうのを各家庭に配りまして、これをまた回収して油をつくるっていうんですけども、ごみを三股町の場合は、13種類ぐらいですかね、分けるのが。こちらは28種類に分けてリサイクルされる、本当に徹底した町なんですね。これも感心いたしました。

だから、本当にやらなければそのまま流してしまっ、川を汚してしまう。地球温暖化につながってしまうような行為を、本当に一人一人のそういう油を捨てれば何もならないあれを、そういう地球温暖化に結びつけるっていう策があるんだっていうことに気づきまして、本当にぜひ取り組んでいただきたいと思います。私だけじゃなくて、3議員で感動して帰って参りましたので、町の方もぜひ勉強に行ってください、私たちほんのちょっとしかわかってはこなかったんですけども、取り組み方からその態度から、一生懸命勉強してきていただきたいなと思います。

そして、その機械が大崎町が使っているのは、1,300万ぐらいしたそうです。しかし、ここにちょっと持って来てないんですけども、900万程度で手に入る機械もあるという情報もありますので、そこら辺も勉強していただいて、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 発言順位8番、池田さん。

〔9番 池田 克子君 登壇〕

○議員（9番 池田 克子君） 通告いたしました1、教育行政についてと、2、入札行政についてお尋ねいたします。

全国各地で今いじめが大きな社会問題となっております。いじめによる児童生徒の自殺も多発して、なぜこんなにと多くの方が心を痛めております。私たちの時代にもいじめが全くなかったわけではありませんが、ここ近年、いじめの形態が変わってきたと言われております。

日本の育児環境は、高度経済成長などの影響で都市化、核家族化、夫婦分業、近隣とのつき合いの希薄化などが進んだ結果、大きく変わってまいりました。さらに、子供たちから他社とのコミュニケーションの機会を奪い、ゲームやパソコンで会話の時間も減っております。このような環境の中で、子供たちが健やかに成長できるようにするのが、私たち大人の重大な責任であることは、言うまでもありません。

文部科学省を初め、各行政機関、教育関係団体等がその対応策を提言いたしておりますが、何とかしたいというそれぞれの思いは、一つであろうかと思っております。今の小中学生は、大人が想像する以上に感受性が強いのですが、その割には感情を表現する能力はつたないと言われております。

携帯やパソコンを通して人間関係は見えにくくなり、複雑になっております。いじめでも心の内部に潜んで、外から見えにくいものもあります。こうした状況の中では、いじめの実態を把握するのは大変困難だと思っておりますが、昨日教育長が答弁されたように、早期発見・早期対応が最も大事ではないかと思っております。

であれば、通告にあります児童生徒間のいじめについて、実態調査はされたのでしょうか。また、それぞれの問題についてどのような方法で対処をされたのでしょうか、教育長にお尋ねいたします。

先ほどの1番議員からも、同じような質問でございましたので、割愛しようと思ったんですが、もう通告いたしておりましたので、再度質問ということになりますので、教育長さん、よろしくお願いたします。

②の不登校の児童生徒の状況と対応についてであります。

不登校とは、一般に病気や経済的な理由以外で、年間30日以上欠席することをいうとあります。不登校のきっかけになったのは、どこであるかの調査によると、30から40%が学校であるとの結果が出ております。先日の答弁で教育長は、いじめによる不登校はないと言われておりましたが、どのようなわけで不登校になっているのでしょうか。不登校の児童生徒の人数と、その大まかな理由、そしてその児童生徒に対する対応についてお尋ねいたします。

③のカウンセリングの状況についてお尋ねいたします。

不登校になる前に、そうしたサインをいかに早く見つけて、対処するかがカウンセリングの役目だと思いますが、子供たちはその方々へSOSを求めているのでしょうか。先日の教育長の答弁で、スクールカウンセラーはいないが、スクールアシスタントがおられると言われました。そのスクールアシスタントの方が、児童生徒のカウンセリングをされているのでしょうか。その状況についてお尋ねいたします。

④の地域の人材を登用した特別授業等の実施についてであります。

いじめには、他者の個性を認め、尊敬するという心を見失った姿があると言われます。いわゆる無視や仲間外れであります。それはまた、大人社会の反映でもあり、いじめは学校だけの責任とは言えません。そこに家庭と地域との連携が重要であります。

教育の原点は家庭にあると教育長が言われましたように、どの保護者もまず各家庭で子供の教育には責任を持ってもらいたいものです。これは、教育基本法の第14条でも明記されました。

④についてです。地域との連携については、もっと地域の力を引き出して活用すべきと考えます。中々という質問でございます。民生委員や児童委員の方々との情報共有も必要であります。中でも、さまざまな人生経験や知識のある方々に、講師として特別授業の依頼をされたらいかがでしょうか。特別免許制度というのがあって、今は免許がなくても教員として見なされると聞いております。教育長の見解をお尋ねいたします。

次に、入札行政についてお尋ねいたします。

前宮崎県知事が逮捕された12月8日、くしくも国会で「官製談合防止法改正案」が成立いたしました。談合に関与した公務員らに5年以下の懲役または250万円以下の罰金という罰則規定が創設されております。官製談合防止法やあっせん利得処罰法と公務員の自粛を求める法整備がされていたにもかかわらず、あちこちで事件が発生いたしました。住民の一層の監視の目が必要かと思われまます。

という中で、①の指名の組み方についてお尋ねいたします。

今、指名競争入札のあり方が見直されようとしていますが、この指名入札が談合の温床になっていると危惧されております。当町ではどのような組み方をされておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

②の本年度発注工事の落札率についてであります。

当町の落札率は、96%から97%で推移していると聞いておりますが、本年度の発注工事の落札率は何%であるのか、お尋ねいたします。

③の一連の官製談合事件に関する町長の見解についてであります。

先日も2番議員が質問されましたが、県の体質によるとか、入札の難しさが見られるとの答弁をされておりましたが、自粛の念はさらさら聞かれませんでしたので、再度町長の見解をお尋ね

いたします。

④の電子入札制度への移行についてであります。

先日の全国知事会で、官製談合防止策として公共調達刷新策を検討しております。指名競争入札の廃止、原則一般競争入札の導入、公務員の口きき禁止、内部告発制度、工事受注企業への天引き禁止などあります。

この新策をもとに、各自治体も防止策の検討が必要になってまいります。談合がなく競争性、公正性、透明性の高い入札制度が電子入札制度だと言われております。業者を集める事前説明会もなく、すべて会社のパソコンででき、IT時代にふさわしい入札制度であります。電子入札制度への移行を検討できないか、町長にお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それではお答えを申し上げます。

まず、教育行政につきましては、①から④までは、所管の教育長の方から答弁をお願いしたいと思います。

それでは、2番目の入札行政について、①の指名の組み方についてということでございます。

建設工事等の契約に係る指名につきましては、町が発注する建設工事等の契約にかかわる指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱により指名しているところでございます。この要綱では、入札参加者の資格、指名基準等が定められており、2年ごとの参加資格の申請により、各業種ごとの等級ランクを決定することとなっております。

指名の組み方といたしましては、業種ごと、等級ランクごとに原則3社以上を指名しているところであります。なお、指名につきましては、建設業者等資格指名審査委員会において選定をしているところでございます。

それから、2番目の本年度発注工事の落札率についてということでございます。今年度の発注工事の予定価格に対する落札率については、12月5日現在、96.35%の落札率となっております。

それから、3番目の一連の官製談合事件に関する町長の見解はということでございます。これにつきましては、昨日も質問の中で答弁を申し上げましたように、県の官製談合事件につきましては、多くの逮捕者を出し、知事の辞職に発展するという県政史上例を見ない事件となったところでございます。

県の組織体質によるところが大きいものの、入札という制度の難しさ、未熟さが露呈した事件であるように考えます。今回の県での出来事は、県民の信用を失墜し、地方自治体への不信を招

く結果となり、大変憂慮すべき事態であり、大変遺憾に考えているところでございます。

国におきましては、改正官製談合防止法が12月8日に成立し、罰則等が設けられたところがあります。本町におきましては、平成10年に議会決議といたしまして、11項目の入札制度の改善に関する決議が行われ、予定価格の事前公表ほか、改善に取り組んできたところでありますが、今後も改善に向けて検討を重ねていく必要があるかと、いうふうに痛感をいたしているところでございます。

そういうことで、今後の見直しにつきましては、民間の方を入れた入札制度改善研究会——仮称でございますが、これを発足をいたしまして、国、県の改善を踏まえ、本町の入札制度のあり方、調査研究する会として検討をしてみたいというふうに考えております。

それから、電子入札制度への移行についてということでございます。これにつきましては、昨年の12月より県におきまして、試行的に一部取り組みが実施されているところでございます。本町におきましても、昨年からのこの説明会等に参加いたしまして、いろいろ検討もいたしているところでございます。

今回の談合事件によりまして、全国の自治体においては、この改善、見直しということで一般競争入札、そしてこの電子入札ということが主になるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） お答えいたします。

いじめにかかわっては、いろいろと答弁してきているわけですが、ここでは学校内の安全についてですが、要するに子供たちが安心して、そして安全で安心な学校生活を送れると、そういう環境をつくることは、学校長以下教職員の義務でありますから、そこはしっかりやっていただいて、そしてその中でいじめ等が発生するということは、非常にいけないわけでありまして、しっかり子供に目を注ぎながら、教育をしていくということが大前提であろうと思います。そういうことで、私たちの方としても、校長にそれぞれ指導もしているところでございます。

そして、実態については先ほど申しましたとおり、実態調査もやります。それから、それぞれ校長会でその都度状況を聞くようにしておりますので、今後もそういう方向でやっていきたいというふうに思います。

次に、2番目の不登校の児童生徒の状況についてであります。いわゆる30日以上長期欠席をしている児童生徒であります。全国的に減少の傾向にありますけれども、いわゆる平成17年4月1日から18年の3月31日までですね。いわゆるこの調査によりますと、県内では小学生が373人、出現率0.2%です。中学生が955人、出現率2.6%となっております。

本町の小中学校においては、本年11月現在で申し上げますと、不登校の小学生はおりません。中学生は2人おりますが、県内の出現率からすると、1,000人当たり5人ということですね。それで、小学生で1,000人当たり5人、中学生で1,000人当たり26人ということを見るたびに、三股中の2人というのは、非常に少ないわけです。県で一番大きい学校で1,000人ちょっと割るぐらいの人数ですから、そのなかでわずかに少ないということは、これはそれぞれ各学校、——各学校じゃなくて、学校で先生たちが学校経営、それと学級経営、学年経営、それぞれに一生懸命になっている成果ではないかというふうに思っております。

そして、それにかかわって、不登校傾向にある生徒、例えば先生が呼びに行って、学校に連れて来て別な教育相談室で授業を受けさせると。そういう子供が不登校傾向ですね。完全に不登校じゃなく。そういう子供は小学生が2人、そして町内です。中学生が5人おります。そして、小学生の場合は、いずれもアトピー性のいわゆる身体的なそういう障害がある子供であります。中学生については、頻繁にその5名の子供、そういう者については、担任の先生たちが家庭と連絡をとったり、訪問したりしていただいております。

そして、また町内適応指導教室を設けております。ここには2人の先生をお願いしているところですが、ここに2人の中学生が通っております。これもやがてこの制度は、学校へ返す、学級へ返すということが目的ですから、できるだけよくなったら学級で生活させるような指導をしていただいております。そういう方向で、不登校状況については、そういう状況でございます。

それから、次にカウンセリングの状況についてであります。先ほど申し上げましたが、カウンセラーとしての配置はありません。スクールアシスタントとして中学に1人、それから三股西小に子供と親の相談ということで配置しております。その中で17年度の1年間の生徒からの相談件数が90件、教職員からのものが53件、保護者からのものが31件、そして家庭訪問も85回に及んでおります。三股西小においては、1年に235件の教育相談、その他がなされております。

そこで、そのスクールアシスタントはどういうことをやっているかと申しますと、生徒の悩み相談、そしていじめ、不登校対応の支援、そして体験活動、清掃活動の支援をやります。それから、生徒指導の支援として、スクールアシスタントの先生は頑張っていただいております。

また、子供と親の相談員についても、特に子供が悩んでいること、学級担任とうまくいってない、そういうことを相談に来て、先生に来てお話をするといったこともあります。要するに、教育相談にかかわることについて、それぞれ相談員の先生との話し合いをしているということでございます。これがスクールアシスタント、子供と親の相談員の仕事内容であります。

続きまして、4点目の地域の人材を登用した特別授業ですが、これが年々活発に行われている状況にありまして、本年度で申し上げますと、6校の小学校で62授業、中学校で5授業、計

6 7 授業を実施しております。どういう時間帯にやっているかと申しますと、授業の中、そして総合的な学習の時間、それから学校行事、それから夏休み等ですね、体験活動として実施することもあります。1 時間だけの場合もございますが、毎週定期的に行っているところもあります。特別授業の内容については、幾つか例を申しますと、ご存じのとおり田植えや稲刈りですね。脱穀等の米づくり、水生植物の調査、それから読み聞かせ、それから高齢者クラブの皆さんによるいろいろな御指導、その他、ユニークなものとしては茶道を通しての礼儀作法の指導といったものがそれぞれ入り、また町内のいろいろな達人がごぞいます。いらっしゃいますので、そういう人たちへのインタビュー、そういうものが実施されております。

特に、中学校においては、2 年生が職場体験学習を実施します。昨年まで1 日でしたけども、ことしから2 日間、9 3 カ所の事業所に出向いて全生徒が実習をしております。大変好評であります。学校としてはそれぞれの都城までまたがっての9 3 の事業所に出かけますから、大変なことは大変ですが、今後はこういう体験学習が非常に大事だろうというふうに思います。

特別授業、そのほか学校教育と社会教育の両者の要素を部分的に兼ね合わせた学社融合といえますか、そういうことが今非常に言われているところでもあります。そういうことからして、地域の人材の方の、人の力を借りながら、こういう授業を進めることが今後大事だろうというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9 番 池田 克子君） 教育長から答弁をいただきました。いじめについては本当に皆さん方それぞれに、このいじめに対しては本当に真剣に皆さん考えている証拠だと思うんです。これだけ質問があるわけですね。ですから、その中でいろいろと教育長さんの方からも御答弁いただきましたんですけども、いじめは決していじめられる方にも責任があるという方もいらっしゃるんですが、これはあくまでもいじめてる側が1 0 0 %悪いんだと。そしてまた、いじめは暴力であるというこの認識ですね、こういうものをやはり教える側が持つとかなないと、要するにその場を見たときに、「おまえにも、少し悪いところがあったっやないか」って言うて、いじめられた方にその分を何%かは、先生がもし言うならば、さっき言ったようにいじめてる方は、その分だけ救いがあるわけですね。ですから、またその分もまた助長されるっていうことになっていくわけですね。

ですから、この先生方がどれだけ認識されているかということで、教育長さんからきのうのお話の中で、1 1 月8 日に全教職員の方々に御指導をされたということでありましたけれども、この中にはどのような方が、どのような内容を話されておられたんでしょうか、かいつまんで結構ですから、お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、11月8日にことし初めて、名前は町の教育研究会と名を打って始めたわけでありませう。

午後、三股中学校の体育館で行いました。もちろん、中学校の先生方の授業を小学校の先生が見ていただくということが一番のねらいであったんですね。その前段で、私の方でちょうどいじめに関することが報道されている真っ最中でありましたので、そこで要するに今おっしゃるように、いじめは絶対許すわけにはいかない、許してはいけない。しっかり目を子供に注いでくださいということで話をしたところでありませう。一応いじめに関しては、私の方で全教職員です。に話をしたところでありませう。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） もう本当に子供たちはやはり先生方を通して、いろいろなものを学んでいくわけなんです。ですから、確かにもちろん先生方だけの責任じゃないってことも、当然わかってるわけですけども、しかし影響力が大きいのは、やっぱり先生でありませう、その教員が変われば学校が変わると、これはもう大きく世間でも言われてるわけですが、職員の研究会をされてるっておっしゃってありましたが、これは年の中で常にされているんでしょうか。そしてまた、その研修結果ってというのは、どのような形であらわれていると、成果として思われておられるのか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 当日はそういう研究会ですから、後の授業を見ながらのそれぞれの意見交換を行いまして終わるわけですが、その後の研修会は各学校でやっていくこととなります。特に、いじめに関する研修会は、各学校必ず週に1回、研修会としては週に1回ずつもちますから、その中でいじめにかかわっても取り上げてください。そして、みんなで話し合いをしながら進めてください。

そして、やっぱり全体会で申し上げたことは、やっぱり先生たちの言葉を、やっぱり子供に発する言葉も十分注意しながら発しないと、子供がだめになってしまうと、あるいは落ち込んでしまうというようなことがありますから、そういう言葉にも言動にも十分注意しながら、指導してくださいよということをおっしゃっているわけでありませう。

以上でありませう。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） 本当に今先生方の質っていうものも、何か影響してるっていうのも、確かにいじめの中にあると報道をされているわけですけども、教員の能力を要するに評価制

度っていうのも、学校評価制度っていうのもあるわけですが、その能力を冷静に評価することによって、能力を再開発することができるとも言われております。

いわゆる教員の教育の必要性っていうことでありますが、その教員を教育するっていうのを、この教育再生会議でも教員免許更新制の導入を考えているようですので、本当に先生方も1回学校に就職すれば、もう一生のものだと言えなくなるような時代になろうかと思うんです。ですから、大変先生方御多忙の中で、あれもし、これもししながら自分の質の向上もやっていかないといけないので、いろんなエネルギーが要るかと思うんですけれども、やはり現実を現実と受けとめていただいて、先生方のこういう自分の能力を常に磨いていく努力をしていただきたいわけですが、この件について教育長としては先生方へのそういうものに対してどういう形でしたらいいのか、何かそこに教育長のお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 確かに、学校で子供たちが学校は楽しいという一つの一応の条件は、学校で授業がわかると、しっかりきょう授業を受けたことは楽しかった、わかる授業というのが一番もとだろうと思うんです。そのためには、先生たちがそれなりの指導力を持たないといけないと思うんですね。そうすることは、先生たちの質を上げることですから、そういうことから、研究会は授業を見ながら実施したとは、そういうことなんですね。

中学校の授業を見て、小学校の先生たちがまた感じる。小学校の授業を見ながら先生たちが感じる、そういうものを通しながら、やっぱり先生たちの質の向上、授業力の向上というのが大前提だと思うんですよ。

そういうことがやっぱり不登校になったり、いじめにかかわることもあるかもしれません。そこは、いつもそういうことをお願いしてます。要するに、先生たちには授業力をしっかり上げてください、しっかり指導してくださいと。わかる授業を展開してくださいということです。私もそうお願いしているところです。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） 次に参ります。不登校の生徒さんが、三股においては小学生がゼロであり、中学生の方がお二人ということで、県全体からしたら確かに少ないということであり、それについては、確かに先生方の並々ならぬ日ごろの御努力があったればこそ、そういう不登校の子供さんたちを少なく抑えている結果ではあろうかと思えます。

これはいじめが不登校の原因じゃないということで、再々言われておりますんですけれども、やはり全くそうなのかなっていうのが、やはり適応指導教室あたりに行ってらっしゃる子供さんは、1番議員も言われたように、なかなか自分はいじめられてるって言われないう子供さん、心の中にしまっちゃって、そしていじめられてるって言い切れない。だから、形として不登

校っていう形になっているケースが多々あるわけですので、その不登校に対して、今学校変更制度があるわけなんですけどもね、こういう制度があるってということで、御父兄の方にその御案内とか、そういう話を必要がないから、してないかもわかりませんが、そういう話はされておられるか、あるいはされる必要があると感じていらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） たしか学校に行けない状況にある子供が、ほかの学校にいったら行くんじゃないかということは、十分考えてますから、そこは各校長にそのことを話しております。ですから、私も例えば三股中学校でどうしても自分がそこに行くと、どうも足が向かないというような状況で、ほかのどこだったら、それはそのようにしないといけないと思います。やっぱり子供を主体に考えてやらなきゃならないと思いますから、それはそういう方向でいかないといけないと思います。

それで、そういう指導を、そういう場合には、そうしてくださいよという話は、校長先生たちに話しております。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） ある統計をとったところが、親の方が82.2%の親が、その制度をあるっていうことを知らなかったという全国的な統計の中であったもんですから、やはり親の方へもそういう周知徹底をしてあげることによって、そこに親子ともどもの新しい道が開けるっていうこともありますので、その辺、そういう方がいらっしゃったら、そういう方向で御指導していただけたらと思います。

次ですが、カウンセリングの状況を聞かせていただいたんですけれども、確かにカウンセリングのカウンセラーの方っていう名称は違っても、アシスタントということでやってくださることは一緒だと思います。本当に足しげくそういう方々への対応を、この方々としてくださってるってことは、本当に感謝しなければならないと思っております。ぜひその方々にも、激励の言葉をかけていただければありがたいと思います。

次の特別授業の件ですが、いろんな形でされてるってということで、私自身がそれを知らなかったことをごさいました。その内容としては、そういういろんなものが田植えがあつたりとか、職場体験があつたりとか、あるということをごさいますが、ある有志の方が今のいじめ問題に対して、やはりその方々も心を痛めていらっしゃるって、そしてやはり昔はわんぱく小僧がおって、その中でお互いのグループの中で子供たちは成長したもんだと、そういう自分らの子供のときの体験、そして自分も挫折したけども、今は社会でしっかり元気で頑張ってるんだっていう姿、そういうものを子供たちに話す場を提供していただければ、そういう子供たちへのいじめっていうものも、その中から子供たちが理解をしてくれるんじゃないか、なくなるんじゃないかという気持ち

ちの上から、そういうお話があったもんですから、これはその有志の方ですので、自分が直接か
けあって云々ということは、ちょっと苦手でございますからってということで、私を通してそ
ういう相談があったわけでございます。

特殊なそういう物づくりとか、夢づくりとか、そういうことじゃなくても、そういう方々への
登用ですね、をもし呼びかけていただけるならば、ぜひそういう方の人材登用も今後は考えてい
ただけたらなと思っておりますので、御検討方よろしくお願いいたします。

では、次に参ります。次は入札制度であります。いろいろ答弁はいただいたわけですが、入札
制度の指名の組み方についてということで、どちらかというとなんですか、指名のあり方とか、そ
ういうようなのは、もう当然私たちにはわからないわけでありますから、表に出てきたそういう
ものしか情報としてありません。

たまたま11月18日に発行された建設新聞の情報新聞の中で、上米公園の植栽工事がありま
した。（発言する者あり）その中で、植栽工事であるわけでありますから、植栽に関する方々だ
けが入札に入るのかなと見てみましたが、これには土木業者の方が入っておられたりとか、ある
いは都城の業者の方が入っておられるようですね。そして、三股にもまだほかにも造園業者がお
られるわけですがけれども、これに関する入札ですかね、指名審査ですかね、指名審査委員会は、
これはもう指名審査委員から、委員会から上がったままの結果であるわけでしょうか。お尋ねい
たします。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） 指名審査委員会の方では、慎重に審査をいたしました。その内容につ
いては公表はいたしません。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） 指名審査の結果は、教えていただけないんですかね。

○助役（原田 一彦君） はい。

○議員（9番 池田 克子君） 指名審査の結果。

○助役（原田 一彦君） 内容はですね。

○議員（9番 池田 克子君） あ、内容は。そうなんですか。ああ。いや、だったらですよ、こ
れ自身がこういう形で上がってきてるわけですけども、なぜなのかなって私も余り土木行政に余
り詳しくないんで、もう本当申しわけないんですけど、単純に自分が考えても、ちょっとおかし
いんじゃないかなってというのがあったんで、お尋ねしてるそこではあるわけですから、この内容
についてちょっともう1回、何でなのかっていうのを教えていただきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） 業者の指名については、その資格、あるいは能力に応じた人を指名して

いるんです。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） ですから、植栽工事であるわけですから、その中でそういう工事、植栽工事に携わる人が指名にあるのかなと思ってたんですけどね、そうじゃなくてもいいということですかね、結局は。もう一回お尋ねします。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） 今申し上げましたように、資格、能力のある業者を選んでいます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） じゃあ、もうちょっとそういう結果も聞けないようですので、次にいきます。

きのう指名のあり方についてちゅうか、入札制度については、2番議員も詳しく御質問なさいましたんで、私はそれについて、却って勉強させていただいたような状況でございましたけれども、その中で町長が指名審査委員会を経てきたものであっても、最終の中では変更もあり得ると。そしてまた、それは町長の権限であるというようなことを答弁なさったわけですがけれども、これはどういうことになるのか。

私は単純ですから、大変申しわけないんですけど、今この一連の官製談合事件がありますもんですから、その辺の何ていうんですか、そういうものも、ひょっとしたらそういうものにつながっていくんじゃないかなっていう懸念を、私自身は感じるわけですがけれども、町長はそういう権限としてのそういうものがあることに対して、もうこれほどこの首長もあられると思うんですけども、どういうふうにかされる、それをかされるのか、これについてはどういう内容になるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 昨日も2番議員の質問にお答えしたわけですが、入札指名につきましては、指名審査会の結果を踏まえまして、かつまた尊重しながら、地方自治法第167、施行令の167条の12、これに基づきまして指名権を行使しているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） だから、指名権の行使はあるわけですが、町長がおっしゃったのは、変更もあり得るってということで、指名審査委員会のそのことについては、すべてそのまま通るちゅうことじゃないちゅうことですよね。町長が指名を変えるちゅうこともあり得るっていうわけですので、それはですね。

だから、その辺のことは私のような素人の者から考えたときはですよ、町長のその裁量権の中

に、そういう官製談合のようなものがなければ幸いですけども、そういう可能性と、あり得ることとはありませんか。(笑声)

○議長(原田 重治君) 町長。

○町長(桑畑 和男君) その指名審査会と、談合の問題というようなことを言われるわけですが、その辺については、本町におきましては絶対ございません。

以上です。

○議長(原田 重治君) 池田さん。

○議員(9番 池田 克子君) 次お尋ねします。落札率についてであります、先ほどの答弁の中で、96.35ですかね。という平均値でしょうけれども、この中で突出した落札されたその案件というのはありませんでしょうか。極端に。

○議長(原田 重治君) 総務企画課長。

○総務企画課長(原田 順一君) 入札の中で突出した入札というのが、高い方の突出なのか、低い方の突出なのか、ちょっとわかりませんが、高い方は切り上げた結果は、100%になるというものもございます。昨年の実績、あるいはことしを踏まえますとですね。低い方におきましては、これが低いと思いますが、48.84%という落札率もございます。この17年度、18年度の中でございますけれども、そういう状況でございます。

○議長(原田 重治君) 池田さん。

○議員(9番 池田 克子君) その落札が、そんなに安くても最低価格に触れなかったんですかね。

○議長(原田 重治君) 総務企画課長。

○総務企画課長(原田 順一君) これ今申し上げましたのは、先日町長が申し上げました落札率においても、町の指名競争入札、あるいは一般競争も一件含んでおりますけれども、この中での話でございまして、この中には土木建設、あるいは建築、あるいは水道工事、あるいは測量設計、こういうものもございます。

本町の場合、測量設計等につきましては、最低制限価格を設けておりません。それ以外は設けておりますけれども、それを設けておりませんので、下はずっと下があり得るということでございます。土木、建築、水道、管工事、要するに測量設計等以外は、すべて最低制限価格を設けております。そういう関係で、そういう入札があったということでございます。

○議長(原田 重治君) 池田さん。

○議員(9番 池田 克子君) 指名競争入札っていうものが、最初冒頭も申し上げましたように、これが本当に談合の温床になっているということで、本当に国を挙げて今これの見直しがされているわけですが、やはりこの指名競争入札っていうのは、あくまでも指名された中で競争して、

一応価格がその中で競争することによって、高額な落札率を防いでいくっていう内容も含まれているかと思うわけです。正直言って思うわけですがけれども、この高落札ですか、これがさっき言ったのは、もう測量設計は低いけれども、ほかのは結構高いっていうことも考えられるわけですよ。

高いっていうことは、やっぱりその中でみんながある程度協議しながら、その辺でいこうっていうものも考えられないんじゃないかなと思うわけですが、それは行政には関係ないかと思いますが、しかし、ある新聞にこれは載ってたことなんです、最も巧妙なのが、最初から競争しないメンバーを入れた場合、つまり業者の談合で落札者が決まる、そのような構造があれば、発注者がこの構造を利用すると、意図的に落札者を定めることができます。

これは官製談合の仕組みが簡単にでき上がるというわけであるというふうに、これは新聞に載ってたんで、そのまま転用したんですけれども、この落札率が高いっていうのは、競争させ、しない人たちが例えばその中に、業者の中にいたとすれば、これはもう官製談合の危険性があるというふうに新聞には載ってたわけなんです、その辺のことはいかかでしょうか。お尋ねします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 私どもの方としましては、指名願いが上がって入札に参加したいという人を入れてるところでございまして、私がとりたくないとかどうかというのは、なかなかわからない状況でございます。したがって、そういった方をこの云々というのは、全く指名の段階ではわからない状況でございます。したがって、そういったことでの情報がございませんので、とりたくない人がいるのかどうかという情報がわかりませんので、そういったことは指名審査委員会ではなかなか出てこない。もしそういうのがあれば、当然排除することになるだろうというふうに思います。

それから、官製談合に結びつかない、昨日町長が昨日の一般質問の中でお答えしましたが、談合に結びつかない入札の方法としまして、指名業者の事前公表の廃止、昨日町長が申し上げましたが、それから同時開催による現場説明会の廃止、このあたりが、事前に今までは町側の方から、今回はあなたとあなたですよということで、事前に公表してたということでございますが、このあたりも来年1月からは廃止したいと。現場で一堂に会することも廃止したいというふうに考えておるところでございます。

とりあえずは、急ぐものはこの2点が早急な改善策として出てくると。あとは町長が申し上げましたように、電子入札、あるいは一般競争、あるいは競争力の強い業者の育成、あるいはその一般競争等入札については、地元地場産業の育成という観点から、三股町だけが小さい工事まですべて一般競争あたりやるとなると、外部からドッと入ってくるということで、非常に問題があ

ります。

こういったことも入札制度改善研究会、仮称でございますけれども、こういった中でどういった形で一般競争入札ができるのかということも、行政以外の人意見も聞きたいということで、改善を図って検討していきたいというふうに考えておるところでございます。そういうことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（9番 池田 克子君） 入札が宮崎県においては90何%っていうことで、全国から見ても非常に高いというのも、新聞に載っておりました。長野県とか宮城県では、70%台だというところもあるようでございますんで、その辺を今後はしっかり見極めていただいて、やはりコスト削減っていうのを心がけていただきたいと思っております。

それと、コストを今までは従来のように、コストを積み上げて上限価格を決めていらっしゃるようですけども、これも実勢により市場価格を推計して、それを上限価格にするというような方法とか、やはりコストを下げるためには、何か方法があるようでございますんで、その辺もしっかりとこの何ですか、指名何でしたっけ、協議会、指名の何ておっしゃいましたか。（発言する者あり）今度研究会、その研究会の中ですよ、そういうものも含めてコスト削減の方法とかもしっかり勉強していただいて、ぜひ町民の皆様の大事な財源でございますんで、そつなく図っていただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（原田 重治君） これより11時40分まで本会議を休憩します。

午前11時28分休憩

午前11時40分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位、9番、桑畑君。

[17番 桑畑 浩三君 登壇]

○議員（17番 桑畑 浩三君） 私は通告どおり3点について質問したいと思います。

まず、行政改革大綱を全町民に示せということと、9月議会で取り上げました対策監の問題、それから、町立病院の問題であります。

三股町が合併しないで、自立でいくという選択をしましたが、自立してどういう町をつくるのかと、どういう町をつくるために自立の方がいいのかということが、全然明確になってこないと

思っております。

よく「三股町は花と緑と水の町」と申しますが、じゃあ本気で花と緑と水の町をつくろうという論議がなされたことがあるかと、またそういう取り組みがなされたことがあるかということを感じるたびに、まことに熟じた思いがあります。やはり合併するよりも自立の方が町民の暮らしとか、あるいは福祉とか、いろんな町民のために自立の方がいいんだということがはっきりして、どういう方針に基づいてこれを実現するんだということが出てこない、自立の意味をなさない。

ただ役場が運営されて行政が動いてるというだけでは、補助金をカットする、町民が施設を利用する利用料を上げる、固定資産税の税率を上げる、そういうことばかりやっていたんでは、町づくりはなされないし、下手すると役場職員を養うだけの町に陥ってしまうだろうというふう

に思うわけです。したがって、まずどういう町をつくるのかということを確認にしていきたいと思います。町の行政は、仕事というのは系統別に分けると5つですよ。総務系統、福祉系統、教育系統、産業系統、町づくり系統5つです。したがって、それぞれのジャンルで5つの目標があつてしかるべしと思っております。その目標がはっきりして、そのために財政がどうなるか。それをやるために財政はどうなるか、そのためにどういう改革をしなくちゃいけないのかというのが明確になってくると思うんです。

したがって、まず全町民に対してどういう町をつくりたいということを打ち出して、そのためには、こういう行革をやりたいと。そのためには、その町づくりのためには、町民の皆さんにはこういうことを協力していただきたいということを、町と町民が一丸となってやるようになかったら、私は自立は難しいと。

私たちの総務委員会で、去年もことしも政務調査に行っておりますが、例えば去年岐阜県に行きましたが、その町の町長が、三股町の財政を見て「まあ、よくこの弱い財政力で自立を覚悟しましたね」と、「私ならとてもできません。おたくの町長のポリシーは何ですか」と聞かれて、さて桑畑和男さんのポリシーは何だろうと、我々一同だまりこんでしまったんですが、やはりそういった独自性とか、はっきりした明確な方針を町民に示すべきであると。

そしてまた、あっちこっち研修に行つて勉強になるんですが、自立を覚悟した三股町と似たような規模の町においては、財政力はもちろん三股よりはるかに高いし、そして、何よりも住民参加でいかに住民の参加を求めるかということで、町づくり建設委員会とか、各地区とか、あるいは小規模でとか、さまざまな工夫をして住民を参加のもとで行革大綱をつくっておりますね。この点は、我が三股町が学ぶべき一番大事なことだというふうに思っております。

したがって、町長に対して行革大綱をわかりやすい形をつくって、そして自治公民館単位なり

で説明会を開き、そこで大いに議論をして、町民と一丸となって町づくりに邁進していくという、そういう姿をつくり出してほしいというふうに思います。

2005年から2010年度までの集中改革プランにおいて、三股町は職員定数185人にするということでしたかね。そういうことぐらひはわかっていますが、もっと本格的に住民を巻き込んだ形で、新しい町づくりを検討する、それを本気でやってほしいというふうに思います。

対策監につきましては、そういう改革の中で必要とも思われない対策監制度をつくって、これはまさに改革に逆行するものであって、こういうのは直ちに廃止すべきであるというふうに私は思っております。議員多数の諸君が対策監を認めたわけですが、それは21年度までに対策監はゼロになるという一過性のものである、というふうにみんな認識していると思います。それなのに対策監が2人退職すると、新たに課長を対策監に2人回して、新しい課長をまた2人つくるということをやりました。それをやるということは、対策監制度の恒久化につながる。それは我々の認識と全く一致しないものだと思います。対策監の制度を早急に見直すべしと思っております。

次に、町立病院についてですが、町立病院の今までの経過を見てみますと、町長の行政運営能力といいですか、非常に私は心もとない気がするんです。例えば、町立病院を指定管理者制度にして、そしてその最大の理由は町立病院の職員を医師会病院が引き取ると。だから医師会病院を指定管理者にするのを認めてくれということだったと思います。

ところがふたをあけてみると、町立病院と町の間での契約ですか、それにそういうことは恐らく1行も書かれてないだろうし、また町長と医師会との間でそういう合意がなされて、その合意が町立病院の職員諸君に話移されて、その職員たちも合意してその3者が合意して、初めて議事に医師会病院に町立病院の職員は移ることになりますからということが出てこないといけないわけです。

ところが、結果は御存知のとおり、医師会に行った職員はゼロである。結局、役場が全職員を引き取らざるを得なくなるという経過があったと思います。

また、町長は今医師会病院は毎月1,000万の赤字を出しておりますが、それを来年で契約が切れるわけですけれども、町立病院に対してお金は一切出さないということを申しておられますが、それは本当かということです。そういう点を席上からいろいろ伺っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、全町民に行政改革大綱を示せ。①の自立してどういう町をつくることを目指しているの

かということでございます。

本町は第4次三股町総合計画は、平成13年度に作成いたしまして、5年後の昨年度に後期の見直しをしたところでございます。これによりますと、本町の目標とする都市像、「活力にあふれ心温まる住みよい町、三股」の実現に向け、町民との協力、協働による理念のもとに五つの基本方針を定めたところでございます。

まず、「自然と調和した快適な環境のまちづくり」、2番目に「かおり高い文化と豊かな人間性を培う文教のまちづくり」、3番目、「あたたかみのある福祉と健康のまちづくり」、4番目に「活力にあふれる産業のまちづくり」、5番目に「総合的な町政の推進」という五つのこの基本方針を定めておるわけでございます。

そういうことで、住環境の整備を図りながら人口増による活力あふれる元気で足腰の強いまちづくりを現在目指して、行政を進めているところでございます。

それから、財政健全化の明確な方針を示せということでございます。本町の財政状況につきましては、自主財源の少ない財政構造の中で地方交付税制度の継続的な改革や、三位一体改革による国庫補助負担金の大幅な削減など、収入財源に期待のできないことから、厳しい財政運営を強いられていることは御承知のとおりでございます。

年次的な地方交付税の削減、少子・高齢化による社会保障経費の増嵩などに伴って、財政の弾力性を示す経常収支比率は上昇し、また過去に実施した文化会館建設、総合福祉センターなど大型事業の継続的な起債により、公債費比率は年々増加の傾向にございます。

このような状況のもとで、行政改革大綱に基づきまして平成16年度を行財政改革元年と位置づけまして、補助金や物件費、補助費、扶助費等の事務事業の見直し、また組織機構の見直しなどに取り組み、平成17年度には集中改革プランを策定し、引き続き行財政改革を推進してきているところであります。

今後の財政健全化の基本的な考え方は、歳入面におきまして町税や分担金、負担金及び使用料などの自主財源の的確な把握、受益者負担の原則による適正な料金設定を行うとともに、より効果的に収入財源を確保していくことはもちろんのことでございます。

歳出面におきましては、職員の適正な定員管理を計画的に行い、人件費の抑制に努めることとして、平成20年度までは退職に伴う事務職職員を不補充により削減し、その後、2分の1補充による職員数削減を実施していく計画でございます。事務事業につきましては、行政ニーズや課題に的確に対処し、事業評価による全般的な見直しを図っていくことでございます。

補助金等につきましては、事業効果の少ないもの、事業の役割を果たしているものなどは随時縮小、廃止を行い、新規補助事業は産業の進展や地域の活性化に供することなど、行政効果を審議した上で、その財源は既存の事業の廃止などで配分し、整理・合理化を図ってまいりたいと思

います。

また、物件費につきましては、創意工夫し必要最小限のものとして、一層の経費節減に努めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

それから、扶助費につきましては、国県の制度に合った事業を基本といたしまして、事業内容や基準の見直しを図りながら、より効果的な福祉施策を推進しているところでございます。

また、投資的経費は政策的要素から年度によってその事業費は大きく変動し、ここ数年における財政規模に対する構成比は、決算ベースで18%前後で推移をいたしているところでございます。第4次総合計画に基づく実施計画に十分留意しながら、その投資効果、必要性を総合的に勘案して優先事業を厳選した上で、重点的に取り組んでまいっているところでございます。

また、国県補助事業の積極的な導入を図り、これらの投資事業に付随する起債事業につきましては、後年度交付税措置のあるより有利な事業を選択をいたしているところでございます。また、基本的には事業年度の公債費支出枠の範囲内で実施するものとしたしまして、町債残高の抑制を図っているところでございます。

なお、基金につきましては、収支調整として一般財源不足分を補うため、年次取り崩しによって減少しているところでありますが、これらの歳出全般の改革を行うことによりまして、基金に頼らない財政構造への転換を図ってまいっているところでございます。

それでは、次の行政改革大綱を全町民に示し、その説明と論議の場を設けよということでございます。

この件につきましては、本町の行政改革大綱は昭和61年に作成いたしまして、効率的な行政の運営に努めているところでありますが、社会情勢の厳しい変化に対応すべく、平成7年、平成14年、そして平成16年に見直し、現在の大綱となっているところであります。この大綱に沿った行政改革を進めるに当たって、その基本的な考え方については、町民代表、地域経験者、議会代表で構成された行政改革推進委員会で調査、審議されたところでございます。

この大綱及び行政改革については、広報誌や回覧等で合計8回お知らせをいたしているところでございます。行政改革は改革項目が多いことから、一つ一つ論議することは無理があるようでございます。また、行政改革の説明につきましては、今後方法等を考えてまいりたいというふうを考えているところでございます。

それから、対策監制度は廃止すべきじゃないかということでございます。

これにつきましては、さきの9月議会でも申し上げましたが、対策監制度につきましては、組織機構の見直しの中で課長職が半減することから、職員の指導、特別な業務への配置、課長補佐としての役割などを主業務とする職として制度化したものであります。

しかしながら、対策監と補佐を受け持つことの適正やそれから決裁権の問題として、職員の意

識の問題などが実施の段階で生じてくることも懸念されることから、平成16年12月におきまして、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正において、対策監の職務のつきましては平成20年度までの経過措置として、その時点で見直しをするということで、条例に明記をいたしているところでございます。

そういうことで、この対策監につきましては、今後検討をしていく必要があるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

それから、町立病院の問題でございます。

廃止に向けたスケジュールを問うということでございます。町立病院の廃止に向けたスケジュールについては、町立病院の廃止届につきましては、平成18年4月に県を通しまして国へ申請中でありまして、その廃止許可が出るまでには2年から3年時間を要するというふうに言われております。この廃止が出ないと、病院経営の譲渡はできないことになっております。

よって、来年の3月までは現在の医師会病院に町立病院の運営をお願いし、4月以降につきましては新しい指定管理者に2年間の指定管理をお願いすることになるわけでございますが、国からの廃止許可が出次第、権限の移譲をする計画であるわけでございます。

また、医師会病院が現在この3月まで運営をされるわけでございますが、収支の赤字につきましては、赤字補てんについては考えてないところでございます。

以上で、答弁といたします。

○議長（原田 重治君） それでは、昼食のため1時15分まで休憩いたします。

午後0時03分休憩

午後1時15分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） それでは、午前に引き続き質問したいと思います。

現在、医師会が行っている業務です。どういう診療科目、業務をやっているか、それを聞きたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 今現在、医師会が指定管理者を受けているんですけれども、診療科目につきましては内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、皮膚科、前回と変わりません。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 先ほどの質問の中で、町長が、今、医師会が赤字を相当出して

いるわけですが、赤字分については町はもう見ないと、金は出さないという答弁だったのですが、それに間違いありませんか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 契約書等の中にも、うたってあるわけですが、委託管理料とそれから赤字の問題です。これは別個に考えなければならぬわけですが、赤字補てんについては、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 医師会との契約書によれば、決算状況を見て決算を見て、そして指定管理料について定めると、相談して定めるということになっています。ということは、当然その赤字分の決算を見て定めるわけですから、当然医師会病院はそれを含めて指定管理料を幾らに定めてほしいということを書いてきます。

指定管理料自体がはっきり決まってないわけですから、決算状況を見て定めるですから、だから赤字と指定管理料を区別するって、なかなか難しいですよ、これ。そう思いませんか。

だから、指定管理料そのものは大体赤字分とかそういうのを契約書は決算状況を見てだから、それは赤字を含めての中で指定管理料を定めるですから、町長は赤字分とこれは分けますという以上は、指定管理料は医師会に幾らぐらいと町長は考えていますか。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） 今までの話し合いの中で、まだもちろん合意に達したわけじゃないんですけども、赤字補てんはしませんというふうにお話をしております。それと、できれば指定管理料も払いたくないというふうに考えております。

ただ、前のときに言いましたように、施設の補修費等については、これはやっぱり施設の管理費ですので払わなくちゃいけないのかというふうに考えております。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 公の契約ですから、指定管理料については決算状況を見て定めるとなってるわけですから、その指定管理料も払いたくないという気持ちはわかりますが、やはり契約からいくと払わざるを得ないだろう。幾らかに定めざるを得ないんじゃないかなと思いますが、そう払わないで済みますか。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） はい、憶測をすればいろいろ出てくると思うんですが、一応契約書の中にもうたってあると思ってるんですが、予算の定める範囲内というふうに示しております。ですから、もし払うとなると予算を計上して議会の承認を得なければならぬと、そのように考えて

おります。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 町長が赤字と指定管理料は別個に考えるとすれば、やはり内部で幾らぐらいの指定管理料が妥当であるかちゅうことを十分検討しておいてほしいというふうに思います。

それから、町立病院廃止に向けて医師会というのを提案されたときに、半年、長くても1年、だから1年間の指定管理だということで1年間の契約を結んだんですよね、医師会と。その半年ないしは1年という見通しの根拠は何だったんですか。今になると、さらに来年から2年となると3年になります。見通しが余りにもずさんじゃなかったのかなというふうに思うんですが。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） 県の方にも提出した段階では、1年ぐらいで恐らく許可が出るだろうというような話でした。

しかし、その後県の方から国の方に書類を上げた時点で、1年じゃちょっと少ない、半月たってもまだ書類を送ってないという返事が返ってきたと記憶しております。これは職員の報告なんですけど、それでそれはちょっと時間がかかるなということをそのときに判断をして、恐らくそれがことしの10月ごろだったと思いますが、そのように感じたところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 小牧病院との新しい契約ですが、小牧病院に指定管理者にしたいと。それを議案123号で認めてくれということですよ。小牧病院を指定管理者にするということ認めてくれちゅうことですよ。

じゃ、それを受けた議会としては、内容は全然ないわけです。ただ1枚のこの紙だけで。どういう契約になっているのか、中身です。その中身が出てこないことには、それで指定管理者として認めるかどうかというのは、責任をもって判断できません、我々議員としては。こうこうこういう契約ですから認めてくれということでない、ただ認めましょう。あとは20日にでも契約してくださいよと、白紙委任になります。やはり合意した内容があれば、それは議員全員に配付すべきじゃないですか。そうせんと我々は判断ができません。

委員会は委員会としていろいろ聞いたと思うんですが、我々その委員会に属してない者は何も検討できないんです。だから、例えば公共事業の5,000万以上の入札があった場合に、契約を結んでそして議会に諮ります。その契約は議会が採決があった時点で発効するということになるわけです。

それと同じです。どういう契約の内容になっているのか。例えば、医師会病院との契約書によ

れば、議会が医師会病院でよかろうと認めた最大の理由である、町立病院の職員を引き取るという条項なんてないですよ、契約書に。そういうはっきりしないような内容では、なかなか議会として責任もって「よろしいですよ」ちゅうことには、なかなか私はならないと思います。

だから、そういう点で私が総括質疑してから10日以上たつわけですから、小牧病院と町長側ではいろいろと合意をしていると思いますが、その合意したのを文書にぴしゃっとして署名捺印をする時間は十分あったわけですから。だけどいまだに我々は何も内容がわからない。ただ、あした採決だということです。それじゃ議員として、議会として責任果たせません。

そのあたりの内容です。小牧病院はどういう指定管理業務を行うのか。指定管理料についてはどうかとか、あるいは会計経理の原則はどうなっているんだ。そういったいろんな問題があるわけですから、そのあたりを明確にした合意内容というものを出示してもらわんと困ると思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） おっしゃるとおり、町立病院の指定管理者としての立場から判断をしますと、計画ですので全く実態としてつかめないというのが事実でございます。今からの計画ということですので。

ただ、今までの小牧病院なり今までの経営についての決算報告なり決算状況なりというのはもうつかんでおりますが、そのほか具体的なことについては担当課の方で。

○議長（原田 重治君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 今回の指定管理を受けるに当たって、3法人きておりました。その中でいろいろ比較検討しながら、委員の中で協議しました。診療科目、診療報酬、許認可等、指定期間、診療時間、その指定時間までについては、ほぼこの病院とも一緒でございました。またその中で比較にするのは、診療看護、職員体制については、小牧病院が2名、あとの2法人が医師2名と非常勤も含めて7名とかいろいろありました。そこと、あと経営移譲の考え方でちょっと変わってきております。経営移譲の考え方として、小牧病院につきましては土地建物に関しては帳簿価格、土地については実勢価格ということだったです。それとあとほかの2法人については、価値があれば有償で譲り受けよう。通常の商取引でいきましょうということだったです。それともう一つの病院につきましては、有償で譲ってくださいということです。

それとあと経営移譲後の考え方につきましては、小牧病院につきましては、経営的に可能であれば病院経営を存続、困難であれば他施設への移行を検討という回答でございました。それとあと二つの法人につきましては、現状継続を基本とし法人の実施している事業の展開を図るということです。もう一つの病院につきましては、クリニックを開設、もしくは介護高齢者用福祉施設と一体化したクリニック、公設民営という形の回答でございました。

収支決算につきましては、小牧病院につきましては516万2,000円の黒字というシビアな収支決算書が出ておりました。それとあともう一つの病院につきましては、病床利用率を上げれば増収は可能であるということ。それともう一つの病院につきましては、1年目は8,000万円、2年目が6,000万円という全くの赤字計画でございました。一応、比較対照になったのは以上でございます。

ということで、やはり小牧病院に決定した理由といたしまして、経営移譲の考え方、経営移譲後の考え方、それとあと収支決算にする考え方が、ほかの病院とは違うということで、審議会委員の中で小牧病院を選定した結果でございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 私はその小牧病院に反対するものでも何でもないので、いろいろ各病院が言ってきた条件とか方針とか、そういうものはわかります。ただ、町と小牧病院と、はっきりと合意した内容です。指定管理料はどうする。何はどうする。はっきりした明確な仮契約でもいいですが、そういうのが出てこない、そういうふうな書類を持ってきた、こうだったと口ばかりで言っている、結局医師会病院との契約書においても、指定管理料は、これからもめそうな内容です。はっきりしてない。そういう、はっきりした合意文書なり契約書なりというものをいせと言っても、今できてないんだったらいせないでしょうから、町として、はっきりしてることです。指定管理料はどうする、そのあたりを中心に町として我々議会に約束できること、それをもって小牧病院と最終的に契約書をつくるわけでしょうから、その点を町の考えをはっきり示していただきたいというふうに思います。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） 何回も同じようなことを言うようですが、小牧病院を指定した、指定ちゅうか、いわゆるヒアリングをした時点では指定管理料も要りません、赤字補てんも要りませんということでしたので、そこ辺を確認をして。もちろん先ほど言いましたように、施設の改修費については若干の負担はあると思いますけど、これを再確認をして協約を結びたいと思っています。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 指定管理料は要らない、赤字を出しても小牧病院が全部見ると、その二つをまず中心として、それが合意できなかつたら、この指定管理は成り立たないということではないですか。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） 再確認して、それは大丈夫だと思います。それで結びたいと思っています。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） あといろいろこまごまとしたのありますが、時間もありませんので次にいきます。

対策監制度ですが、町長は対策監を置かなくちゃいけないほどの業務があるようなことをおっしゃってましたが、対策監は置かなくても課長のもとで全部できることじゃないですか。対策監を置かなきゃできないような仕事というのはないんじゃないですか。私は課を20を11にすることによって、余った課長の処遇を苦肉の策として対策監というのをつくって横滑りさせたと、それだけのことだろうというふうに思うんです。

かつての専門員は、定年前1年、専門員に課長になって、それでしかし管理職手当はつかなかったですね。で1年後は退職するということでした。今回はまだ3年も、四、五年もある課長が対策監という、私から見ると全くの管理職に身をおいている。部下もいなければ決裁権もない。しかし管理職手当は今までどおり出してる。一番給料の高い、今こそ一番働いてもらわなくちゃいけない五十五、六、七、八なんちゅう経験豊かな課長たちが、対策監としてそのエネルギーが私はむだになっていると。まことに町にとっては損失じゃないかなというふうに思うんです。

だから、20ある課を11にして統合したから改革というのは、改革の名に値しないんです。改革の名には値しない。そのことによってその組織再編そのものによって職員が減ったわけでもないし、人件費が減ったわけでもない。それは改革という名前をかぶせる方がおかしいんで、むしろそういったむだな役職をつくり、そして課が少なくなることによって、どっちかという人事異動もなかなか硬直化してくる。生き生きしてこないというように思うわけです。

だから、もう一回ひとつ腰を据えて、抜本的な役場の中の組織を見直したらどうですか。例えば、課長1人、課長補佐1人、その他は係長たち。一つの課に何人も課長補佐がいるというのがおかしい話です。そのあたり腹をくくって、抜本的改革が必要だろうと私は思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） 理想的には1課長1補佐が当然理想的ではあるわけですけど、大課制をひいたおかげで非常に守備範囲が広くなりました。1人の課長1人の補佐で、それを十分掌握できるのかということに少々の不安がございましたので、やはり住民の意思あるいはまた業務の内容等を十分把握するためには、ある程度の補佐を配置した方がいいんじゃないかということで、今現在2人ないし3人を配置しているところでございます。

それから、対策監の廃止のことなんですけれども、これはあくまでも暫定措置だというふうに私たちは考えておるところでございます。それで、条例でも上程しましたように、20年度に見直すということになっておりますので、それ以降については、やはり廃止すべきじゃないのかな

というふうには考えてはおります。

以上です。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 1人の対策監が退職すれば、その対策監を置かなくちゃいかんほどの業務だというようなことを町長がおっしゃいましたが、その対策監がやめりゃその業務は消えるわけですね。20年で見直すとなれば、それで対策監も廃止すれば、すべての対策監の業務は消えると。

だから、それほどなくちゃならん業務だったら、あと対策課を置きゃいいじゃないですか。だから、余り口でのごまかしというのは町長よくないですよ。

だから、これは私は対策監ちゅうのは、もう少なくとも見直し後では、全部廃止するというふうにさせていただきたいと思います。

それから、対策監の例えばそうやって一過性であって、退職していけばどんどん対策監が減っていくと。それは当たり前だろうと思うんですよ、それを退職監が2人退職したら、課長の中から2人また対策監にして、そして新しい課長を2人つくるというようなことをしたですよ。

そういうことは来年度の人事異動ではやめていただきたいと思います。もう対策監がやめたら、どんどん対策監の数が減って行って、そしてゼロになるというのが当たり前だろうと思うんです。新しい対策監をまたつくって、また新しい課長を2人つくる、それは恒久化につながる。対策監の恒常化につながるのだと。

私から見れば置く必要もない対策監を何でまた新しくつくるかと私は思います。それは来年度の人事異動では、新しい対策監はつukらないということを明言してほしい。明言できなければ、また3月議会で桑畑浩三最後の議員、議席として（笑声）質問を構えたいと思いますがいかがですか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 今のと関連がございますので、若干誤解と申しますかお知らせと申しますか、おいておきたいと思うんですが、対策監が20の課長から10にしたところがございます、この人たちを町が統廃合することで下に降格させることができるのかという問題が、そのときに出たところがございます。しかしながら、やはりそれはできないだろうということで対策監という職務、以前は専門員というような形でつくっておったわけですがけれども、一時的にそこにやって20年度ぐらいには、どちらかといえば廃止の方向というようなもので見直しをしようということで、条例化もしたところがございます。

それから、対策監が課長からおりて手当をもらっております、管理職手当をです。これは6%であります。6%は全補佐の平均の残業代を足しますと6%でございます。したがって、課

長補佐に降格は難しいんですけども、した場合の課長補佐の残業手当に相当するものが、そのときの私たち検討会で論じられた経緯がございます。したがって、それが高いのか安いのかいろいろ異論はあろうかと思えますけれども、そういう中で対策監は課長手当、管理職手当をもらっておりますけれども、もし補佐に降格したときと同額程度もらっているというふうなことは、お知らせをしておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） だから一気にやっちゃったところが無理があったと思うんです。本来ならば、やはり課長が2人退職する。そのときに、まず現実的にどこの課を減らしていくかと、段階的にやればそんな無理しなくてもよかったんだと思うんです。

ひとつ来年はどうか、対策監をつくる、つくらないは。町長。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） 自信はないんですけども、今のところ新しい事業を起こすというような考え方は今のところありません。ただ、病院の指定管理者が順調に動き出しますと、あそこは補佐でもいいんじゃないかなというふうに考えてはおります。

企業誘致対策監につきましては、今、始めたばかりでございますので、あと1年かぐらいは様子を見てみたいと思っております。

それと産業振興課及び都市整備課に1人ずつ対策監が補佐としておるわけですが、これについては、またそれなりの働きを十分期待しておるところでございます。

したがって、来年度新しい対策監を創設するという事は、いまのところ考えていません。以上です。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 3月議会で再び同じ質問を私が考えることがないようによくお願いしときたいと思います。

時間もありませんので、改革大綱です。先ほど町長は、町の広報や回覧板でおっしゃってましたが、やはりことしも熊本県の御船町に行きましたが、実にわかりやすい改革のたった1枚の紙に図であらわして、それを全町民に配り、また各自治公民館の館長と住民集会をもって、いろいろな改革を住民参加で練り上げてました。やっぱりそこが自立で生き生きした町にいけるかどうかというキーポイントだと。やはり住民の中に大胆に持ち込んで、住民にも認識してもらって自分たちの町は自分たちでやるんだと。個人でできることは個人で、自治公民館でやることは自治公民館で、で行政と一緒にやっぺいこうと。

そういったやっぱり説明会と思切った論議を巻き起こしてやっぺいいく必要があるというふ

うに私は思うんです。その点をぜひ実行して、内部で検討してから計画を立ててもらいたいと。そうすることによって、三股町は発展していくだろうというふうに思うんです。

特に、今財政がどんどん硬直化してますし、公債比率も注意ラインを突破してきましたし、一番大事なときだと。ここはやはり町民にいろいろと負担を願う以上は、それだけの理解を得るためには、酔くればも来るかもしれませんが、やっぱり大胆に乗り込んでいって、腹を割って町民と語るという桑畑町政の姿勢だけではなくしてほしいと思いますが、その点、町長どう思ってますか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今よく自助・共助・公助という言葉がございます。やはりこの地方の時代になりまして、住民がやる役割、また公がやる役割、そういう役割分担というものをしっかりと今後はやっていかなければならないというふうに考えております。

それと、やはり先ほども答弁申し上げましたが、現在、町はどういうことをやっているのか、どういう事業に取り組んでいるのか、また財政状況はどうかというようなこと等、非常に心配されている向きもございます。これにつきましては、広報等で周知を図っているわけですが、なかなか広報ではこれが徹底しないという面もございます。

そういうことで、先ほども申し上げましたように、年に1回、年の初め等にそのような機会をつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 集中改革プランです。全県でやってますが、今2年目ですか。あと3年あるわけですが、三股町の一番の今正念場だというように私は思ってます。したがって、行革と財政健全化プランです。この集中改革プランの期間の5年間の最終年度の我が町の、このままいったら我が町の累積収支は幾らになるのか。そういったところをやっぱり明確に示しながら前進すべきだというふうに思ってるわけです。その点を総務課長やみんな、しっかり相談していただいて、町民にわかりやすくはっきりした形で、見えるようなやり方をしていってほしいと思います。

いろいろ聞きたいことはありますが、あと2分ですが、議会にはロスタイムはありませんので、このあたりで終わりたいと思います。どうも。

○議長（原田 重治君） 発言順位10番、的場君。

〔16番 的場 茂君 登壇〕

○議員（16番 的場 茂君） 私は先般、当局に通告しておきました。まず政治姿勢について、

2点目に青少年健全育成について、3点目に福祉対策について、最後に環境整備について、以上4点について質問と御意見を申し上げます。

まず1点目についてであります。皆様方も御承知のとおり、現代社会は混沌として先行きの見えない不透明な時代であると言っても過言ではありません。前内閣が進めてきた市場競争至上主義の中で弱肉強食が進み、富める者はどこまでも富み、個人間の所得格差、大企業と中小企業の企業間格差、中央と地方という地域間格差がまさに広がっています。また、国の財政的破綻を地方に押しつけるばかりか、国民への負担転嫁で乗り切ろうとしています。そのことが国の三位一体改革と称した地方交付税の大幅減税であり、三股町も財政面での追い込みがなされているところであります。

しかしながら、地方自治が生きている以上、何らかの対策を打ち出さなくてはなりません。その上、町民サービスや教育、福祉などの行政が後退させないためにも、強い信念のもとに切り開いていかねばなりません。

そこでお聞きいたします。6月定例議会の私の一般質問で、町長は社会情勢は変化、変貌しており、財政面の厳しさもあって、総合計画の後期5カ年計画を見直す時期と重複しているの見直しを進めたいと答弁なされましたが、その後の状況でどのように取り組んでおられるかお聞きいたします。

次に、青少年健全育成についてお聞きいたします。

私たちがこの世に生を受け、人間として成長していくには、喜怒哀楽さまざまな経緯を経て社会の中で多くの人々と営みによって形成されております。申すまでもなく、人間形成の教育には幼児教育、学校教育、社会教育があり、そのすべて教育の中で一番重要視されるのが家庭教育であると思います。その教育の中で一つでも欠落しているとしたら、人間として不幸な人生となり、21世紀を担う社会人として成長してはいかないと思います。

しかし、現実はこちら数年、子供たちの問題は新聞やテレビに出ない日がないくらい日常茶飯事となっています。ニュースを見ていると、またかという感覚になって、問題意識が次第に薄れがちで、そういう危機意識の希薄さこそ最も恐ろしい事態と思います。現在社会はいつどこで何が起きても不思議ではない時代となっています。そこで、今でこそ三股町は事件につながるいじめを大人の責任としてさせない、起こさせない運動を町民運動として展開する考えはないか、お聞きをいたします。

次に3点目の福祉対策についてであります。今回は高齢者に生きがいを持たせる対策について質問と御意見をいたします。

国は少子・高齢化社会に向けてを口実にして、政府税調による定率減税の2007年度からの廃止や各種控除の廃止、消費税率の引き上げ論議など、高齢者に対する増税や医療費値上げなど、

また介護保険も高くなり、また社会保険制度が10月1日から改正され、患者負担などが増大して今後介護難民が発生することが懸念されるとまで言われております。

この現実を考えたとき、高齢者の方々への行く末がどうなっていくのかと疑問視するのは、私一人ではないと思います。先日、あるOB会の集まりがありました。その中での御意見は、今から先の生活の話ばかり。収入である年金は目減りする。支出は増大するばかり。今まで老後は子供や孫たちの成長を楽しみにと頑張ってきたのになど、ため息の出るような話ばかり。牛乳を減らそうか、たばこやお酒をやめようか、家計の支出をいかに減らしていこうかなという暗い雰囲気でありました。不幸中の幸いと言いましょうか、一人の方から、愚痴ばかり言っても仕方がない、健康が第一だ。今後もボランティアを続けよう。三股町の駅は玄関口だ。ことしも門松を立てようと提案があり、それまでの愚痴もおさまり、今後も互いに励まし合って人生を送ろうと誓い合ったところであります。

このことをお聞きになって、町長はどう思われますか。私はこのように思ったところです。三股町に住む高齢者の多くの方が、あの戦中・戦後の荒廃した日本国の復興のために必死に生き抜いてきた方々です。その上、いかに自分自身が辛い苦しい立場に立っても、郷土愛やボランティア活動を忘れずに生活されていると思うと、ただただ頭の下がる思いであります。

そこでお聞きします。町は高齢者に対して生きがい対策としてどのように取り組んでいくか、お聞きいたします。健康は自分で守る心がけと言います。常に注意し努力しなくてはなりません。三股町は幸運にも、高齢者の方々にはゲートボール、グランドゴルフやパークゴルフなどを楽しみ、健康管理に努めておられますが、三股町にもこころの触れ合う憩いの場として環境が必要だと思えます。

私は多額の予算をかけて箱づくりを希望している者ではありません。「今ある施設の有効利用としては」と提案しているところであります。以前、質問いたしました温泉湯の有効利用はどうなっているのですか、お聞かせください。

最後に環境整備について、お聞きいたします。

その一つは、本庁舎の整備であります。三股町の行政の本拠地は本庁舎であり、町民は何らかの形で本庁舎に来られます。また、町外からの来客も町政に要件のある方も来られるわけです。なぜこのようなことを前置きするかと申しますと、私も議員になりまして20年の間に、多くの市町村の研修視察に参りました折、最初に庁舎内に入ったとき、一番先に印象に残るのは庁舎内の環境整備であったからであります。本町は外観はよくても、中の環境整備をもう少し考えるべきであります。特に2階の床の補修はいつになったらされるのか、お聞きいたします。

環境整備の二つ目は、駅裏の環境整備についてであります。以前から要望が出ていると聞きます道路整備は、駅裏環境整備に欠かすことのできないことであると思えます。10数年前にも取

り組まれたわけですが、寸前に地権者との関係で実現はできなかったわけですが、今回は地権者全員の署名入りの請願と聞きます。ぜひ実現に向けて取り組まれることを要望しますとともに、その後の経緯をお聞かせください。

以上で、壇上での質問を終わり、あとは自席にて質問いたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それではお答えを申し上げます。

まず1番目に政治姿勢について、三位一体改革による地方財政難を、本町はどのように切り開いていくか、考えをお聞きしたいということでございます。

三位一体改革は、地方交付税の見直し、また国庫補助負担金等の大幅な縮減、廃止と国から地方への税源移譲を一体的に取り組む改革といたしまして、平成15年度から3年計画で実施されているところでございます。

その間、国全体では臨時財政対策債を含む地方交付税等の改革で、約5兆1,000億円、国庫補助負担金等の改革で約4兆7,000億円の減額がなされ、また平成18年度税源移譲分を所得譲与税で約3兆9,400億円が措置されたところでございます。

本町におきましても、地方交付税とは平成15年度から平成18年度までに約4億円の減額となっております。国庫補助負担金は養護老人ホームの保護費負担金、公営住宅家賃収入補助金、児童手当国庫負担金の一部などが一般財源化され、平成18年度の所得譲与税で約1億5,700万円が措置されたところであります。また、保育事業や浄化槽整備事業にかかる補助金は交付金化され、それぞれ縮減の方向となっております。

このような状況のもとで、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」で政府が示しました地方財政への措置は、地方交付税の現行法定率の堅持、地方財政計画ベースでの一般財源の総額の確保、それから新型交付税の導入などとなっております。

この新型交付税は、交付税の基本となる基準財政需要額の算定を簡素化するために、その算定基礎を人口と面積とするもので、今後3年間で約5兆円が新型交付税の方法で算定されるものであります。

平成19年度は、この額の約3分の1が導入され投資的経費を中心に算定の見直しが行われる予定であります。本町におきましては、平成18年度ベースで試算したところ、現行で算定した結果と額において大差はないところでございます。また、平成19年度から本格的に所得税から住民税10%税率によって税源移譲されますが、平成18年度ペースで試算したところ、平成18年度で予定した所得譲与税の額は確保できる結果となっております。つまり、交付税や町税など本町の一般財源ペースの現行水準は、維持できるものと考えております。

しかしながら、歳出面で過去の事業における公債費、17年度末町債残高66億4,705万2,000円、19年度償還金見込み9億558万1,000円、社会保障費を含む扶助費、人異動による人件費など義務的経費が増大化し、また公共下水道の整備や中学校整備事業、公営住宅建てかえ事業など、大型事業が実施されている中で、少子・高齢化社会への対応、循環型社会の構築など、地域におけるさまざまな行財政需要が一層増加して、財政事情はさらに厳しい状況になるものと考えております。

今後、財政の健全化、持続可能な町財政構造への転換を図るために、継続的な行財政改革を推進してまいりたいと思います。

財政運営につきましては、歳出全般の見直しを常に行うとともに、限られた財源の効率的な配分と一層の創意工夫に努め、真に必要な事業には重点的、積極的に取り組むなど、多様な行政需要への確に対応し、長期展望に立って財政計画をもとに取り組んでまいりたいと存じます。

詳細につきましては、所管課長の方から説明をお願いしたいと思います。

それから、次の2番目の青少年健全育成につきましては、所管の教育長の方をお願いしたいと思います。

3番目の福祉対策についてということでございます。

まず、高齢者の生きがい対策についてでございます。まず、健康づくりの取り組みについて説明を申し上げます。御承知のとおり、本町では地域包括支援センターを福祉課内に設置いたしました。そしてそのセンターには、看護師、保健師、理学療法士、社会福祉士といった専門知識を有する職員を配置いたしました。こうした専門職員が、常に町内の高齢者の自宅を訪問し、健康状態、生活環境、引きこもり等の精神的なケアの必要性等を調査して、適切な指導やサービスの提供に努めているところであります。

さらに、このような専門職員による実態把握により、元気の杜の生きがいデイサービスを利用する高齢者がふえ、設置目的に沿った対象者の掘り起しができており、介護保険外のサービスとして充実しているところであります。

次に、憩いの場の提供についてでございます。さきに申し上げました元気の杜の生きがいデイサービス等は、町内各地域の高齢者の送迎を行い、日ごろ外に出る機会が少なくなった高齢者にゆっくりとくつろげる憩いの場として提供しているものであります。今後も設置目的にあった対象者の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、元気の杜の広場におきましては、子供から大人までできる広場として位置づけておりますが、今後、植栽やベンチを置くなどして、お年寄りの語らいの場として提供し、ウォーキングにも最適な場所として有効利用できる広場として整備してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、元気の杜における温泉利用というようなことですが、現在、生きがいデイにおきましては、それぞれ温泉を利用した入浴をやっているわけですが、そのあとの足湯の問題とかいろいろ今後あるわけですが、これについては今後検討課題として考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから4番目の環境整備についてということでございます。この中の①でございますが、町民の窓口であり職員の働く場である本庁2階の補修は、いつになったら行うのかということでございます。

庁舎の補修につきましては、消防車庫の耐震工事、町民保健課前の改修、2階の雨漏りの改修、議場放送施設の改修、空調施設の改修そして2階の床改修等が予定されているところでございます。

しかしながら、それぞれ多額の費用を要することから、町民の利用する場所の改修から実施して、その後、改修をしてみたいというふうに考えているところでございます。何しろ本庁も昭和45年建設をいたしておりますが、30数年が経過して、それぞれ老朽化が進んでいるわけですが、そのようなことで改修の箇所も非常に多うございますので、計画的な改修を行っていききたいというふうに考えております。

それから②の駅裏の環境整備についてはどう考えているのか、以前、要望も出されていると思うがということでございます。三股駅裏は昭和30年から40年代にかけまして、新馬場土地地区画整理事業の計画がなされていたところでございますが、既に多くの住宅が密集していたところから、土地地区画整理事業の施行が見送られたところでございます。御指摘にもありますように、駅裏の一部地域に町道や排水設備が完備されていないことで、関係住民により平成15年の5月に町道の整備要望書の提出があったところでございます。

町といたしましては、現地の測量調査を平成17年度に行い、住民説明会等を開催いたしまして地元の意見等を聞いたところでございますが、道路整備に当たり相当な予算を伴うということと、地元協議が整っていないことで先送りになったところでございます。

当該箇所は三股町の駅裏であり、道路が接道していないという十分な土地利用、土地活用ができない状況が見られております。また、地元住民総意による生活道路の整備要望であることを承知いたしておりますので、今後、財政的な諸事情等を十分配慮しながら検討させてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） ここで暑い方、上着を脱いでも構いません。窓も、余り暑かりゃ、あけた方が。一番眠たいような顔をしていますので。

教育長。

○教育長（田中 久光君） それではお答えします。

青少年の健全育成ということで、いじめの面からどうかという問いですが、青少年教育は育成は家庭と学校と地域が一体となって、初めてすばらしい子供たちができ上がるというふうに思っていますので、それぞれの立場で教育をしていかないとはいけませんし、それなりの手を打っていかないといけないというふうに思っております。

そこで、社会教育面からのいじめについての事業の取り組みについてお答えいたします。その一つとしては、人権に関する標語の募集をいたしまして、本年度は小学生が701名、中学生が531名の計1,232名からの応募がありました。作品としては、「今していること、自分がされていいか考えて」とか、「気をつけて、心はげがする言葉の暴力」、「だめだよと言える勇気が思いやり」とか、そういったすばらしい標語等が出まして、優秀な作品はそれぞれの学校で児童生徒の前で表彰するというふうに、ことしからいたしました。特に、また看板も各学校に設置しております。

もう一つは、なかよし広場の開催であります。毎年、学校の夏休みを利用して、町内の12カ所の児童館で人権啓発アニメーションの上映と社会教育指導員と子供たちとの意見交換を行っております。アニメーションの内容は、いじめに関するもので、本年度は小学生が409名、友達と仲よくしますとか、いじめをなくしたいというような意見がたくさん出たようであります。

このほか、家庭教育学級が全小中学校に設置されておりますけれども、年1回は必ず人権にかかわる学習をしてくださいというふうにお願いしております。そしてまた、全部の家庭学級の人たちを集めて、町の方で一括講演会も実施しているところであります。家庭学級の参加人数は17年度の実績ですが、一般学級が232名、その他のもろもろの学級が270名で、計502名となっております。今後もこうした事業を継続することで、それぞれの健全育成に役立てたいというふうに思います。

そこで、町として取り組みはどうかという問いですが、PTAの方でことしの努力目標は、いじめの根絶ということ、ただ一つ、それを目標に掲げて取り組んでいるところでございます。もろもろまだ各地域でやっていると思いますが、以上のようなことを主にやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 先ほどの町長の答弁の中で、1番の地方財政難をどう乗り切るかという質問に対しましての財政計画です。これの詳細についてということでございましたので、私の方からお答えしたいと思いますが、これにつきましては、先ほど財政健全化の方針ということで、町長の方で答弁しておりますけれども、重なりますけれども、私の方で説明をしたいと

思います。

一つには、やはり人件費の抑制ということで、計画的、適正な人員の定員管理のもとに、当面、退職による不補充をしていくということが上がっております。

それから、事務事業についてですが、これは行政への要望や課題についての確に対応し、事務評価による全般的な見直しを行っていくということで、補助金等については地場産業の育成や地域活性化などにつながる新規事業の掘り起こしを積極的に進めると。ただし、事業効果の少ないもの、あるいは事業の役割を果たしている、長期にわたって補助しているものについては、見直しを図りながら随時縮小、廃止し、整理を合理化をしていくということでございます。

それから物件費については、より一層の経費の節減に努力をしております。それから、扶助費等については、やはり国県の制度にあった事業を基本として、社会情勢の変化に応じて事業の内容や基準の見直しを図りながら、より効果的な福祉施策を推進していくということで、こういった事務事業については、平成20年度まで大体1%から2%の削減の方向、その後は前年対比で維持していくといったような状況を見通しをしているところでございます。

それから、投資的経費につきましては、総合計画等に基づいて年次ごとの施設整備の経費を見込んでおりますが、政策的な要素から、年度によってその事業費は増減をいたします。

起債事業を除いて、今現在では平成18年度の投資事業を平均的な通常ベースとして事業費をとらえておまして、それに今現在実施中の中学校の整備事業あるいは中原第3団地の建てかえ事業など、それから今後予想される長期計画として想定されている事業、農業かんがい排水事業とか、あるいは耐震化事業、あるいは畑地総合整備事業あるいは老朽化しております学校等の整備事業、さらには住宅の整備事業、そういったところを通常ベースの事業に年度を加えて考えておまして、その結果、財政規模に対する構成比が、今現在18%ぐらいですが、これが大体15%から10%台のところまで推移していくんじゃないだろうかというふうに考えております。

そして、この投資事業に付随する起債事業については、交付税措置のある有利なものを活用して、基本的には事業年度の公債費の支出額の範囲内で実施するということを目標といたしておまして、その結果によって町債の残高の抑制を図ってまいりたいと思います。

これは、国が基礎的財政収支の黒字化ということを想定しておりますが、それと同じような方向で公債費の抑制を図っていくということを今、考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） まず1点目ですが、先ほど同僚議員がお話にもありましたので、その方向性というのが整理されて今後出てくるとは思いますけど、私は一番心配しているのは、今回の町長選挙でもありましたように、合併か自立かという中で、町民が自立を認めたわけです

から、その方向にありながら、この三位一体改革の中でやはり財政減ということで、いろんな民主団体の交付金とかいろんなところがカットされてきました。というのは、町民から見れば単独になったから後退していくんかなと見る面も多いわけです。

だから、やはり今後の財政面を含めて町がやっぱり立ち直っていくというのは、町民の理解がなくてはならないわけですから、その辺は私は交付税とかそんなのが減額していくから、帳尻を合わせるじゃなくて、収支を合わせるためにいろんな事業、今まで行ったもんでも、例えば地区公民館を分館にするとか、そんなふうにか後退していくような気にとられては、やっぱり町の活性化はなっていないと思うんです。

だから、その辺を隣の議員が発言したように、単独でいったら単独でいく、ここが変わっていくんだと。ここで財源はこう守って、そして今後こんなに新しい桑畑町政としてやっていくんだというのが見えてこないと安心できないんです、町民は。だから、その辺をやはりはっきりと打ち出して計画をしていってほしいと思います。

青少年健全育成の問題については、私はいじめを事前に守るというのは、命を守るというのにつながる、そういう関係があるから、世間であります自殺、自殺が発生したら、ああ、これはいじめだったんだな、そう気づいたときにはもう遅いわけですから、私たちは今の学校の取り組みちゅうのは高く評価してるんです。というのは、議会に来るときでも、一番先に見えるのが武道館の前の横断幕を見ます。すごいな、今の子供たちは一生懸命頑張ってるな。生徒の中でいろいろがたがたしても、子供たちはそれなりに生徒数の多い中でクラブ活動や生徒会活動をしながら、本当に頑張っていると思うんです。

だから、そういうすばらしい子供たちを傷つけないためには、大人が頑張らんにかいかん。そういう意味で私は質問を今度だしました。4人も5人もいじめに関して出てるということは、やはりみんなが21世紀を担う子どもたちがどうなっていくんかなということを含めながら、絶対に三股町からは自殺者を出さない、そういう意気込みの中で取り組んでくださいということです。

教育長から社会教育面での取り組みを聞きました。確かに立派に一生懸命、地域においてはよく取り組んでいらっしゃいます。それは敬意を表しますが、やはり一部の集落とか、そういうところだけではなくして、社会教育の中でもすべての公民館を利用したその地区の活動を利用した中での運動が進まない、どこで発生するかわからんわけですから、その辺も検討をしていってほしいと思います。

それで、いじめの関係で4名の方が聞いた中で、教育長は学校での取り組みについては任せているというようにとれたんです。それはある面から見れば、これはすばらしいことだと思います。学校の先生方自身が、1回1回報告せんでも、その中で処理をしていくというのはいいと思いますけれども、大きな問題点になった場合に、教育委員会には連絡がなかったんだと、そういう方

向になったらいかんわけですから、この前の他の町村の教育委員会の答弁のいじめの中で報告をさせる。そして対応については悩み調査をする。今後調査されたのはどういう項目の調査かわかりませんが、後でちょっと回答いただきたいんです、その項目についてはです。それに、そのような可能性があったら面談で早急に取り組む。それから該当するクラスで問題が小さい問題でもあったときには、必ず校長に報告する。そういう取り方をしているというのが書いてあります。私は2面から見て、三股町のはすばらしいと思います。そこで解決することができたらいいんですけども、ただ、全体的な小学校なら小学校を含めた全体的な方に教育していくとするならば、一つの事件が発生しようとしていることを参考にして教育して指導していくというのが、教育委員会の仕事だと思うから、その辺の報告の問題については、三股町は三股町なりにされているから、それで結構だと思いますけど、ただ、本を読んでみたんですが、このいじめというのは暴力のいじめ、言葉のいじめ、無視をされるいじめ、いろいろあるというわけです。それはどうしても大人に伝わってこない。先生方に伝わってこない。なぜかという、いじめを受けた子供は人に話したがらない。だからいじめは難しいと、こうなっているんですが、その辺の研修、研究の場であるのか、先生方の勉強会があるようですが、その辺をちょっとお聞きしておきます。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） まず最後の研修のことですが、一つは、いじめにかかわることは、各学校でいじめはあっているだろうというふうに思います。小さなこと、それぞれやっていますが、何回も申しますように、学級で話し合っ解決することは学級でやんなさい。そして学年は学年。ただ、学校長が知らないということはいけませんから、必ず学校長には報告してくださいという指導をしております。

そして、人の前で話さない子供のいじめは、どうするかというのが実態調査だろうと。今14項目にわたって実態調査をしております。全児童、全生徒を対象にしていますから、その中でまた項目が上がるだろうと思いますから、それを見ながら先生たちがまたそれにかかわって、うちの学級ではこうだ、学校ではこうだ、学年ではこうだということをまず見ていただきたいというのが一つのねらいなんです。

そして、大きないじめに関しては、学校でももちろん一斉に取り組まないといけませんから、組織を挙げてやりなさいと。そして我々が知るところは、ちゃんと私たちにも教えてもらわんといかんですから、それはしてください。

それから、ちょっと内容は違いますが、今、声かけ事案というのがよく発生するんです。先日も女子生徒が青年に声をかけられて少し追われたというのがあるわけです。そういうときには、もう全学校に流します。管内、北諸県から全部流します。三股中学校の生徒がどこどこで、こういう声かけ事案に遭ってますということは、もう全部流すようにしています。これは当然やらな

いと、どこでどういうことが起こるかわかりませんから、そういう取り組みはやっております。

それで、いじめに関することには非常に神経を使っております。どれがいじめ、どれがいじめでないとか、その判断できませんけれども、しかし実態調査だけはしっかりやりながら、子供にしっかり目を向けながらやろうということだけは思っているところです。

以上です。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） 子供のいじめによって自殺が発生する、いじめだけでもないわけです。その中には、学校暴力とか家庭内暴力とか、登校拒否とか対人恐怖とか、いろんな要素があって、その中でその大人がどれだけかかわって早く発見するかということですから、そのような先生方のやっぱり研究の場といえば、事件、何か起きたからそうするというんじゃなくて、以前の、このような要素がある、この辺をどう研究しようという指導はなされているんですか、ちょっとお聞きします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） いじめに関して、やっぱり成績がうんと落ちて、ある学校に遅刻が多くなった、あるいは欠席が非常にふえている、友達関係がうまくいってないとかいう子供の状態も見分けられるわけですから、そのあたりをしっかりと把握することだろうと思います。

そして、先生方がお互いに連携するということですね。特に、三股中あたりは60名近くの先生いるんですから、そのあたりが疎遠になったらいけませんから、そのあたりのしっかりした連携をとりながらやるというようなことだと思えますね。

それと、家庭でも起こっているだろうと思います。子供が朝調子が悪い、あいさつをしていた子供があいさつをしないということは、何かあるだろうというようなことまではしっかり見ながら、しっかり掌握して指導していくということは、かねがね話もして、そのように指導もしていただくようにしているところでございます。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） これは、全国的な傾向だと思うんですけれども、教職員の方々の立場、父兄からのいろんなあれ、子供からのいじめとか、そんなのもあると思いますけれども、今度、とり行われている評価制度が、やはり私は三股町ではないと思っておりますけれども、評価されるから、少しぐらいのことは黙っとこうとか、そういう傾向があると言っているわけですよ。

だから、その評価制度すら、学校長が校長をもうやめたい、どんな方法で評価するのか、これは校長会なんかでも出ていると思いますけれども、そんなふう人間を評価して採点をつけて、教える先生を評価しながら、子供に尊敬させなさいとか、それは矛盾しているんですよ。だから、

三股町はそんなのではないと思いますけど、1つのことでも事件、また問題が起きようとするところを見つけた先生を評価すべきであって、事件が起きたところを評価外にするなら、だれも報告はしないようになるんですね。

だから、その辺を日ごろから小さいことでも校長を通じて報告していた方がいいとは思いますが、今の三股町の方針としては、先生方を信頼して、先生に任せているんだという方向は素晴らしいことだと思いますから、だけど上部機関であるところはいつもそれを分析しながら、全校にやっぱり通達なり、いろんな指導をされるわけですから、その辺は把握しておらないと、事件が起きたときには責任問題とかなんとかですから、そこからやられるわけですから、その辺は十二分にやってもらいたいと思います。

それと、ついでに僕は申し上げたいんですが、これだけ三股中とか小学生のクラブ活動を含めて、これだけの成績を与え、大人にやっぱり勇気を与えてくれておりますよ、確かに。だから、あそこの横断幕に張るだけじゃなくして、やっぱり広報も、もうちょっと大きく教育委員会から出して、町民に対しての宣伝をされたらどうかと思いますので、ついでにつけ加えておきたいと思います。

それと、先ほどの質問の中で、ちょっとわからなかったんですが、三股中に不登校がないけれども、迎えに行くと登校させるということですが、これはいじめじゃなくて、成績の関係でそういうことになっているんですか、その辺をちょっと。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 完全な不登校状態になるのが2人おまして、あと不登校ぎみというのは、結局、先生が迎えに行く、あるいは学校に来て教室に入らないで、別の教室で先生たちが指導していくということですね、このすみ分けはですね。そういうことで、それはどちらかという、なまけ学といいますか、そちらが非常に多い。私も、一番は不登校、いじめ等によってそうなっているのかということも事情を聞いているわけですが、それではなさそうであります。

つまり、家庭的なこと、結局、愛情不足でしょうかね、そういうものもありまして、なかなか学校に来たがらない、あるいは朝起きてもちょっと学校まで行かんとか、そういう子供たちがほとんどでございます。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） いじめの問題の最後ですけれども、いじめで私なんか心配するのはやっぱり命だと思うわけですね。そしたら、この前の新聞ですけれども、俳優の赤木さんが命の大事さということですね、その子供は本当におじいちゃんとかおばあちゃんとか、みんなが心配しているんだよと、それでそのことはいつか大人になったときには小さい問題であったかもしれないのだと、命はこんなに大事なんだという、そういう教育も必要じゃないかな、この人

がいいことを書いているなどと思って見たものですから、その辺のやっぱり先生方の指導、そういうことをやっぱりPTAとか家庭教育にも関係があるんですから、それ関連して、やっぱり子供に命の大事さを御指導していくようお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

先ほど、設備の問題で言われましたが、私はこのように考えたりするんですよ。やっぱり町民にこれだけ交付金とかいろんなものがカットされていく、役場でもこれだけ辛抱しているんだよということで進めていないのか。私が今さっき演壇で言ったのは、やっぱり例えて言えば都市整備課ですね、都市整備課の方たちも一生懸命やっています。私なんかは1週間に1回行くわけですから、課にも。その中で、自分の時間をつくって、公園の草刈りをしたり、いろいろ努力をして、町の環境は一生懸命されているんですが、いざ自分の部屋に帰ったらあんな状態ですね。

だから、町民が来ても、しっかり仕事をしているということは、環境をぴしゃっとしていないと、子供を教育するときも言うのですがね、「部屋を片づけんか、勉強しがないもんか」というのと同じなんです。だから、余り遠慮しないで、やっぱり整備するところは整備して、働くところは働くんか、そういうことでやらないと、よくはならないと私は思いますので、その辺をもう一回聞いておきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 庁舎の管理は総務企画課で行っているところでございますが、確かに今御指摘がありましたように、総務企画という立場から行政改革を強力に進めているところでございまして、職員にも少し無理難題を申し上げまして、住民が来るところが先よと言って、後回しにした傾向は確かにございます。

しかしながら、やはりやっていかなければならないという認識では思っております。まだ、下の方の町民保健課をこの議会が終わったらすぐにかかる予定にしております。その辺が済んで、あとまだいっぱいございます。クーラーもひよっとしたらだめになりそうでございます。しかしながら、この前、検討会をしましたら、しかし、もつかもしれないと、なかなか管が建物の中を通っているのがよくわからないということでございまして、もたせるだけもたして、そして壊れたときは予備対応とか、いろんな形で一夏ぐらいはクーラーもつかないかもしれんけれども、それも我慢しようということで、この前、会議でもなったところでございます。

そう言いながらも、やはり働く場のものはきちっとしておかないと、おっしゃるように、自分のところはせずにおって、外にきれいにやれと言っても、これもまた一理ある問題でございますので、今後、できるだけ早く検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） それでは、最後の問題ですが、これも検討していただけるということですから、これは私が2期目のころですから、もう10何年前ですね、あそこに道路を計画するというので、1人の地権者の方が反対されて、破綻になったという経緯があるわけですよ。しかし、私たちが月1回にあそこをボランティアでするわけですけれども、表の方は物すごくきれいになりましたし、老人クラブ、それから保育園の園児の方なんか協力いただいて、今は自転車の盗難も何もなくなって、きれいになったんですが、やっぱり掃除をしながら、やっぱり裏側が本当に余りひど過ぎますよ。

だから、その辺をすれば、整備をすれば、周辺の人たちもボランティアで片づけると思います。だから、その辺を含めて、将来にはやっぱりあそこに跨線橋か踏切をつくって、銀行なんかも、どんどんあそこを通路可するようにすれば、裏側の新馬場の方も活性化していくわけですから、その辺の将来を見据えた整備計画というのも今後していただきたいと思います。

これで質問を終わりたいと思います。

○議長（原田 重治君） ここで3時まで暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時58分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位11番、重久君。

〔7番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（7番 重久 邦仁君） 私は、さきに通告いたしておりました3点について御質問いたします。

まず、冒頭でございますが、行政は官のためにあらず、民のためにあるべきであるということをお原点にいたしまして、質問事項に従いまして行います。

今、国では、思わぬ税収増により、三位一体の行政改革の流れで変化は生じてきていることは、皆さん御存じであろうと思います。我々が、地方行政、そして町議会、そしてあらゆる改革の中で、合併問題において三股町では単独を選考いたしました。

しかし、行政改革の名においてです、我々住民は本当に合併せずによかったと言える人々が、単独の方がよかったという声を何人聞くでしょうか。町内においては、よかったという人もおれば、いや、そうじゃない、先々やっぱ合併するとじゃないのかいという不安の声もあります。

ただ、都城市近郊で合併された町においては、「三股はよかな、三股は頑張っくいやんな」という声はよく聞きます。それはなぜかということ、三位一体の改革による地方の合併がいかにも矛盾

が多いかということがわかってきたのではなかろうかという思いであります。

それでは、まず行政改革について私が質問しております、投票所の削減は投票率低下となったが、選挙管理委員会の協議結果について何うということまで質問いたしております。

表面上、これ協議結果でございますので、答弁としては、その委員会の結果だけを問うているかと思いますが、少し触れさせてもらいますと、今度の町長選の最終の得票は1万2,573票でございました。前回の投票に対して3.65%減、225票の差であります。平成18年、それから前回との比較は当然4年前ですから平成14年でございます。69.79%が前回です。今回が66.14%でございます。4つ削減された地域において、選挙管理委員会の人たちが投票所の削減をしたところの地域の声を聞いているのであろうかと、またその実態はどうだったのか。

こういう声を聞きます。投票所の変更について、場所がわからなかった等、それから乗せて行って、その場所まで年とった人たちが人を頼んで行くのに、その人に乗せてもらおうと、あの人と一緒にいったと、当然後でそのことが要らぬうわさ呼んで、私は困ったと。これから高齢者社会になる現況において、本当に削減がただの財政的なものであれば、民意を本当に反映させる投票という、我々の最低限選挙権の選挙に参加し、投票に参加できる権利を奪っているのではないかというふうに思うわけであります。

第2点、自治会の加入促進状況について、支部加入状況、人口増と支部加入が反比例状況を示している、支部加入促進状況について何うものでございます。

私が調べました平成17年度までの支部加入者戸数は、6,852戸数でございます。三股町の自治公民館組織活動補助金合計額は1,079万6,400円でございます。町の方からこれだけお金を出している。そして、6,852戸数が支部として町の方の行政事務の連絡網、その他において回覧板等を受け取っておられる現状でございます。

しかし、三股町は、全般的に都城の居住重点指定を受けております。施策として、住民の人口流入を促進、ましてはこれを都城のベッドタウン化する施策をやっておられると思いますが、約1万世帯に、約ですね、9,000は超えていると思うんですが、1万世帯に対して6,852戸数の加入ということの数字は、町長としてはこれは、たくさん入っておられると認識されるのか、やっぱり約3,200戸数は入っていないということは、10軒のうち数字でいうと3.1、そして入っておられる人は7ぐらい、3対7という比率になりますね。

今後、ふえていく住宅着工、または流入予想される比を見たときに、もう少し自治会の活動なりの促進に町の政策なりを重点的に照らし合わせて、三股町がもっと、ああ、地域住民になってよかったなと思われるような施策のさらなる展開をお願いしたい。

これについては、1つ、私は支部に入ってくれる人たちに、支部費の中に消防団活動費、それ

から防犯灯の電気料金等が含まれております。これすらも払わないで、町の方にあれもしてくれ、これもしてくれというのは、新規に入られる人が多いように見受けられます。

そこら辺の皆さんに対して説明をしている、現在、窓口業務と兼ねて1階の方に説明される方が年間35万ですかね、1人おられるですね、女性の方がですね。その人が説明をされて、地域の支部に入られる加入促進はしておられるんですが、あの人員1人で先ほど言いました数字の現支部会員数が6,852戸数入っておられる数字と、私が3対7の比率に分けた数字が、今度はさらに入らない人が多くなると、4対6になっていく現状ではないかという数字を危惧しているものでありますから、質問として上げました。

3点目の岩下橋についてということで、これは都城東環状線の岩下橋かけかえについてということで、現町会議員全員で県の方に強く要望しようじゃないかという決意のあらわれとして、新たに組織をし、要望している問題であります。

私も町長も、この件については昭和45年の工事により、幅員を6メートルまで拡張したが、大型車の離合が厳しい状況であるという、県からの答えはもらっておるんですが、果たして、その県の方の言うことをそのままにして、厳しい状況というのは財政的な問題で、似たような橋が県下にあると、三股だけではないという言葉そのままにしておく、三股の主要道路、重要な、私は岩下橋というのは、幹線であると思うわけであります。

ほかの地区からすると、岩下橋にかかる路線のかけかえについては、大変重要な路線であるし、これをこのまま大型車も離合できないような危険のある場所だと、そして歩道橋が脇にあります、これは昭和60年度につくられたものであります。なぜ、上流側につくらなかったという話もう出ておりますが、非常に岩下橋については、政治的にこれからは取り組む要素になっておろうかと思えます。

県下には、たくさん同じような状況で橋をつくってくれというのはありますし、これをそのまま順番待ちしておく、いつになるやらと思う気持ちから、ここはぜひ町長が、また我々議会も一生懸命取り組みますが、政治的決断をもってどう今後取り組むかに、私は町長の決意を思い、質問している次第でございます。

以上3点を壇上からの質問といたしまして、あとは自席から行います。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、1番目の行政改革について。

投票率低下と投票所削減についての選挙管理委員会の協議結果についてと、これにつきましては、直属の選挙管理委員会の事務局長である総務企画課長の方から答弁をお願いしたいと思いま

す。

それでは、2番目の支部加入者の状況についてという事項でございます。

人口増加率と支部加入率が反比例状況を呈していないかということでございます。支部加入率につきましては、御指摘のとおり、年々減少傾向にございます。平成14年度の加入率が74.2%でございましたが、平成18年度は70.8%ということで減少をいたしております。公民館、あるいは支部への加入は、行政が強制できないことから、非常に厳しい面があるわけがございます。

そこで、町といたしましては、各自治公民館長と協議いたしました結果、平成16年度から転入者、転居、転出者の情報を支部長及び公民館長に提供することにより、加入の促進をいたしているところでございます。

その結果、毎年1%程度の加入率低下でございましたが、16年度以降は0.5%程度の減少となっております。この減少率が鈍化したということでございますが、依然として減少傾向には余り変わりはないということで、加入率の促進をしていく必要があるわけでございます。

なお、支部加入促進補助金につきましては、平成19年度を区切りとして再評価をし、効果があれば見直しが必要と考えているところでございます。

それから、3点目の岩下橋についてということでございまして、岩下橋の拡幅、またかけかえの要望につきましては、以前から県へ要望しているところでございますが、なかなか厳しい状況下でございます。ことし5月の22日に、県知事と土木部長へ、都城東環状線岩下橋のかけかえについて陳情を行ったところでございますが、県からの回答は、都城東環状線の岩下橋は都城圏域を結ぶ重要な橋梁であることで、橋のかけかえ工事の必要性は感じているが、県内には、先ほどもお話がございましたように、同じような橋梁が数多くあるということで、優先順位と現下の厳しい財政状況から見て、近年中の対応は難しいという状況の回答であったところでございます。

本町におきましては、御承知のとおり、橋が狭く、大型車の離合もできないことと、三股中学校の生徒の通学路でもございます。一たん県道を横断して通学している状況にあることで、生徒の交通事故を危惧しておりまして、岩下橋のかけかえ、もしくは橋の上流側への歩道橋架設について、従来より要望しているところでございます。大変厳しい状況に変わりはないわけですが、今後も粘り強く地道に岩下橋の拡幅、かけかえに向けて要望してまいりたいというふうと考えているところでございます。

この岩下橋のかけかえにつきましては、県の出先の土木事務所、また県庁に行った折には土木部の部長、また管理課の方にもいろいろと陳情、要望はいたしているところでございますが、今後もさらに粘り強く陳情、要望をしていきたいというふうと考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 行政改革について、投票率低下と投票所削減についての選挙管理委員会の協議結果についてということでございます。

この問題につきましては、さきの議会でも答弁いたしましたけれども、さきの町長選が投票率が低かった、3.65%低かった理由といたしまして、いろいろ分析等をしてみたところがございます。その結果、6地区、それから4地区、それから5地区ですかね、この地区について投票所を統廃合をしたところがございます。今回、平均3.65%下がったところがございますが、それ以上に下がったところがほかの地区でございまして、統廃合したところのうち、梶山以外については平均よりも下がってないという状況でございます。

しかし、下がってないから統廃合は関係なかったのかということ、やはり何らかで影響はあったのではないかというふうには思います。しかし、どのぐらい影響があったのかというのは、なかなかわからないところでございます。

それから、今回のさきの町長選で投票率が低かった理由としまして、合併問題がありまして、我々行政に携わる者としては非常に関心が高まったのではないかという意識でいたところがございますけれども、逆に一般町民におきましては非常に関心が薄かったと、投票率の朝にはもう既に新聞に出ておりました。投票が開始される朝の新聞に「関心高まらず」という、宮日の新聞にもう既に報道されておりました。全くその結果のとおりになったところがございます。

したがって、その要因は、高まらない要因は何だったのか、これはいろいろ要因があると思います。したがって、選挙管理委員会としては、今回の投票所の統廃合によって、直ちに投票率が低かったのかというのは、今後の様子をまだ見る必要があるというふうに考えております。

今後、しばらく実施してみて、これが町民の中から、やはりいかんというような声が上がってくる中では、勇気を持って改革したものでも再検討するということが必要ではないかと思っております。

ただ、これについては、今、改革して直したところがございますので、この改革に当たりましては、町民代表によります行政改革委員会、あるいは庁の内部の部会、あるいは庁議、それから選挙管理委員会での検討、いろんな段階を経て十分検討されたものでございますので、もうしばらく様子を見てみたいというふうに考えているところでございます。

今回は、御存じでありましようけれども、宮崎県の県知事選挙、これにおいても我々行政から見ますと、官製談合が行われたということで、選挙がありますよということで、相当の報道がなされました。関心が高まっただろうと思いますけれども、町民は逆に官製談合等があったことによって投票率が下がるのではないかという、言われている人もいらっしゃいます。今回の宮崎県の県知事選でも投票が下がるのではないかというふうに、選管では分析をしておりますけれども、

これが少しでも下がらない方に、啓蒙に力を入れていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 先に、投票所の削減の件についての選管の協議の結果がそのような、今、課長が答弁された結果ということで、質問いたしたいと思います。

選挙管理委員会におかれましては、年4回定例会を開催するという事に選挙管理委員会規程に書いてありますが、ことし、4回行われました期日とその内容が議事録に残っておられるのであれば、教えてもらいたいと、選管の協議。

そして、この投票率削減のマイナスポイントになった件の主要要因は、ここに答弁中の課長がされたことについての内容をもう一回読ませてもらうと、先ほどの答弁に近いんですが、投票所の削減が投票率の低下になったということの指摘だけども、今回の町長選の投票率が下がった理由として、投票所の統廃合をしたことが直ちに投票率低下につながった主要因であるとは選挙管理委員会では分析していないということを前回言われて、私もこうして議事録を持っていますが、じゃ主要因ではなかったと先ほど言われましたけど、ちょっと納得できないんですが、12月定例会に、ことし、3、6、9、12あったはずですね、3、6、9、12において、いろいろ各種委員会の投票所削減の経過がこの審議の中で上がってきたと思うんですよね。

9月ですということを決まったわけだから、6月には必ずそのことは上がっているんですよ。それで、マイナスとなった12月の定例議会で、主要因ではなかったということで議論があったはずですが、先ほどちょっと答弁もあったんですけど、ちょっと納得いかないんですが、その2点についてお答えをお願いします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 選挙管理委員会は、定例としては年4回とありますけれども、選挙のたびに開催しておりまして、恐らく選挙があるない年で随分変わってまいります。恐らく、ことしから来年にかけては、年に20数回の委員会を開くところでございます。

そういう中で、議事録はということでございますけれども、議案としての資料はございますけれども、議事録はとっておきません。したがって、議事録については、とってある場合もあるんですけども、すべては議事録をとってないところでございます。それから、もちろん縮小したことよっての議事録はあるのではないかというふうに思っておりますが、ちょっと手元にございませんが、そういうことでございます。

それから、2点目の直ちに投票率が低かったことが統廃合したことではないと分析しているところでございまして、関心が高まっていなかった、選挙に対してですね、合併という問題が1つ

の論点というふうに言われていました。それから、3人の候補の方がそれぞれ選挙の公約を掲げられて、いろいろ訴えられたところでございます。にもかかわらず、主は合併問題が争点ではなかったかというふうに言われてきたところでございました。

そういう中で、ふたをあけてみた結果が、結局、関心が高まらなかったのではないかとということで、この正確なところのなぜ下がったのかという正確なところは難しい問題でございまして、そうではなかったかということでございます。

したがって、統廃合したことが直ちに選挙の、統廃合したことによって選挙の投票率の低下につながったということではないというのは、要するに勝岡地区、前目地区、ここの選挙投票所の投票率がほかのところから比べるとさほど落ちてないと、ほかのところ平均3.65よりも落ちてない。落ちているのは1地区、2地区、3地区、7地区、ほかの地区が落ちる率が高かったということでありまして。

ただ、ほかのところは落ちているから、じゃその影響がなかったのかというと、何らかの影響はあったのではないかと。しかし、どのぐらい影響があったのかというのは、なかなか分析がしにくい問題でございます。

そういうことで、選管としてはもうちょっと様子をやはり見る、そうした中で地域から、いろんな方から、やはりおかしいよということがあれば、1回決めたことであっても、さらに検討をし直す要素はあるだろうというふうには思いますが、1回、今選挙があっただけでございまして。そして、先ほど申しましたように、今回の官製談合で宮崎県知事選がありますが、これについても投票率は低いというふうには選管としては考えております。

したがって、もうちょっと様子を見させていただいて、分析させていただきたいというのが心情でございまして。

以上でございまして。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 町長は、この質問を受けて、人口が増加しているのに対して削減ということに対しては疑問であると、前回質問したときそのように答えておられまして、あと私の都合が悪い話は言いません。結局は、言われていることは、ここに各種委員会の審議をへて決まったこととございましてということが答弁であります。今、総務課長が選挙の管理事務局長として、年4回定例会の中の任期の日程は定かではないと、これから選挙がまた県知事選等々らについて即時対応するようにしているのが選挙管理委員会の現状であるというようなことを言われましたけど、やっぱり委員会事務局、ここに選挙管理委員会の規程がありますが、公正な選挙を行うために、町長から独立した機関とうたっております。

選挙管理委員会の人たちに対しましては、ぜひ現状のやっぱり地域の、特に今、三股町は都市

化現象と過疎化の問題を議員が言っております。まず、そこに対して、現状で投票率が、現状でも下がっていているのに対し、地域が、特に田上地区で高齢化が高いところの地区の投票者に対して、非常に難儀をさせている。平坦な土地であればいいですよ。田上地区から梶山の小学校に投票所に行くのには、行きはかなりの坂道があるのではないですか、現状は。

やっぱり行政が官のためにあらず、民のためにあるべきだというのは、ただ行政削減、削減、削減、こればかりを主張したら、三股町がなぜ独立しているんですか。都城からすると、13万からすると、三股の2万なんていうのは偶っこですよ。そういう施策を、温かい施策を町長が住民との対話という基本基調があるわけです。

ぜひ、そのことを思いながら、切るべきところを切るというのに対しまして、行革委員会の中で上げられましたテーマが、前回も私が言いましたかもしれませんが、町立病院の問題はどうするかというテーマ、そして年間維持費が5,000万をかけている文化会館をどうするかというテーマ、そして上がってきたのがこの投票所削減の3点です。片や5,000万の問題、片や100万の問題で、地方自治の自由意思をあらわす投票所を削減して、投票率が下がった。

一体、住民の選挙権を行使する、選挙に参加して投票に参加できる権利を奪うということは、私は非常に重いものがあるのではないですか、この判断がですね。ましては、1月4日ですか、告示、1月の21日に今度は投票ですかね、これに県知事選ですね、先ほど下がるであろうという予想でしょう、確かに。

しかし、よくよく課長、考えてみてください。県知事になられた人が、三股町の得票率、三股町からのどのくらいの支持票というのは歴然と出てきます。そのときに、三股町からの要望なりが来たとき、汗もかかず、何もかかんとところに、まあ書類を見ようかねという意識が私は如実にあらわれてきたら、この判断は、この100万の判断は、1億にも10億にも匹敵することを私は考える1人ですが、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） ご承知のとおり、国民の選挙は三大義務の中でございます。教育、納税、選挙ということです。そういうことで、投票率の数字の問題は、投票率というものはその町村の良識度といいますか、これをあらわすものだというふうに理解をいたしております。

そういうことで、投票率の問題は、やはり前の議会でも申し上げましたように、かねがねの選挙啓発活動、これが非常に大事なことではないかというふうに考えております。選挙の前だけの選挙啓発ではなくて、やはりかねがねの、選挙啓発活動というものが、非常に大きな要素を持っているんじゃないかというふうに考えているところでございます。

そのようなことから、今回の投票所の削減というものは、今後の、先ほど課長の方からも申しましたように、今後の状況等を十分見きわめていきたいというふうに考えているところでござい

ます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 今後の状況を見ながら、また選挙管理委員の局長といたしましても、今後の推移を見ながら、改めるところは改めたい、また民意を反映したいということでございますので、これにて、この質問は終わります。

続きまして、2番目の支部加入者促進について、現在6,800戸数と言いましたが、3分の1と言いましたね、窓口は3月、4月に転入転出で非常に慌ただしく、下のおられる行政事務の、またそのつなぎをされている人から少しは、お話を伺ったんですが、やっぱり最初から1戸建ての家をつくる人は支部に入ると、大体100%入らしいんです。ただ、アパート関係に入られる人は、ちょっと転入をしてきても、支部の公民館長さんの名前から紹介はするし、また地域支部のあり方というパンフレット等をお配りして、勧誘をしているけれども、1戸建てをつくられた人は間違いなく入るけど、その他の人はちょっとやっぱり難しいということでもあります。また、私もそうだろうなと思うんですよ。

ただ、地域の自治公民館長さんの中におかれましては、非常に勧誘を、一生懸命、自宅に行つて、いかに地域支部が大事なものかということ、1軒1軒行つて回られる館長さんもおると。名前を言いますと、また誤解がありますけれども、7地区におかれましては、岩元さんという人なんかとちょこちょこ会う機会がありますと、一生懸命努力されているし、また軒数としては162戸数ということでございますので、小回りがきくのかなという、あれがあります。

そこで、私が先ほど言いました、地域に支出の部の中で、電気料が占める割合のことを、ちょっと述べさせてもらいたいと思うんですよ。電気料は質問にはないと言われれば、それじゃなくて、行政事務連絡員に、地区に均等割と戸数割でお金を出しておられる中で、今度は支出の方で電気料というのが支出されております。それを見ると、ある地域の中で、行政の方からの補助金に対して、52万に対して、これと交付金というのがあるんですが、消防防犯費21万8,000円、それからある地区は、ここは水道光熱費として上げられておりますが、街灯費、児童館のガス代も少しあるのかもしれないけど、27万379円ですね。

そのように、やっぱり支部として、また行政の事務連絡員の自治公民館としては、そのように公益的に防犯灯を設置した後の電気料を、公平に電気料を納めておるわけですね。自治会に入らない人は、やっぱりそんなのに、みんなのためにお金を出して、みんなのためになっているんだという意識がないのではなからうかと思って、私は提言しているのであって、こういうことをもうちょっと強く、支部会員に入らない人に対して、ためになつちよるとやなど、支部に入っくいんよというようなことを、もうちょっと説得力ある材料として私が今提言しているのであって、

やっぱり27万とか、この数字というのは、防犯灯、ただの電柱がちょっと建っているというだけですけど、この辺は地域の方でも、自治会としては非常に公的に役に立っていると。また、汗を流しておられる公民館長さんたちにもアドバイス等になればと思って、電気料のことをちょっと支出の部で、やっぱり、占めている割合が20何万となると、支出の方でもかなりなウエートを占めているなど思ったものですから。

それと、窓口で女性の方が、今、町長が先ほど答弁されましたけど、強制的には言えないというところの補充的なことで一生懸命説明されて、私も聞いておったんですけど、銀行の受付じゃないんですけど、子供が来ると風船をくれますよね。三股町に入ってこられて、入れば何かよかことがあるとやなど、本当子供だましかもしれません、そういうふうには民間の方は、ちょっとしたことでサービスというか、1戸建ての家をつくる人なら表札をプレゼントするとか、そういうのがありますよと言えば、窓口業務もちょっと話を真剣に聞いてくれるのではなかろうかと思って、提言させてもらいます。

以上で、支部加入促進については質問を終わらせていただきます。

今、提言しましたことについて、担当課の答弁をいただければと思いますが、いかがでしょうか、今の提言なりについて。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 支部加入の仕方というものについて、過去からずっといろいろな場面で論じてきたところでございますが、町が力を入れれば入れるだけ、住民から苦情が来るというのが過去にあったところでございます。何で強制なのかということですね。それで、今回、公民館の方で人を雇っていただきまして、公民館で勧誘をしていただくということで、下の方には設置しているところでございます。

下の方の窓口で、もし、もうちょっとやり方を変えた形で、もちろん無愛想にやるよりは、何らかでやる方が、もちろん雰囲気もいいでしょうから、そこ辺ができないのかどうか、この辺は公民館連協長さんの方に、また検討方をお願いしたいというふうに思いますので、私の方からお伝えをしておきたいと、いうふうに思います。私の方と公民館長さんの連協長さんの方とで、また協議をいたします。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 最後の岩下橋についての質問に移ります。

先ほど言いましたように、これは政治的な問題になろうかと思っております。現状、そして今、あそこを通学路にしている生徒たちの、交通戦争に巻き込まれないことを日々祈っておりますが、この点について、町長の御決意を、また取り組む姿勢、そして政治的にやっていくんだという答弁を先ほどもらいましたけども、具体的に今後、今、国交省ですかね、そのあたりの国の対策と

してやっておられるところに陳情に行くとか、そういうような計画はないものか、お伺いいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 岩下橋のかけかえにつきましては、本町にとりましては非常に重要な課題でございます。今までも陳情活動をしているわけですが、やはりこれにつきましては、今までのような陳情活動ではなくて、上京して本省に行って、そういう陳情書面を持っていくようなことも、今後考えていきたいと。やはり政治的に、これは走らないと、どうしても、がちが明かないと、今の段階では、ということも考えております。そういうことで、今後、努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（7番 重久 邦仁君） 私が最初冒頭に言いました、行政は官のためならず、民のためにあるべきだということで、最後まで、町長があきらめずに、上京して陳情に行ったという話を聞くことを御期待申し上げまして、これで終わります。

以上。

○議長（原田 重治君） 一般質問はこれにて終結します。

○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時44分散会

議事日程(第5号)

平成18年12月20日 午前10時00分開議

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

追加日程第1 決議案第2号上程

日程第3 常任委員会の視察研修報告

日程第4 議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

日程第5 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

追加日程第1 決議案第2号上程

日程第3 常任委員会の視察研修報告

日程第4 議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

日程第5 議員派遣について

出席議員(18名)

1番 齊藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 長尾 鈴子君	6番 大久保義直君
7番 重久 邦仁君	8番 東村 和往君
9番 池田 克子君	10番 別府 久光君
11番 原田 重治君	12番 中石 高男君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

いては、決算書、事項別明細書、決算資料及び監査意見書に詳しく記載してありますので、説明は省略いたします。

審査の結果、当委員会では慎重審査の結果、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

議案第111号「財産の取得について」説明を申し上げます。本案は、三股町総合文化施設等整備周辺整備事業用地として、1万9平方メートルを1億2,976万8,289円で取得するものであります。文化ホール、図書館南側で舗装と緑地帯を分けて整備する計画であります。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第112号「三股町コミュニティバス運行に関する条例」について説明を申し上げます。この条例は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定により、三股町コミュニティバス運行に関する条例を制定するものであります。

審査の結果、当委員会では慎重審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第113号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について説明申し上げます。この条例案は、来年度より町コミュニティバス運行に関する案件であり、別表中、特別職報酬等審議会委員の次に地域公共交通会議委員、委員長月額4,800円、委員4,700円を新たに加えるものであります。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第122号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額86億1,225万3,000円に歳入歳出それぞれ8,671万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ85億2,553万4,000円とするものです。

歳入についての主なものは、基金繰入金1億8,171万5,000円の減額で、三股中学校施設整備費に公共施設等整備費であり、繰越金2億1,949万7,000円は前年度繰越金で、町債で教育債の8,920万円の減額は三股中学校整備費事業分であります。歳出の主なものは、中学校整備費2億3,589万円の減額で、公債費1,453万7,000円の減額は元金利子の分で、基金の1億974万9,000円は財政調整基金積立金で、予備費の5,798万7,000円は収支の調整額であります。また、歳入歳出補正予算は、実績と補助金等の決定による増減措置であります。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された案件についての説明を終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、福祉保健委員長よりお願いします。福祉保健委員長。

〔福祉保健常任委員長 重久 邦仁君 登壇〕

○福祉保健常任委員長（重久 邦仁君） 福祉保健常任委員会の審査結果について御報告申し上げます。

ます。福祉保健常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第102号、103号、104号、105号、110号、114号、116号、117号、118号、121号、122号、123号の計12件でございます。以下、案件ごとに御説明いたします。

議案第102号「平成17年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」御報告申し上げます。本議案は、監査報告に基づき、決算書及び決算審査意見書に詳細に述べてありますので省略いたします。

審査の経過について、保育料の滞納合計額1,853万1,540円になっているが、この件について滞納者に対する取り組み状況を所管課に説明を求めました。滞納者増の要因は、以前は保育園が徴収、今は町が口座振り込み納付書送付等により町が徴収しておる。結果として滞納者増加につながった。町滞納者対策をさらに強化するには、保育現場としても滞納催促強化、職員での滞納整理、滞納者の保護者を招集し理解を求め、協力的でないときは退所させることもあることを通知する。児童手当支給時に保育料の納付勧奨する。入園手続時に納付勧奨する。また、過年度の滞納については、過去不納欠損としての処理の例がない状況であり、中には既に転出等により納入不能なものも含まれていることから、不納欠損処理も行いたいと報告がありましたが、町施策の数々の補助に対し、約1,800万余の滞納に対する保護者に指導、滞納勧奨をするべきとの強い意見がありました。また、振り込む側からすれば、24時間あいているコンビニなど活用できればよいという意見もありました。緊急な対策を図られるよう当局に望みます。

審査の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

議案第103号「平成17年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算24億8,807万7,198円、歳出決算額22億6,495万7,090円、差し引き2億2,312万108円となります。保険税滞納繰越分1億2,403万78円のうち、688万9,023円を不納欠損として処理しております。詳細については、決算事項別明細書、決算審査意見書に記載されていますので省略いたします。

審査の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

議案第104号「平成17年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額22億6,003万9,573円、歳出決算額22億1,614万2,475円、差し引き4,389万7,098円となります。老人保健対象者は、平成17年度は2,776人です。詳細については、決算事項別明細書、決算審査意見書に記載されていますので省略いたします。

審査の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

議案第105号「平成17年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額15億2,284万3,186円、歳出決算額14億9,800万233円、差し引き2,484万2,953円となります。詳細について決算事項別明細書、決算審査意見書に記載されていますので省略いたします。

審査の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

議案第110号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）」であります。この条例は、平成18年10月から施行された健康保険法の改正により、それまで診療の中に保険が適用されない医療などが含まれた場合、原則保険給付外とされていたのを改め、共通する部分について適用し、それ以外の特別の医療やサービスなどを自費負担とした。そして、この部分を保険外併用療養と定めたものであります。

審査の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

議案第114号「三股町障害者自立支援手当支給条例」、この条例は時限立法であります。国が第4期介護保険事業見直しの時点で自立支援法の統合を検討し、ただいまの時点では不明確であります。したがって、時限立法として、平成21年3月31日限り、助成額については所得のある世帯とない世帯一律とはせず、実態に応じた助成額とするものであります。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第116号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の総額27億967万5,000円に歳入歳出それぞれ1,107万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,074万8,000円とするものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第117号「平成18年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてであります。歳入歳出予算の総額15億9,492万6,000円に歳入歳出それぞれ346万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,839万1,000円とするものであります。以下、説明欄のとおりであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第118号「平成18年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の総額503万2,000円に歳入歳出それぞれ24万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ527万8,000円とするものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第121号「宮崎県後期高齢者医療広域連合の設立について」であります。本案は、地方

自治法（昭和22年法律第27号）第284条3項の規定により、宮崎県内の全市町村にかかわる後期高齢者医療制度に関する事務を処理するために、別紙のとおり規約を定め、宮崎県後期高齢者医療広域連合を設立するものでございます。

審査の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

議案第122号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第4号）」についてであります。当所管課の福祉課において、歳入では、国、県の負担金、補助金であり、増減補正し、歳出では、児童運営費100万円は、ひまわり保育園擁壁改修工事費であります。町民保健課において、主な歳入は、民生費負担金の保険基盤安定負担金557万3,000円であり、歳出では、民生費社会福祉費、節の繰出金1,598万8,000円で、国民健康保険特別会計へ繰り出す分であります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第123号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。本案は、地方自治法第244条の2第6項及び三股町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、三股町国民健康保険病院の指定管理者として選定した結果、医療法人社団牧会小牧病院に指定管理者の指定がなされたものです。選定経過と結果報告につきましては、資料が配付してありますので御参照ください。

審査の経過について報告いたします。契約書に契約不履行時の担保を明記し、現職員の身分保障をすること、前回の指定管理者である医師会病院のようなことがないように契約を厳密にすること、契約締結前に支障のない範囲で議会報告をすることなど意見がありました。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、産業建設委員長よりお願いします。産業建設委員長。

〔産業建設常任委員長 財部 一男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（財部 一男君） 産業建設常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第102号、106号、107号、108号、109号、119号、120号、122号と陳情第13号の計9件でございます。以下、案件ごとに御説明申し上げます。

議案第102号「平成17年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、本案は、歳入歳出決算の総額については、総務文教常任委員長の報告がありましたので省略いたします。歳入歳出決算の内容等については決算書の事項別明細書及び決算資料に、また概要については決算審査意見書に詳しく記載されていますので省略いたします。

なお、審査の経過について附帯意見がありましたので申し上げます。住宅使用料の滞納繰越分の徴収については努力の跡が見えますが、長期滞納者等も見受けられるので、さらに努力されるよう申し上げるといふ附帯意見であります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第106号「平成17年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を御説明申し上げます。本案は、歳入決算が4,337万4,878円、歳出決算が4,326万8,541円で、差し引き10万6,337円となり、同額が翌年度繰越額となります。歳入は、使用料が1,058万3,560円、繰入金が3,268万3,000円が主なものであります。また、歳出は、施設管理費が937万9,306円と公債費2,632万7,840円となったものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第107号「平成17年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。本案は、歳入決算が3,829万736円、歳出決算が3,821万7,011円で、差し引き7万3,725円となり、同額が翌年度繰越額となります。歳入は、使用料が827万2,903円、繰入金1,619万5,000円、前年度繰越金1,381万9,333円が主なものであります。また、歳出は、施設管理費が715万8,855円と公債費3,015万9,924円となったものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第108号「平成17年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を御説明申し上げます。本案は、歳入決算が4億2,676万7,612円、歳出決算が4億2,660万5,363円で、差し引き16万2,249円となりました。同額が翌年度繰越額となります。歳入は、公共下水道受益者負担金が598万5,500円、公共下水道施設使用料108万7,076円、国庫補助金1億5,450万円、繰入金7,713万9,000円と町債1億6,320万円が主なものであります。また、歳出は、事業費の中の委託料が9,811万70円と工事請負費2億4,230万円、公債費が4,112万5,328円となったものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第109号「平成17年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。本案は、歳入決算が3,289万3,561円、歳出決算が3,223万4,679円で、差し引き65万8,882円となります。同額が翌年度繰越額となります。歳入は、墓地使用料と管理手数料で482万9,000円と一般会計繰入金2,791万5,000円が主なものであります。また、歳出は、墓地公園管理費に151万2,718円と公債費

2,803万961円、墓地公園管理基金への積立金269万1,000円となったものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第119号「平成18年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額3,969万7,000円に歳入歳出それぞれ37万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,007万2,000円とするものであります。歳入は、使用料を150万円と繰越金を7万2,000円増額補正します。一般会計繰入金金を119万7,000円減額補正し、歳出は、敷設管理費を37万5,000円増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号「平成18年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額4億6,160万4,000円に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,161万3,000円とするものであります。歳入は、繰越金と町債を増額補正し、一般会計繰入金と雑入を減額補正するものであります。また、歳出は、総務管理費、公共下水道事業費及び公債費の元金について財源内訳を補正し、公債費の利子を9,000円増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第122号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第4号）」について御説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の補正額については、総務文教常任委員長の報告がありましたので省略いたします。当委員会関係における補正の主なものは、農業振興費において、宮崎の花ブランド産地育成対策事業と住宅費の中で修繕料を補正追加し、住宅建設において委託料及び工事請負費に組み替えするものが主な補正であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、陳情第13号「「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める決議」（案）の採択を求める陳情書」について御説明申し上げます。本陳情第13号は、平成18年11月21日に提出され、受理されたものであります。陳情提出者は、全国林野関連労働組合都城支署分会執行委員長緒方誠治氏であります。内容については、森林・林業基本計画に基づく、多様で健全な森林保全の推進、林業・木材関連産業の再生等、望ましい森林・林業施策実行に向け、平成19年度予算の確保等必要な予算措置を講ずることのほか5項目について陳情されたものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で御報告を終わります。

日程第2. 質疑・討論・採決

○議長（原田 重治君） 日程第2、質疑、討論、採決を行います。

議案第102号「平成17年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。議案102号「17年度一般会計歳入歳出決算の認定について」、反対する立場から簡潔に討論を行います。

17年度は、定率減税縮減・廃止を初め増税路線に踏み出したことにより、住民の暮らしに重大な影響を及ぼしました。17年度は、今まで住民税が課税されていなかった高齢者やフリーターにも課税するとか、障害者など福祉サービスの自己負担をふやすとか、およそ負担能力のないところにまで負担を求める情け容赦ない施策が盛り込まれました。

本町の町税は大幅に増額となっておりますが、国の三位一体改革で、国が当然負担する負担金が大幅に減額となっております。行財政改革元年として、お年寄りの敬老祝い金も節目ごとの支給となり、800人以上の人の楽しみを奪うことになっております。また、体育館使用料の値上げなど、住民への負担を押しつけております。

よって、この案に、102号に反対いたします。

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第102号は、各委員長の報告のように原案のとおり認定することに御異議ありませんか。（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）——異議があるようですから起立により採決します。議案第102号は、各委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第102号は原案のとおり認定されました。

議案第103号「平成17年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第103号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり認定することに御異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）——御異議があるようですから起立により採決します。議案第103号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第103号は原案のとおり認定されました。

議案第104号「平成17年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第104号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり認定することに御異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）——御異議があるようですから起立により採決します。議案第104号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第104号は原案のとおり認定されました。

議案第105号「平成17年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 105号「17年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、17年10月から特別養護老人ホームなど介護施設の居住費、食費は介護保険の対象外となり、原則として全額が利用者負担となりました。施設利用者には、年間で1人当たり約39万円というかつてない負担増となったのです。要介護5でありながら、負担の重さに耐えられず施設を退所した方もおられます。本町でも、17年度は施設介護サービスなど給付費が前年度より減額となっております。少なくない年金からも保険料が天引きされているが、必要と認定された人がサービスを受けられないということは、社会保険制度の根幹にかかわる問題です。本町も、国に対して国庫負担金を今の25%から30%に引き上げるように求めていくべきだと考えます。よって、この決算には反対いたします。終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから起立により採決します。議案第105号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第105号は原案のとおり認定されました。

議案第106号「平成17年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第106号は、産業建設委員長の報告のように原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり認定され

ました。

議案第107号「平成17年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第107号は、産業建設委員長の報告のように原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり認定されました。

議案第108号「平成17年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第108号は、産業建設委員長の報告のように原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案のとおり認定されました。

議案第109号「平成17年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第109号は、産業建設委員長の報告のように原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり認定されました。

議案第110号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第110号は、福祉保健委員長の報告のように承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり承認されました。

議案第111号「財産の取得について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第111号は、総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

議案第112号「三股町コミュニティバス運行に関する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第112号は、総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

議案第113号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第113号は、総務文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

議案第114号「三股町障害者自立支援手当支給条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第114号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

議案第116号「平成18年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第116号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

議案第117号「平成18年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第117号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

議案第118号「平成18年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第118号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

議案第119号「平成18年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第119号は、産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

議案第120号「平成18年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第120号は、産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

議案第121号「宮崎県後期高齢者医療広域連合の設立について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 121号「宮崎県後期高齢者医療広域連合の設立について」、後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を現在加入している国民健康保険や組合健保などから切り離し、後期高齢者だけを被保険者とする独立した医療保険制度です。

この制度の最大の問題は、後期高齢者の医療給付費がふえれば、高齢者の保険料の値上げにつながる仕組みとなっていることです。そのことが受診抑制につながることであり、命と健康に重

大な影響をもたらすことが懸念されることです。また、すべての後期高齢者が、介護保険と同様に年金天引き方式などで保険料を徴収されることです。広域連合は、都道府県単位で結成しますが、住民が運営に参加できる仕組みが遠のくという問題もあります。

この制度がどのような仕組みと内容かも示さないのに、連合の設立規約の議決を行わせることには反対です。

以上で討論を終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから起立により採決します。議案第121号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

議案第122号「平成18年度三股町一般会計補正予算（第4号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第122号は、各常任委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

議案第123号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 1点だけ、委員会の皆さんに質問したいと思います。

慎重審議で全会一致ということだったそうですが、小牧病院を指定管理者にするということに

全会一致で賛成したということは、その小牧病院がこの町立病院を経営する場合の指定管理業務は何なのかですね。それから、会計管理の原則はどう定めたのか、また指定管理料は幾らになったのか、それから指定管理の取り消し規定はどうなっているか、それから施設とか設備の管理責任の範囲はどう定めてあるか、また賠償等、補償、賠償等が起きた場合の町と小牧病院のあり方はどう定めてあるのか、そういった内容はどうかだったのかですね。どういう取り決めがなされているのか、それを教えていただきたいというふうに思います。我々のところには何にも、資料も何にもありませんので、委員会でのそのあたりのどういう内容であったのかということをおきたいと思います。

以上です。

○議長（原田 重治君） 福祉保健委員長。

○福祉保健常任委員長（重久 邦仁君） 質問事項が大変多岐にわたっておりますが、委員会での審査の中で決定できるものは、小牧病院を指定管理者としてできるか否かの審議でありまして、今お手元にある資料の内容については御説明を伺ったわけですが、契約をする以前の先ほど質問がありました金額等々については、具体的に数字の明示はありませんでした。

審査の内容については先ほど御報告しましたので、このその他の質問がありましたことにつきましては、ここで内容を詳しく御説明するというのは、委員長では、委員会、私では不足でしょう。内容についての指定管理者選定結果報告書というのがお手元にあるかと思えます。

ここで議長にお願いですが、全協に切りかえてもらえれば、担当課長の説明を求めたいと思うんですが、よろしく……。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 今、見たら、ここにあるわけですが、全然中身は見ておりませんので、ちょうど時間も時間ですから、ここでひとつ休憩したらいかがでしょう。

○議長（原田 重治君） それでは、全協に入って説明を受けたいと思いますので、休憩しましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）15分まで休憩。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議といたします。

それでは、ここで（発言する者あり）ここで全協に切りかえます。

午前11時15分休憩

〔全員協議会〕

午前11時19分再開

○議長（原田 重治君） それでは、休憩前に引き続き本会議といたします。

福祉保健委員長。

○福祉保健常任委員長（重久 邦仁君） 最初の質問でありました診療科目について、委員会での御報告を申し上げます。科目については、医療法人社団牧会小牧病院では、内科、整形外科、リハビリテーション、それから外科、皮膚科となっており、特定医療法人敬和会戸嶋病院では、診療科目については内科、神経内科、リハビリテーション、皮膚科、整形外科となっており、医療法人宏仁会の海老原記念病院においては、内科、胃腸科、整形外科、リハビリテーション、皮膚科の科目になっております。この3病院についての比較検討の御説明がありました。

以上でございますが、その次の質問事項については、補足として当局の説明を願えればと思います。

以上。

○議長（原田 重治君） それでは、全協といたします。

午前11時21分休憩

〔全員協議会〕

午前11時23分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議とします。

桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 医師会病院との——医師会病院にその指定管理者を指定して今日まで来ているわけですが、やはり医師会病院とこの指定管理者にする際の契約書とか、それなしで指定管理者を認めたと思うんですね。ところが、半年以上経過して、現に毎月1,000万の赤字を出して、もう6,000万以上の赤字になっていると思いますが、これが来年の春まで続くということが予想される中で、きのう私が一般質問で、その例えば1億の赤字になったときに、医師会がその赤字分を町が持ってくれと言ってきた場合は、どうなるのかということに対しては、町長は赤字分は1円も出しませんということでした。それじゃ、指定管理料についてはどうかという質問については、助役はそれも出したくはありませんという非常にわかりやすい答弁ですが、出したくはない、払わない、赤字は負担しない、一銭も、赤字分は1円も負担しない、指定管理料は払いたくないという2つの答弁ですが、医師会との契約によれば、指定管理料については、来年の春終わった時点で決算状況を見て、指定管理料を定められているわけですよ

ね。指定管理料を定めるということは、町は指定管理料を支払うということの意味していますよね。その金額が幾らかというのは、決算状況を見てですから、当然1億なら1億の赤字であるということ踏まえて、両者で話し合うということになりますよね。したがって、その最初から指定管理料は幾らであると、赤字が出た場合は払いません、黒字になった分はあなた方のものと、そういったきちんとした契約というものが必要だったと思うんですよね。

だから、今度の小牧病院のその進め方も、同じ轍を踏みかねんと私は思うわけです。だから、ここにヒアリングの一覧表を今さっきもらったばかりですが、これはヒアリングにおいて相手方がそう言っているということにすぎないわけですよね。契約でも何でもありません。やはり議会としては、例えば5,000万円以上の入札があったときに議会の承認を求めるときには、落札した業者と契約書を結んで、それで議会の承認があった後、これは発効するということですよね。それと同じだと思うんですよ。こういう契約でいきますと、両方の署名捺印があって、それで病院側も、これで、この契約内容でどうだろうかということを議会に諮らなかつたら、ただ認めてくれと、そして指定管理者とか、そういうのはもういわば白紙委任ですよね、執行部に対する。それでは、我々議会議員としては町民に責任を負えないということだと思うんですよ。

だから、私は、今これを採決するかどうかということになっておりますが、ここで議長に対して、この採決を休止して、この議案については継続審議にすると、そして継続審議にして、その間に小牧側とちゃんとした内容を詰めて、それで仮契約でもとりあえず契約して、それを議会上げてきて、それを全体審議で、もう委員会付託は済んでいるわけで、それは委員の皆さんの決定はわかっておりますが、全体審議でやったらどうか。そうしなかつたら、このはっきりした内容も定まっていなのに、我々が認めろと言われても、それは町民に対して責任を負えない、説明がつかないと思うんですよ。

だから、この議案は継続審議にする動議をここで出したいと思いますが、賛成の議員がいらっしゃれば、同意をお願いしたいと思います。

以上ですが、動議の提出です。（「賛成」「賛成者がいらっしゃるのか、言ってみてください」と呼ぶ者あり）

○議長（原田 重治君） ちょっと全協を行います。

午前11時30分休憩

〔全員協議会〕

午後1時28分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議とします。

桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 今、議長から議運の結果を聞きましたが、小牧病院との関係が、小牧病院との関係がおかしくなるちゅうことになる、最悪のケースになるわけですね。だから、今、仮契約を早急に結んで、それを次の議会で議題として上げると、そこで検討して、それが認められたら本契約にするということであるならば、先ほどの動議はここで撤回したいと、引っ込めたいと、それが一番いいだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 午前中からいろいろこの議案第123号につきまして、所管の委員会を初め議会の皆さん方に大変御迷惑をかけております。深くおわびを申し上げたいというふうに考えております。

そういうことで、本日の段階におきましては、委員長の報告のとおりひとつ承認をしていただきまして、先ほど議長の方からお話ございましたように、契約書の段階で、また議会の方にこれを提出して了解をいただきたいという考えでおりますので、ひとつそのようなことで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。東村君。

○議員（8番 東村 和往君） ただいま上程されております123号の議案につきまして、賛成の立場から討論いたします。

公の施設は、住民の負託を受けて、地方公共団体がこれを設置して管理しているため、その管理を地方公共団体以外のものに行わせようとする場合、住民や議会の理解を十分に得ることが必要であるというふうに言われておりますし、当然なことであろうと思います。

この観点から、昨年の12月議会におきましては、執行部のもろもろの説明を信じて、現在の都城医師会病院を指定管理者として承認したところであります。しかしながら、結果として、現状のようなことになってしまっているわけですから、議会としても、執行部に対して偽らざる不信感がありまして、先ほどからの激論になっているものと思います。

しかしながら、指定管理者として小牧病院を、否定するか否かの本案は、議案でありますので、

医師会病院が撤退を表明した今、今回の公募に応じた3つの病院のどれかを選定しなければならないわけであります。

この点については、委員会で慎重に審議がなされ、また懸念される点につきましては、先ほどの委員長報告にもありましたように、契約書に契約不履行時の担保を明記し、現職員の身分を保障すること、前回の指定管理者である医師会病院のようなことがないよう契約を厳密にすること、契約締結前に支障のない範囲で議会報告をすること、というような附帯意見が付されております。

執行部は、このことを真摯に受けとめて、今後の契約締結時には慎重にも慎重を期して臨んでいただきますようお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（原田 重治君） ほかに討論はありませんか。（「賛成でいいですか」と呼ぶ者あり）討論ですよ。（発言する者あり）賛成討論です。山領君。

○議員（18番 山領 征男君） 賛成の立場から、本案に討論いたします。

まず、病院でいろいろあんだなど、年間努力しても1億円の赤字が出るころもあれば、これを見ますと、516万の黒字を出すんだと自信たっぷりに書いてある。いかにこう病院経営が難しいのかということを感じておりますが、本契約においては、まずこの選定結果の報告書を出されたこと、非常によかったと思います。それと、今話がありましたが、仮契約の段階に議会に諮ると、非常にこう前向きだと思っております。今は18ですけれども、今後は12になります。やはりそうした議員も説明責任も十分あるわけですから、やっぱりこの態度を失わないようにして今後やっていただきたい。

そうした意味で、今回のこの、もめましたけれども、大変意義のある議論だったと思って、賛成の立場から討論いたします。終わります。

○議長（原田 重治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第123号は、福祉保健委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

陳情第13号「「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める決議」（案）の採択を求める陳情書」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。陳情第13号は、産業建設委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、陳情第13号は原案のとおり採択されました。

追加日程第1. 決議案第2号上程

○議長（原田 重治君） 先ほどの陳情第13号の採択に伴う決議案第2号の取り扱いについてお諮りします。決議案第2号「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める決議」を日程に追加し、全体審議で措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。それでは、議事日程表の日程第2の次に追加日程第1、決議案第2号上程を御記入願います。

これより決議案を配付します。しばらくお待ちください。

それでは、追加日程第1、決議案第2号を議題といたします。

決議案第2号について提出者の説明を求めます。財部君。

〔2番 財部 一男君 登壇〕

○議員（2番 財部 一男君） それでは、ただいま上程されました決議案について趣旨説明を行います。

決議案第2号「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める決議」について、提案の趣旨を説明いたします。

今日の森林・林業や木材関連産業は、国産材の価格低迷が長期に続く中で林業の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成、整備が停滞し、森林の持つ多面的機能が低迷している実情にあります。

そのような状況を打破するため、本町議会として、国に対して、森林・林業基本計画の確実な実行や地球温暖化防止、森林吸収源10カ年対策の着実な実行、そして多面的機能維持を図るための森林整備等を推進するために、決議案に記しました6項目の施策の実行とこれに要する

19年度予算の確保を強く求める決議を行おうとするものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（原田 重治君） それでは、これより質疑、討論、採決を行います。

決議案第2号「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める決議」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。決議案第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 常任委員会の視察研修報告

○議長（原田 重治君） 日程第3、常任委員会の視察研修報告を議題とします。

初めに、総務文教常任委員会よりお願いします。斉藤さん。

〔総務文教常任副委員長 斉藤ちづ子君 登壇〕

○総務文教常任副委員長（斉藤ちづ子君） それでは、総務文教常任委員会の研修報告をいたします。

去る11月20日から21日にかけて、熊本県御船町と福岡県嘉麻市に研修視察に行きました。御船町は、人口約1万8,600人で、自立している町であります。住民投票の結果、8割が合併反対だったそうであります。行財政改革の取り組みについて勉強してきました。

御船町では、まず職員の意識改革が大切とのことで、行動指針をつくり活動しています。また、行政評価制度を導入して、3,000万円の効果が出たとのことであります。町民にわかりやすく財政状況を公表し、町財政の状況を理解していただくために、バランスシートを作成しています。町民総参加による行財政改革の推進や健全な財政運営の参考として活用されています。また、きのうも一般質問がありました。17番議員が言われましたけれども、こういう1枚の紙で、町

の皆さんにわかりやすく説明した用紙があります。事務局に資料はありますので、町長、ぜひごらんください。

続きまして、また、議会活動についても、町の各種の審議会から議員は委員を辞退することを決定するなど、また独自で講師を招き議員研修会を開催し、議員は「議会は今何をなすべきか」のテーマで勉強するなど、また議会として行財政改革推進に関する提案書を執行部に提出したり、すばらしい活動をしているのには目を見張るものがありました。

次に、嘉麻市の総合運動公園ですが、まず体育館ですけれども、天井は東京ドームと同じ幕が使っており、明るいため、日中の電力消費の軽減につながっているとのことでもあります。これは平成7年から平成8年にかけて建設されたもので、財源については過疎債と地総債の交付税措置があり、総額11億6,000万円の交付税を使ってあり、一般財源からの持ち出しは1億3,000万円だけでできたものでありました。また、陸上競技場は、第3種の公認を受けたものであり、筑豊初の全天候型の陸上競技場であります。福岡県で全国の高校駅伝大会も開催できるというものでありました。経済効果があり、全国から合宿の学生が来るそうでもあります。

町としましても、スポーツ合宿所建設の予定があるそうですので、ぜひ参考にしていただけるよう御報告いたします。ありがとうございました。

○議長（原田 重治君） 次に、福祉保健常任委員会よりお願いします。長尾さん。

〔福祉保健常任委員 長尾 鈴子君 登壇〕

○福祉保健常任委員（長尾 鈴子君） それでは、福祉保健常任委員会の視察研修報告をいたします。

去る11月13日から15日まで2泊3日の行程で、山口県周防大島町及び和木町を視察研修いたしました。参加者は、議員5名、事務局1名、計6名でした。

まず、周防大島町は、山口県南東部に位置し、瀬戸内海で3番目の面積を有し、大島瀬戸にかかる大島大橋によって本土と連携しています。平成16年10月、4つの町が合併し、人口約2万1,500人の町となりました。65歳以上の高齢者は全体の65%で、特に高齢化率の高い町です。

大島町では、「元気にここに安心して21世紀に羽ばたく先進の島」というスローガンを掲げて、町全体で高齢者の方々を見守ることについて、さまざまな取り組みをされております。その中から幾つか上げますと、高齢者モデル居住圏、買い物代行、ボランティア活動の一環で地域通貨と言われるチケットを発行されておりました。また、将来的にはテレビ電話も考えておられるとのこと、つまりネットワークで見守るということです。そのほかにもさまざまなことを構想し、実行と、繰り返し繰り返し行っており、少しずつですが、現実化していくつもりですと担当課長の説明を受けました。

次に、和木町は、山口県の最東端に位置し、広島県と隣接しています。町域のほとんどが山と海に囲まれている町です。和木町の研修目的である福祉施策について、健康づくりの計画、健康和木21構想と3つの基本理念として「町民との手づくり」「実行可能なもの」「お金をかけない」を平成15年度から実践しているそうです。ひとり暮らしの方に対し「愛の声かけ運動」ということで、乳酸飲料を無料で配布しながら声をかけ、ボランティアの手づくり弁当を週1回配布し、健康教室については離乳食教室、育児学級、その他いろいろ個別健康教育等を開催し、必要な助言、指導を行っています。育児面でも多くの助成、援助されており、中でも、幼稚園、小学校、中学校の給食費を無料ということは驚かされました。そこで、気になるのが財政ですが、和木町は、企業誘致したおかげで黒字だそうです。

大島町、和木町、三股町、それぞれ置かれている立場は違うので、同じようにはいきませんが、さまざまな取り組み方など、両町を参考にしながら福祉視察のあり方を考え直す必要があるなど、委員の皆さんの感想でした。

なお、参考資料については、議会事務局にありますのでごらんください。

以上、福祉保健常任委員会研修報告を終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、産業建設常任委員会よりお願いします。財部君。

〔産業建設常任委員長 財部 一男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（財部 一男君） それでは、産業建設常任委員会の政務調査について御報告いたします。

産業建設常任委員会においては、去る10月26日から27日にかけて、鹿児島県川辺町の農事組合法人「どんどんファーム古殿」を研修先として調査いたしました。参加者は、財部、福留、山領、黒木の4委員と事務局長の5名であります。

調査内容について説明いたします。

まず、地域の概要であります。総戸数が149戸で、農家戸数は30戸で、農家率20.1%であります。そのうち専業農家が12戸で、あとは1種兼業5戸、2種兼業13戸となっております。耕地面積は、水田、畑等を合わせ35.7ヘクタールとなっております。

次に、集落営農の取り組みと進化について御報告いたします。担い手不足や農業用機械への過剰投資などにより水田農業が行き詰まる中、集落の農地と農業は自分たちで守ろうと、古殿地区では平成8年に機械利用組合が発足して、農業機械の共同利用、農作業の受託や農産物の生産直売、付加価値を高める加工品の製造販売などに取り組んできたそうであります。営農意欲のある農家には機械の共同利用を進め、転作田や担い手のいない農地においては受託作業や農地の借り受けを行うなど、集団ぐるみで地域農業を支えるシステムをつくり上げたそうであります。このような経過をたどり、集落に農地を持つ農家54戸とJAさつまの出資参加によって、平成

17年4月1日に鹿児島県内初の集落型農業生産法人、農事組合法人「どんどんファーム古殿」を設立し、同年5月には特定農業法人へと組織を発展されたそうであります。

次に、事業の特徴について御報告いたします。まず1番目に、農地の集積と耕作放棄地の防止ができたことが1番であるということであります。次に、2番目に、機械、施設の共同利用による過剰投資からの脱却ができるようになったことであるということであります。3番目に、役割分担による多様な農業労働力の提供と地域への還元がなされるようになったということであります。

次に、経営状況を申し上げますが、発足して1年目の平成17年度が、収入約2,900万円、支出が2,810万円だそうであります。差し引き90万円の黒字となったとのことで、借入金等は一切ないとのことであります。また、オペレーターとして活動される方々は、専業農家に限らず、サラリーマンで、土、日、祝日に従事しているのも特徴的でありました。また、70歳以上の女性で結成されている「若葉会」の方々は、軽作業等を担っているということでもあります。オペレーター、「若葉会」等に支払われた雇用賃金は、平成17年度で約1,000万円が支払われ、地域に還元されるようになっておるそうであります。

以上、政務調査の一部を報告いたしました。資料等は事務局に提出してありますので、参考にさせていただければ幸いです。

以上をもって政務調査報告といたします。終わります。

日程第4. 議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 日程第4、議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

議会運営委員会については、本定例会の閉会後に招集される次回定例会または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項を、議会広報編集特別委員会については、本定例会にかかわる議会広報の編集及び発送事務の調査と1月23日、24日の両日、熊本県長洲町の広報編集事務視察を、それぞれ閉会中の審査事項とし、両委員会は閉会中も活動することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会については、ただいま申し上げました調査をそれぞれの閉会中の審査事項とし、両委員会は閉会中も活動することに決しました。

日程第5. 議員派遣について

○議長（原田 重治君） 日程第5、議員派遣の件を議題とします。

明けて1月25日、高鍋町で開催される時局講演会に全議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、1月25日に高鍋町で開催される時局講演会に全議員を派遣することに決しました。

以上ですべての案件を議了しましたが、9月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後1時56分休憩

〔全員協議会〕

午後1時59分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（原田 重治君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成18年第6回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後2時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 原田 重治

署名議員 斉藤ちづ子

署名議員 桑畑 浩三